

平成 24 年第 2 回定例会  
3 月会議

# 津幡町議会会議録

平成24年 3 月 6 日再開

平成24年 3 月14日散会

津幡町議会

# 平成24年第2回津幡町議会定例会3月会議会議録 目 次

## 第1号（3月6日）

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 本日の会議に付した事件	3
1. 再開・開議（午前10時00分）	4
1. 会議期間の報告	4
1. 議事日程の報告	4
1. 会議時間の延長	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 諸般の報告	4
1. 議案上程（議案第5号～議案第49号）	4
1. 議案に対する質疑	13
1. 委員会付託	16
1. 町政一般質問	16
3番 黒田英世議員	16
2番 西村 稔議員	24
1. 休 憩（午前11時59分）	26
1. 再 開（午後1時00分）	26
2番 西村 稔議員	26
17番 河上孝夫議員	30
6番 森山時夫議員	35
12番 道下政博議員	39
1. 休 憩（午後2時51分）	48
1. 再 開（午後3時05分）	48
5番 中村一子議員	48
8番 酒井義光議員	61
11番 向 正則議員	64
1. 閉 議（午後4時53分）	69

## 第2号（3月7日）

1. 出席議員、欠席議員	71
1. 説明のため出席した者	71
1. 職務のため出席した事務局職員	71
1. 議事日程（第2号）	72
1. 本日の会議に付した事件	72
1. 開 議（午前10時00分）	73

1. 議事日程の報告	73
1. 町政一般質問	73
9番 塩谷道子議員	73
1番 八十嶋孝司議員	80
1. 閉 議 (午前11時09分)	87
第3号 (3月14日)	
1. 出席議員、欠席議員	89
1. 説明のため出席した者	89
1. 職務のため出席した事務局職員	89
1. 議事日程 (第3号)	90
1. 議事日程 (第3号の2)	90
1. 本日の会議に付した事件	90
1. 開 議 (午後1時30分)	91
1. 議事日程の報告	91
1. 会議時間の延長	91
1. 議案等上程 (議案第5号～議案第49号、請願第1号～請願第9号、請願第25号 (継続))	91
1. 委員長報告	91
1. 委員長報告に対する質疑	96
1. 討 論	96
1. 休 憩 (午後3時08分)	110
1. 再 開 (午後3時25分)	110
1. 採 決	110
1. 同意上程 (同意第1号)	114
1. 質疑・討論の省略	115
1. 採 決	115
1. 議会議案上程 (議会議案第2号～議会議案第3号)	115
1. 質 疑	116
1. 討 論	116
1. 採 決	116
1. 質 疑	117
1. 討 論	117
1. 採 決	117
1. 休 憩 (午後3時55分)	117
1. 再 開 (午後3時56分)	117
1. 議会議案上程 (議会議案第4号～議会議案第5号)	117
1. 趣旨説明・質疑・討論の省略	117
1. 採 決	118
1. 閉議・散会 (午後3時59分)	118
1. 署名議員	119

# 平成24年3月6日(火)

## ○出席議員(18名)

議長	南田孝是	副議長	道下政博
1番	八十嶋孝司	2番	西村稔
3番	黒田英世	4番	荒井克
5番	中村一子	6番	森山時夫
7番	角井外喜雄	8番	酒井義光
9番	塩谷道子	10番	多賀吉一
11番	向正則	14番	谷口正一
15番	山崎太市	16番	洲崎正昭
17番	河上孝夫	18番	谷下紀義

## ○欠席議員(0名)

## ○説明のため出席した者

町長	矢田富郎	副町長	坂本守
総務部長	焼田新一	総務課長	長和義
企画財政課長	岡本昌広	監理課長	大田新太郎
税務課長	河上孝光	町民福祉部長	板坂要
町民児童課長	瀧川嘉孝	保険年金課長	岡田一博
健康福祉課長	小倉一郎	環境安全課長	竹本信幸
産業建設部長	川村善一	産業経済課長	榊田和男
都市建設課長	岩本正男	上下水道部長	村田善紀
料金課長	太田和夫	上下水道課長	石庫要
会計管理者	北野力	会計課長	橋屋俊一
監査委員事務局長	宮川真一	消防長	國本学
消防次長	西田伸幸	教育長	早川尚之
教育部長	大坂茂	学校教育課長	八田信二
生涯教育課長	田縁義信	河北中央病院事務長	東本栄三
河北中央病院事務課長	酒井菊次	教育委員長	堀内修

(午後1時53分から欠席)

## ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹田学	議会事務局長補佐	高山真由美
総務課長補佐	田中健一	行政係長	田中圭
管財用地係長	田辺利行		

## ○議事日程（第1号）

平成24年3月6日（火）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 議案一括上程（議案第5号～議案第49号）

（質疑・委員会付託）

- 議案第5号 平成24年度津幡町一般会計予算
- 議案第6号 平成24年度津幡町国民健康保険特別会計予算
- 議案第7号 平成24年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算
- 議案第8号 平成24年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第9号 平成24年度津幡町介護保険特別会計予算
- 議案第10号 平成24年度津幡町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第11号 平成24年度津幡町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第12号 平成24年度津幡町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第13号 平成24年度津幡町バス事業特別会計予算
- 議案第14号 平成24年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 議案第15号 平成24年度津幡町河合谷財産区特別会計予算
- 議案第16号 平成24年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算
- 議案第17号 平成24年度津幡町水道事業会計予算
- 議案第18号 平成23年度津幡町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第19号 平成23年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 平成23年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第21号 平成23年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第22号 平成23年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第23号 平成23年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第24号 平成23年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第25号 平成23年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第26号 平成23年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議案第27号 平成23年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第28号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第29号 津幡町部設置条例等の一部を改正する条例について
- 議案第30号 津幡町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 津幡町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第32号 津幡町子ども医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第33号 津幡町介護保険条例の一部を改正する条例について

- 議案第34号 津幡町環境美化条例について  
議案第35号 津幡町暴力団排除条例について  
議案第36号 津幡町立学校施設使用条例の一部を改正する条例について  
議案第37号 津幡町公民館設置条例及び津幡町公民館使用条例の一部を改正する  
条例について  
議案第38号 津幡町体育施設条例の一部を改正する条例について  
議案第39号 津幡町コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例について  
議案第40号 津幡町立図書館設置条例の一部を改正する条例について  
議案第41号 津幡町文化会館条例の一部を改正する条例について  
議案第42号 津幡町生涯学習センター条例の一部を改正する条例について  
議案第43号 津幡町地域交流センター条例の一部を改正する条例について  
議案第44号 津幡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について  
議案第45号 指定管理者の指定について（津幡町高齢者福祉施設ウェルピア倉見）  
議案第46号 指定管理者の指定について（津幡町総合交流型宿泊研修施設倶利伽  
羅塾）  
議案第47号 指定管理者の指定について（津幡町中高年齢労働者福祉センターサ  
ンライフ津幡）  
議案第48号 朝日畑辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について  
議案第49号 請負契約の締結について（津幡町立太白台小学校大規模改造・耐震  
改修工事（建築））

#### 日程第4 町政一般質問

#### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜再開・開議＞

- 南田孝是議長 ただいまから、平成24年第2回津幡町議会定例会3月会議を再開いたします。  
本日の出席議員数は、定数18人中、18人であります。  
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

- 南田孝是議長 本日再開の3月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から3月14日までの9日間といたします。

＜議事日程の報告＞

- 南田孝是議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

- 南田孝是議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

＜会議録署名議員の指名＞

- 南田孝是議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本3月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第120条の規定により、議長において18番 谷下紀義議員、1番 八十嶋孝司議員を指名いたします。

＜諸般の報告＞

- 南田孝是議長 日程第2 諸般の報告をいたします。  
本3月会議に説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長に出席を要求いたしました。説明員については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。  
次に、町長から地方自治法第180条第2項の規定による  
**報告第1号** 専決処分の報告について（「請負契約の締結について」の議決の一部変更について（津幡町立津幡小学校周辺整備工事（進入道路）））および  
**報告第2号** 専決処分の報告について（「請負契約の締結について」の議決の一部変更について（津幡町立津幡小学校グラウンド整備工事（その1）））の報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。  
次に、本日までに受理した請願第1号から請願第9号までは、津幡町議会会議規則第91条および第92条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。  
次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による平成24年1月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。  
写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。  
以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案上程＞

○南田孝是議長 日程第3 議案上程の件を議題とし、議案第5号から議案第49号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、平成24年第2回津幡町議会定例会3月会議として、本会議が再開されるに当たりまして、ごあいさつと提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず初めに、先月26日に瓜生地内の県道で発生した土砂崩れにつきましては、一時的に集落が孤立する事態となり、関係の皆さまに大変なご心配とご苦勞をおかけいたしました。幸いにも人的被害がなく、安堵したところでございます。

なお、一刻も早く孤立状態を解消するため、県と町が協力して迂回路となる林道を夜間にかけて除雪いたしました。その除雪終了に伴います林道の開通により、明るく27日には北陸電力の電源車による電力供給が開始されるとともに携帯電話も使えるようになりました。また、固定電話やケーブルテレビにつきましても28日までには復旧し、以前のおりとまでは言えませんが、普段の生活を取り戻すことができました。

瓜生地区の孤立状態解消に当たりましては、石川県津幡土木事務所を初め、北陸電力、NTT西日本、携帯電話各社ならびにケーブルテレビなどのご尽力もあり、早期解消が図れましたことに心からお礼を申し上げます。今後は、一日も早い県道の復旧を期待するものでございます。

それでは、提案をいたしました平成24年度津幡町予算の概要ならびに重点施策につきまして、その大要をご説明申し上げます。

平成24年度の予算規模につきましては、全会計合わせた当初予算案は約222億500万円、前年度当初予算との比較で約7,100万円、0.3パーセントの微増となっております。

会計全体では増となる中、一般会計につきましては当初予算との比較で1.3パーセント、1億6,000万円の減額となる120億5,500万円でございます。単純に数字だけを見ますと2年連続の減額予算ということになります。

これは、前年度予算に対しまして津幡小学校のグラウンド整備・周辺整備事業や子ども手当など、事業の完了や制度改正により当然減額となるべきものを減額し、歳入の規模を見きわめながら新たに必要となる事業を検討し、追加させていただいた結果でございます。

また、平成23年度の国の第3次補正予算に呼応して、1月臨時議会および2月会議に補正予算で計上いたしました緊急度の高い太白台小学校の耐震化・大規模改修事業やデジタル防災行政無線の整備など約7億9,200万円は、平成24年度実施事業となります。これらのことを踏まえすと、実質的な平成24年度予算は5.1パーセント、6億3,200万円の増となる積極的な予算であるということをご理解していただけるものと思います。

さて、高齢化社会の進展に伴い扶助費などの義務的経費が年々増大する中、政策的、とりわけ投資的経費に充当できる予算は極めて限られることになるわけですが、安心、安全なまちづくり、元気で活気あふれるまちづくり、住んでよかったと実感できるまちづくりを目指しながら、緊急度、必要性もあわせて勘案し、予算を配分いたしました。

主な建設事業といたしましては、県内で初導入となる種類の大型遊具整備を含めたあがた公園

整備事業や住民の方々の利用頻度が高い津幡中央公園・住吉公園整備事業に加え、大河ドラマ誘致活動にも重要な拠点である倶利伽羅公園内公衆トイレ整備事業などであります。さらにスポーツの拠点である津幡運動公園陸上競技場三種公認更新整備事業のほか、道路・橋梁整備や道路消雪設備、農林施設整備のうち継続事業や計画決定済み事業を優先的に計上させていただきました。

ソフト事業につきましても、予防ワクチン接種に対する助成制度をさらに拡充し、新たにロタウイルスワクチンを対象に加えました。また昨年、通院に対する助成を小学校2年生まで拡充した子ども医療費助成につきましても、本年度はさらに小学校卒業までに拡充する予算を計上いたしました。従来の不妊治療への助成金に加え、不育症治療への助成金も新たに計上いたしております。継続事業である大河ドラマ誘致関連事業や科学のまちづくり関連事業、農業公園構想調査事業につきましても内容を一歩進め、さらに山間部の小学校に対する複式授業解消事業費につきましても、引き続き予算計上いたしております。

特別会計につきましては、毎年給付費が増加しております国民健康保険特別会計や後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計に加え、老朽化した施設の管理費の増額が見込まれる農業集落排水事業特別会計やデジタル化への設備投資が必要となるケーブルテレビ事業特別会計、利便性向上に向けた路線見直しによる運転業務委託料の増が見込まれるバス事業特別会計が増額となっており、それ以外はすべて減額となっております。それぞれ財政規律を守りながら緊急度、必要度に応じて予算計上をいたしております。

事業会計につきましては、病院事業会計におきまして2か年続いた管理棟の耐震化・大規模改修が終了したことで通常ベースの予算に戻っております。また、水道事業におきましては、継続事業となる8次拡張事業や老朽管更新事業に加え、一般会計からの借入金を一部繰り上げ償還して経営の健全化に努める予算を計上するなど、それぞれの事業運営上必要な経費を緊急度、必要度に応じて予算を計上いたしております。

それでは、平成24年度津幡町一般会計当初予算および特別会計当初予算ならびにその他の諸議案につきましても、順を追ってその概要をご説明申し上げます。

#### **議案第5号** 平成24年度津幡町一般会計予算について。

まず、主な歳入につきまして説明いたします。

1款町税では、年少扶養控除の廃止や特定扶養控除の改正等により個人町民税の増額が地方財政計画以上と予想されることなどから、前年度当初予算に比べ2.9パーセント増となる35億5,599万5,000円を計上いたしました。

2款地方譲与税は、地方揮発油譲与税で3,700万円、自動車重量譲与税についても前年度と同額となる1億円を計上いたしました。

6款地方消費税交付金は、地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ500万円増となる2億8,500万円を計上いたしました。

10款地方交付税は、元利償還金に対する需要額の減額および町民税増収等による減額を考慮し、前年度比3.5パーセント減となる36億3,000万円を計上いたしました。

12款分担金及び負担金3億9,755万4,000円は、保育園保育料や農林水産業費分担金などであります。

14款国庫支出金および15款県支出金合わせて19億7,574万9,000円は、子どものための手当や障害者自立支援給付事業、土木施設災害復旧事業など、各種事業に対する国・県からの負担金、補

助金、委託金であります。

16款財産収入は、7,100万8,000円を計上いたしました。主なものは、あがたの里敷地売却分などの不動産売却収入であります。

18款繰入金は、5億1,859万1,000円を計上いたしました。主なものは、財政調整基金繰入金4億5,700万円、地域づくり推進事業基金繰入金2,780万5,000円などであります。

20款諸収入は、2億2,884万8,000円を計上しております。主なものは、延払機械設備貸与事業資金貸付金や水道事業経営健全化資金貸付金元利収入などであります。

21款町債は、10億6,720万円を計上いたしました。主なものは、土木債2億9,870万円、災害復旧債7,510万円、臨時財政対策債6億円などであります。

次に、歳出につきまして主なものをご説明いたします。

1款議会費1億5,832万9,000円は、議員報酬や議会だより発刊費、町村議会議員共済会負担金のほか、各常任委員会等の研修活動費などであります。

2款総務費は10億5,530万9,000円で、その主なものとして、特別職および一般職の給与費などの一般管理費4億5,035万1,000円、広報つばた発刊費やケーブルテレビ番組制作費などの広報費1,832万7,000円、庁舎や機械車両等管理費、地籍調査事業費などの財産管理費6,523万3,000円、地域情報化推進事業費やケーブルテレビ事業特別会計繰出金などの企画費3,905万6,000円、基幹業務システム管理費などの電算費1億964万8,000円、町税の賦課および徴収費である徴税費1億4,101万7,000円、そのほか戸籍住民登録費1億25万5,000円などを計上いたしております。

3款民生費は31億3,911万7,000円で、その主なものは民生児童委員活動費や社会福祉協議会活動費などの社会福祉総務費9,874万4,000円、障害者自立支援給付費などの障害福祉費4億4,441万8,000円、老人保護措置事業費など老人福祉費7,476万1,000円、国民健康保険基盤安定繰出金などの国民健康保険費1億2,733万6,000円、介護保険特別会計繰出金などの介護保険費3億4,487万8,000円、子ども手当費や制度の変更による子どものための手当費、民間保育園運営負担金を含めた児童保育運営費や放課後児童健全育成事業費、児童センター費などの児童福祉費20億3,086万1,000円などあります。

4款衛生費は16億5,197万2,000円で、そのうち保健衛生費9億9,060万9,000円の主なものは感染症予防費のほか、子ども医療給付費や老人保健医療費、さらに後期高齢者医療費や河北中央病院事業運営費などあります。

清掃費6億6,136万3,000円の主なものは、塵芥処理費6億1,514万7,000円と、し尿処理費3,386万2,000円で、河北郡市広域事務組合負担金やごみ収集委託料などあります。

5款労働費2,606万2,000円は、指定管理者によるサンライフ津幡管理費761万2,000円、シルバー人材センター運営費1,171万8,000円などあります。

6款農林水産業費5億4,832万1,000円の主なものは、農業費で農業委員会費2,884万円、中山間地域直接支払制度事業費や各種農業振興補助金などを含めた農業振興費1億963万円、県営土地改良事業負担金や土地改良施設維持管理適正化事業費、中山間地域総合整備事業費などを含めた農地費1億4,638万7,000円、倶利伽羅塾管理費などの山村振興等農林漁業特別対策事業費4,504万8,000円、農業集落排水事業特別会計繰出金1億2,760万7,000円などあります。林業費は、森林保全対策造林事業費や道整備交付金による林道整備事業費などで6,727万6,000円あります。

7款商工費2億7,027万7,000円の主なものは、商工会育成費や延払機械設備貸与事業資金貸付金などの商工振興費1億945万9,000円、倶利伽羅公園整備費や観光宣伝推進費などの観光費3,485万5,000円、土地開発公社運営健全化助成費などの企業誘致費4,042万4,000円、本津幡駅乗車券発売等管理費やバス対策費などの交通政策費6,272万3,000円であります。

8款土木費14億3,308万円の主なものは、道路維持費3,936万円、社会資本整備総合交付金や道整備交付金等の活用による道路新設改良費2億7,531万5,000円、社会資本整備総合交付金の活用による橋梁補修事業費など橋梁維持費3,267万円、消雪施設整備事業などの除雪対策費9,520万7,000円、河川費3,171万3,000円、社会資本整備総合交付金によるあがた公園事業費などの公園事業費2億3,640万1,000円、公共下水道事業特別会計繰出金6億1,700万円、町営住宅の管理費や新規事業である住宅リフォーム助成事業費、合併処理浄化槽整備事業費などの住宅費2,689万6,000円であります。

9款消防費3億7,888万8,000円は、2市2町による消防通信指令事務共同運用負担金や耐震性防火水槽設置費、災害弱者緊急通報システム整備事業費、消防団費、常備消防費などが主なものであり、町民の生命、財産を守るためのものであります。

10款教育費10億4,196万円は、教育環境全般の整備および管理運営を図るためのものであります。教育総務費1億4,542万2,000円は、英語活動補助員を配置する語学指導事業費や学校図書館司書配置事業費のほか、科学教育推進費を含む教育センター運営費などであります。小学校費は2億7,835万円で、複式授業解消事業費や情報教育推進事業費、特別支援学級費、就学奨励費などを含む教育振興費5,608万9,000円、9つの小学校の学校管理費2億2,226万1,000円であります。中学校費は1億4,886万2,000円で、学校管理費9,781万9,000円、情報教育推進事業費や放課後課外活動推進費、中学生海外派遣交流事業などの教育振興費5,104万3,000円あります。幼稚園費は6,018万8,000円で、つばた幼稚園の管理運営と私立幼稚園運営助成費などあります。社会教育費2億6,274万5,000円は、各種生涯学習活動費、公民館管理費、図書館費を含む青少年対策費、埋蔵文化財調査費、文化会館費などを計上しております。保健体育費1億4,639万3,000円は、生涯スポーツ推進事業費のほか各種大会開催費、津幡運動公園陸上競技場の三種公認更新整備事業などのほか、体育施設管理費などあります。

11款災害復旧費2億2,369万7,000円は、農林施設災害復旧事業費および町道原相窪線の災害復旧費など公共土木施設災害復旧事業費であります。

12款公債費21億2,598万8,000円は、長期借入金元金償還費18億4,452万3,000円、同利子償還費2億8,073万7,000円などで、平成24年度末における町債残高は前年より約7億8,000万円減の172億1,000万円余りとなる見込であります。

第2表債務負担行為は、固定資産デジタルデータ更新事業費ほか2件について、事業の期間および限度額をそれぞれ定めるものであります。

第3表地方債は、県営土地改良事業ほか18件について、限度額および借入条件をそれぞれ定めるものであります。

**議案第6号** 平成24年度津幡町国民健康保険特別会計予算について。

本予算は、被保険者数や1人当たり医療費の推移等を見込み、前年度当初に比べ6.9パーセント増となる31億2,016万1,000円を計上するものであります。

**議案第7号** 平成24年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について。

本予算は、557万円をもって河合谷診療所を運営し、地区住民の健康と適正医療を保持するものであります。

**議案第8号** 平成24年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算について。

本予算は、前年度当初比10.7パーセント増となる3億1,047万1,000円を計上し、後期高齢者医療制度の事業ならびに財政運営の安定化を図るため、共通運営経費負担金等を石川県後期高齢者医療広域連合へ納付するもの等であります。

**議案第9号** 平成24年度津幡町介護保険特別会計予算について。

本予算は、前年度当初比6.7パーセント増となる23億1,761万7,000円を計上し、高齢社会の進展により増加が見込まれる要支援・要介護者に対する介護サービス給付等を行うものであります。

**議案第10号** 平成24年度津幡町簡易水道事業特別会計予算について。

本予算は、483万1,000円で上河合地区ほか2地区の簡易水道を管理運営するものであります。

**議案第11号** 平成24年度津幡町公共下水道事業特別会計予算について。

本予算は、前年度予算比1.7パーセント減となる総額19億3,258万2,000円をもって、浄化センターや汚水管渠施設などの適正な管理を行うとともに汚水管渠整備を行い、公共下水道事業の普及に努めるものであります。

第2表地方債は、公共下水道事業ほか2件について、限度額および借入条件をそれぞれ定めるものであります。

**議案第12号** 平成24年度津幡町農業集落排水事業特別会計予算について。

本予算は、前年度予算比6.5パーセント増となる1億8,243万円を計上し、富田処理場ほか9か所の処理場の管理運営を行うものであります。

第2表地方債は、下水道資本費平準化債について、限度額および借入条件をそれぞれ定めるものであります。

**議案第13号** 平成24年度津幡町バス事業特別会計予算について。

本予算は、7,493万6,000円をもって町営バスを運行するもので、車両の一部は福祉バスやスクールバスとしても有効に活用し、通院、通学、買物等の利便を図り、町民サービスに努めるものであります。

**議案第14号** 平成24年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算について。

本予算は、平成17年8月より供用を開始しております津幡町第2期地域ケーブルテレビの運営を6,733万1,000円をもって行い、情報通信格差の是正と地域情報化を推進するものであります。

**議案第15号** 平成24年度津幡町河合谷財産区特別会計予算について。

本予算は、35万円をもって河合谷財産区植林地の管理を行うものであります。

**議案第16号** 平成24年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算について。

本予算は、収益的収支で10億7,106万6,000円、資本的支出で9,550万円を予定し、地域医療の貢献を目的とするもので、主な建設改良費は超音波診断装置の更新など医療器械購入費などであります。

**議案第17号** 平成24年度津幡町水道事業会計予算について。

本予算は、収益的支出で6億8,537万8,000円、資本的支出で2億8,180万5,000円を予定し、1日平均9,911立方メートルを給水、町民の生活用水確保に努めるものであります。主な建設改良事業といたしましては、第8次拡張事業において太田地内における配水管を石川県と共同で整備

するものなどであります。また、老朽管更新事業ほか2件につきまして、企業債の限度額および借入条件を定めるものであります。

**議案第18号** 平成23年度津幡町一般会計補正予算（第7号）について。

本補正は、年度末を控え各種事業の実績見込みを踏まえて増減調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ1億1,616万8,000円を増額し、予算総額を138億2,835万2,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものにつきましてご説明いたします。

1款町税1億7,000万円の補正は、町民税および町たばこ税の実績見込みで増額となるものであります。

14款国庫支出金の減額3,143万4,000円は、土木施設に係る災害復旧費国庫補助金や防火水槽設置事業に係る消防費国庫補助金などの減額によるものであります。

15款県支出金の減額1,103万6,000円は、国の第4次補正による農村総合整備事業や産地競争力強化事業などの農林水産事業費県補助金が増額となったものの、農林施設災害復旧事業に係る災害復旧費県補助金が2,885万4,000円の減額となり、全体として減額となるものであります。

16款財産収入5,000万円の補正は、あがたの里に対する土地売却収入の当年度分であります。

18款繰入金の減額1,931万2,000円は、財源調整による財政調整基金繰入金の減額が主なものであります。

20款諸収入1,201万7,000円の補正は、心身障害者医療費返納金や後期高齢者医療広域連合派遣職員負担金の増などが主なものであります。

21款町債の減額6,700万円は、小学校改築事業や道路整備事業、農林施設災害復旧事業および土木施設災害復旧事業の減額のほか、国の第4次補正に伴う県営土地改良事業負担金の増額や農村総合整備事業の追加など、各種事業費の確定に伴う調整によるものであります。

続いて、歳出の主なもののご説明をいたします。

2款総務費1億8,222万9,000円の補正は、市町村職員退職手当組合負担金が主なものであり、本年に見込んでいた退職予定者に加え、退職者がふえたことにより、負担金の増額が必要となったものであります。

3款民生費3,412万7,000円の補正は、国民健康保険特別会計繰出金が主なものであります。

4款衛生費692万9,000円の補正は、ワクチン接種緊急促進事業の感染症予防費のほか、後期高齢者保健事業費、河北中央病院事業運営費などであります。

6款農林水産業費3,932万7,000円の補正は、竹橋地区の県営中山間地域総合整備事業や潟端地内の排水路を整備する農村総合整備事業などであり、国の第4次補正を活用して事業の前倒しを行うものであります。

8款土木費の減額2,402万9,000円は、県営道路事業負担金やあがた公園事業費などが減額となったものであります。

10款教育費の減額1,348万7,000円の主なものは、燃料費の高騰などによる小学校一般管理費が213万8,000円の増額となったものの、津幡小学校改築事業費において1,543万4,000円が減額となったほか、事業費の確定による減額であります。

11款災害復旧費の減額9,921万3,000円は、公共土木災害復旧事業費および農林施設災害復旧事業費の減額によるものであります。

12款公債費の減額1,100万円は、平成22年度許可債の借入金の利率確定により減額となったものであります。

第2表繰越明許費につきましては、防災行政無線整備事業ほか11事業、合計11億2,975万1,000円について、年度内の完成が見込めないため、翌年度へ繰り越すものであります。

第3表債務負担行為補正は、固定資産家屋台帳電子化事業費ほか3件について、限度額をそれぞれ表のとおり変更するものであります。

第4表地方債補正は、県営土地改良事業ほか8事業について限度額をそれぞれ変更するとともに、農村総合整備事業を表のとおり追加し、総額で6,700万円を減額するものであります。

**議案第19号** 平成23年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ2,531万7,000円を減額するもので、療養給付費2,500万円の減額が主なものであります。

**議案第20号** 平成23年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ95万4,000円を減額するもので、事業費の確定による歳入歳出の各費目の増減調整を図るものであります。

**議案第21号** 平成23年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ124万3,000円を減額するもので、事業費の確定による歳入歳出の各費目の増減調整を図るものであります。

**議案第22号** 平成23年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ137万7,000円を増額するもので、居宅介護福祉用具購入費などの増額のほか、各種事業および財源調整によるものであります。

**議案第23号** 平成23年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1,500万5,000円を減額するもので、各種事業および財源の調整によるものであります。

第2表地方債補正は、公共下水道事業について限度額を変更するものであります。

**議案第24号** 平成23年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ336万9,000円を減額するもので、各処理区管理費および財源の調整が主なものであります。

**議案第25号** 平成23年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ132万6,000円を増額するもので、ハイビジョン化に伴う委託料の増額が主なものであります。

**議案第26号** 平成23年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ38万9,000円を増額するもので、間伐材売却収入および森林国営保険給付金を積み立てるものであります。

**議案第27号** 平成23年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第1号）について。

本補正は、資本的支出において500万円を増額し、改修中の管理棟に防水工事を行うものであります。また、病院管理棟改修事業について国庫補助が認められましたので、あわせて企業債の限度額を減額するものであります。

**議案第28号** 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、障害者自立支援法の一部改正に伴い、引用条項を改めるものであります。

**議案第29号** 津幡町部設置条例等の一部を改正する条例について。

本案は、役場組織機構の再編に伴い、部の名称および分掌事務について変更するものであり、関連する津幡町部設置条例、津幡町水道事業の設置等に関する条例および津幡町議会委員会条例について、部の名称を変更する一部改正を行うものであります。

**議案第30号** 津幡町税条例の一部を改正する条例について。

本案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、町たばこ税の税率、退職所得の分離課税に係る所得割税率、個人住民税の均等割税率、東日本大震災に係る雑損控除額等を改正するものであります。

**議案第31号** 津幡町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可等に係る審査事務手数料に浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所を加えるものであります。

**議案第32号** 津幡町子ども医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、平成24年度から通院医療費助成の対象範囲を小学校2年生から小学校6年生までに拡充するものであります。

**議案第33号** 津幡町介護保険条例の一部を改正する条例について。

本案は、介護保険料および保険料の段階区分を改定するものであります。

**議案第34号** 津幡町環境美化条例について。

本案は、津幡町の清潔で快適な環境の確保を図るため、町、町民および事業者が一体となって取り組むべき事項を定めるものであります。

**議案第35号** 津幡町暴力団排除条例について。

本案は、津幡町において暴力団排除を推進し、町民の安全で平穏な生活を確保するとともに、地域の健全な発展に寄与することを目的として、町からの暴力団排除に関する施策を定めるものであります。

**議案第36号** 津幡町立学校施設使用条例の一部を改正する条例について。

本案は、専用使用料を廃止し、その使用料を施設使用料に付加するものであります。

**議案第37号** 津幡町公民館設置条例及び津幡町公民館使用条例の一部を改正する条例について。

本案は、津幡町公民館設置条例について、地域主権一括法による社会教育法の一部改正に伴い、審議会の委員の基準を定めるものおよび休館日、開館時間を津幡町公民館使用条例で定めるため、該当する条項を削除するとともに、開館時間の変更に伴い、使用料を改めるものであります。

**議案第38号** 津幡町体育施設条例の一部を改正する条例について。

本案は、体育施設に運動公園健康運動広場を追加するもので、専用使用料を廃止し、その使用料を施設使用料に付加するとともに、さらに運動公園野球場および運動公園体育館アリーナ等の全灯照明使用料を改めるものであります。

**議案第39号** 津幡町コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例について。

本案は、閉館時刻を午後10時から午後9時30分に変更するとともに、使用料を改めるものであります。

**議案第40号** 津幡町立図書館設置条例の一部を改正する条例について。

本案は、地域主権一括法による社会教育法の一部改正に伴い、協議会の委員の基準を定めるものであります。

**議案第41号** 津幡町文化会館条例の一部を改正する条例について。

本案は、閉館時刻を午後10時から午後9時30分に変更するとともに、使用料を改めるものであります。

**議案第42号** 津幡町生涯学習センター条例の一部を改正する条例について。

本案は、生涯学習センター運営委員会を廃止し、公民館運営協議会、文化会館運営委員会に統合するため、当該委員会の条項を削るとともに、当該委員会の廃止に伴い、附則において津幡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に規定する当該委員会委員の欄を削るものであります。

**議案第43号** 津幡町地域交流センター条例の一部を改正する条例について。

本案は、閉館時刻を午後10時から午後9時30分に変更するとともに、使用料を改めるものであります。

**議案第44号** 津幡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について。

本案は、地域主権一括法による公営住宅法の一部改正に伴い、同居親族要件を定めるものであります。

**議案第45号から議案第47号**までは、指定管理者の指定についてであります。

以上の3議案は、指定管理者選定委員会の答申に基づき、指定管理者として津幡町高齢者福祉施設ウエルピア倉見および津幡町総合交流型宿泊研修施設倶利伽羅塾を財団法人津幡町公共施設等管理公社に、津幡町中高年齢労働者福祉センターサンライフ津幡を社団法人津幡町シルバー人材センターに、それぞれいずれも5年間管理を委託したいので、議会の議決をお願いするものであります。

**議案第48号** 朝日畑辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本案は、大河ドラマ誘致活動にも重要な拠点となる倶利伽羅公園内のトイレ整備工事に伴う観光、レクリエーション施設の事業費および町道竹橋下中線のトンネル内改良工事に伴う町道の事業費を追加するものであります。

**議案第49号** 請負契約の締結について。

本案は、津幡町立太白台小学校大規模改造・耐震改修工事（建築）について、北川・今村特定建設工事共同企業体が制限付き一般競争入札により、1億8,060万円で落札いたしました。

現在、仮契約を締結中ですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条により、議会の承認をお願いするものであります。

以上、本議会にご提案を申し上げました全議案の概要をご説明申し上げたところでございますが、詳細につきましては各常任委員会におきまして関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案どおり決定、承認を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

#### <議案に対する質疑>

○南田孝是議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑時間は、1人15分以内といたします。

それでは質疑の通告がありますので、これより発言を許します。

18番 谷下紀義議員。

〔18番 谷下紀義議員 登壇〕

○18番 谷下紀義議員 質疑の時間をいただきました。ただ冒頭に、先ほど町長の言葉にもありました私どもの住む河合谷地区で大変な交通ストップ、瓜生集落が孤立するという大変な事故が起きました。関係の部課長、そして町長さんにも駆けつけていただいて、昼夜を問わず復旧に努力されて、今日まで至っております。おかげさまでバイパスを利用しながら、まだ県道の復旧はなっておりませんが、一日も早い皆さん方のご協力とご理解のもとに復旧することを心からこの場をかりてお礼とお願いを申し上げて、質疑に入りたいと思います。

非常に予算的には小さい話でございますが通告をしてあります。細かいことは申し上げませんが、建設課といいますか、ここに区長さん方たくさんいらっしゃいます。特に中山間地の区長さん方にもぜひ説明のつくご答弁と今後の対応次第によっては3月補正といえども反対の立場をとらざるを得ないというつもりでこの席に立たせていただきました。

それは、まず私の記憶からすれば20数年前から町のほうで真剣に取り組まれた現物支給制度であります。農林課にもあります。生コンの現物支給あるいはU字溝の現物支給という制度が取り組まれて久しく今日に至っておりますが、最近、予算が縮小されたということのもとで年々この現物支給制度の予算が減額されてきております。もうすでに、当初より恐らく10分の1ぐらいに減額されたのではないかなというような気がいたします。この現物支給制度というのは、私の記憶によれば、工事を発注すれば建設業者あるいは役場の設計事務等到大変な負担がかかり、しかも予算的に一事業を済ますときにですね、諸経費やいろんな単価の面で非常に大きな事業になるということから、集落と協力をしながら生コンを支給されて、集落にあるいはU字溝を支給していただいて集落のみんなが力を合わせて自分らの集落の周辺を住みやすい、そして気持ちのいい地域にしていこうということが発端でございます。

ところが月日のたつのは早いものでございまして、20数年たちますと形骸化されてしまいます。私の感覚では、せっかく去年の10月、11月にかけて現物支給制度の予算をせっかくいただいておりながら、まだ3月いっぱいという工期といいますか、予算執行の日を残した上で200万円もの減額措置がとられております。ちらほら耳にしますに、運用面で云々という話もありましたけれども、本来、生コンあるいはU字溝の現物支給制度というのは、集落の皆さんと協力し合って自分らの地域をあるいは農道を町道をしっかり守っていくというのは基本であります。単なる予算の消化事務だけではありません。細かいところに気の届いた町単独の予算を確保するというところに一つの意味があったものでございますが、どうも最近そうではないようです。1集落に最近割り当てられる予算というのは、恐らく10万から15万円ぐらいになっているとも聞いております。それを200万円、2月中にあるいは1月中から減額するという事態というのは非常に異常なものを感じております。ましてや出納閉鎖、会計監査上、口にはならない言葉かもしれませんが、会計閉鎖というのは5月31日、それまでに、時と場合によっては事業執行が4月にずれ込んでも許される範囲内の工期あるいは事業期間というふうに解釈しますけれども、あえてこの3月議会で200万円もの町単独事業を減額した理由、町には総務課長あるいはいろんな部課長おるわけですから、それだけこの補正で200万円の金が足りなくてあえて建設課から取り寄せたものな

のか、あるいは先ほど言いました手違いからか、あるいは運用面でそういう結果になったのか、その辺をしっかりと説明をしていただきたい。

事と次第によっては反対せざるを得ず、明確な理由と、そしてまた、できることならそういった事態に対する来年度からの取り組みについてこの場をかりて質問させていただくとともに、部課長あるいは執行部の明解な答弁をお願いするものであります。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 谷下議員の町道整備事業費の減額についての質疑にお答えいたします。

ご指摘の予算補正につきましては、町道整備事業費のうち16節原材料費の区へ支給する生コン購入費を減額するものでございます。平成23年度当初予算に400万円を計上したところ、3つの区から舗装用生コンクリートの支給申請がございましたが、予定した予算額に達せず、今回228万5,000円の予算減額の補正に至ったものでございます。

本事業は、津幡町の生活環境ならびに生産基盤の整備、向上に非常に有効な事業であるため、広く公平に活用していただくことが重要であると認識しております。

今後は各区に対しまして、申請要望の有無についての確認の再通知をあわせまして、本事業を活用しやすいよう要綱の改正を検討したいと考えているところでございます。

谷下議員さんの言われる、町としては別に縮小するっていうことは基本的には考えていないということもご理解いただきたいと思えます。

○南田孝是議長 18番 谷下紀義議員。

〔18番 谷下紀義議員 登壇〕

○18番 谷下紀義議員 ありがとうございます。

通告をしてありましたので、建設課長あるいは係長等の明快な今後の対応の答弁があるかと思いましたが、残念ながらございませんでしたので、私のほうから私なりに質問をさせていただきます。

建設課のこの単独事業の執行仕様といいますか、そういうのがどうも6月30日までに申し込んだ集落にのみ執行すると、7月1日に訪ねてこられた区長さんに対しては来年度にしてくれと。もうことは予算を締め切ったということで断られた集落が幾つかあるはずですが、それにもかかわらず、このまだ3月という、あしたでもその予算執行すれば今の228万の減額補正をしなくてもよかったはずである。しかも、7月に申し込んだ集落は、あるいはそのときの区長さんはもうかわっておいでるかもしれない。来年の7月以降でないとこの単独事業が施行されないというところの不備を追及したいと思えます。

毎年区長さんというのは、1月、恐らく1月中に集落の総会を開き、今年度の集落としての事業計画をされるはずでありますし、そうしたときに集落の要望であそこのところにU字溝がいただけないか、あるいは生コンがいただけないかということをや望するのは1月10日にできるはずなんです。それをなぜ6月10日までに受け付けをして、それ以降の申し込みというのは来年度の6月以降でないと施行ができない。その辺の不備に対してあえて質問させていただきました。

区長さんの制度からいうと1月中でも2月中でも締め切りを早くして、しかもこういう制度に締め切り制度を設けること自体、私は職務怠慢といいますか、その断ったり、受け付けたりする気苦労に対しては、それなりに理解いたしますけれども、足りなければ補正ということで……、

○南田孝是議長 谷下議員に申し上げます。

質疑の範囲を超えておりますので、注意いたします。

○18番 谷下紀義議員 その辺の理由とすれば余ったということだけですので、課長の今後のできれば取り組みの答弁がいただきたかったということを申し上げて、私の質疑を終わります。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 先ほども申し上げましたとおり、今後は各区に対しまして申請要望の有無につきまして確認の再通知とあわせて、本事業を活用しやすいよう改正を検討したいと考えております。

ただ、要綱では6月末までに申し込むというようなことになっているようでもございますので、一つのルールとして守るべきものは守ってもらわなきゃならないと私は思っております。

以上です。

○南田孝是議長 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <委員会付託>

○南田孝是議長 ただいま議題となっております議案第5号から議案第49号までは、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

#### <町政一般質問>

○南田孝是議長 日程第4 これより一般質問を行います。

質問時間は、1人30分といたします。質問時間内におさまるように的確な質問をお願いします。

また、発言は挙手をし、議席番号、名前を言って、議長の許可を得てから行ってください。

それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

3番 黒田英世議員。

〔3番 黒田英世議員 登壇〕

○3番 黒田英世議員 3番、黒田でございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

志賀原発の再稼働に対する津幡町としての対応についてでございますが、昨年6月定例会で初めて志賀原発の再稼働に対する津幡町としての対応について質問をさせていただきました。きょうで4回目になりますが、あえて再度質問させていただきます。

これまでの町長のご答弁はいずれも「まずは志賀町ありきで、県の対応を注視した上で当町の考えを示したい」ということでありました。しかしながら、12月定例会以降の世の中の動きとしては、定期点検を終えた原発から再稼働に向けたストレステストに対する評価や東京電力や政府原子力安全保安院などの不誠実で無責任な対応を見るにつけ、日本のエネルギー政策はこのままでよいのか疑問に思えてなりません。

昨年3月の事故以来、全国の原子力発電所で膨大な費用をかけて行われている安全対策は、すべてハード面での対策であります。例えば建屋の扉を水密扉にする、電源車の台数をふやす、外部電源の系統をふやす、あるいはまた防潮堤を高くするなどなどあります。志賀原発も例外で

はありません。いずれも人的エラーについては何の対策も打たれていません。その原因は、現場での作業員が電力会社の社員でないがゆえに安全教育が徹底できないのが実態であります。

2月9日の謀地方紙に「原発労働の不透明さ」というタイトルでこの構図が掲載されておりました。電力会社から工事が元請へ発注され、さらに孫請へ、さらにその下請へ、多い場合は5次、6次下請までいくという実態があります。そして、末端の企業においては、非社会的団体が関与する企業までが原発マネーに群がり作業員が毎日かわることも日常茶飯事であるようです。発注元の電力会社でさえその実態がつかめないと言っています。このような労働体系では安全への意識教育の徹底や啓発はできなくて当然であり、結果、ヒューマンエラーは起きて当然な状況であります。

そこで、これまでに原発での事故はどのくらい起きているのか。ちょっと古いデータで申しわけありませんが、1971年5月から1992年2月までの約20年間に日本の原発で起きた事故は、公表されただけで161件報告されています。この時点で稼働していた原発は38基であり、その後新たに16基の原発が建設されております。志賀原発の1、2号機もこの中に入っております。これら新規の原発で起きた事故や公表されていない事故などを含めれば、この数倍になることは論をまつまでもありません。そして、38基の原発で起こした事故の内訳は、安全に関する事故が56件、再循環ポンプ関連では32件、内部電源、電気回路関連で25件、制御棒関連では24件、外部電源喪失事故が17件、そして原子炉内の反応度関連では7件の事故が起きております。その結果、原子炉が自動停止したのは79件、強制的に手動停止せざるを得なかった事故が35件、定期点検中や継続運転しながら修復作業が行われた事故が47件あります。さらに、その原因は作業ミス、部品部材の不良または経年変化やあろうことか設計ミスや福島でもありましたがマニュアルの誤記などがあります。

加えて、今言われている安全評価、いわゆるストレステストは、あくまでも机上のシミュレーションでしかありません。過日、福井県の関西電力大飯原発3、4号機でのストレステストが終わり、経済産業省の原子力安全保安院は1次評価を妥当であるとして再稼働を急いでおります。しかしながら、耐震性について最大の揺れ、いわゆる基準地震動の1.8倍の耐震裕度があると言われておりますが、原発を構成する一部である基礎ボルトと言われる冷却機や海水ポンプを固定しているボルトの耐震裕度は1.3から1.36しかないと言われております。ということは、とりもなおさず、大飯原発の耐震裕度は1.3しかないということにほかなりません。また、地震が起きた際に制御棒がうまく挿入されるかどうか、関西電力はチェックから外したと言っています。このほかにも重要な項目での検査対象外が多過ぎるという指摘があります。

このように、現在の技術水準では原子力発電所は決して安全でないもの、安全でないことが明確であり、一たん事故が起きたら福島の二の舞を演じることは明らかであります。

志賀原発に対して、まずは志賀町ありきで県の対応を注視した上で当町の考えを示したいという対応で本当によいのでしょうか。矢田町長は電源三法交付金が県や志賀町にとって、自治体の財政の逼迫する中でその占める割合が少なくないことに配慮してのことと推察いたしますが、それにつけても、石川県の対応は全国の原発立地道県の中では事故に対する対応が一番遅いと言われております。

24年度の当初予算において、ようやくモニタリングポストの増設など、原発事故を想定した予算措置が講じられておりますが、大切な市民の命を守り抜く使命感とスピード感を持った自治体

は、隣県とも連携するなど柔軟に対応しております。島根県は事故発生から2週間後には島根原発から30キロ圏内の市町のほか、隣の鳥取県の防災担当部長まで集めて協議をしておりますし、4月以降は新潟や福井、北海道も市町村を交えた防災の見直し作業に入っております。さらに、震災被災県である宮城、福島、岩手を除けば、石川県以外の全立地県が事故から半年後の9月までに市町村との協議を始めています。こうした他県に比べて危機感が希薄な石川県の対応を待っていて、安全、安心を町の基本としている津幡町が本当に今のままの対応でよいのでしょうか。

先日から国が示したUPZも30キロ圏に入る七尾市、羽咋市、中能登町は、これまでに北陸電力と石川県と志賀町とで取り交わしている安全協定に立会人として署名していましたが、福島の事故を機に、石川県や志賀町と同様の拒否権や原発の立ち入り調査権を求めて、新しい安全協定の締結を求めています。これに対して、北陸電力は強い難色を示しています。こうした中で北陸電力は、3市町との協議と再稼働とは必ずしもリンクしたものではないと明言するなど、原子力安全保安院や東京電力などと同様な不誠実さを感じざるを得ません。

現下の情勢において、町民の生命と財産を守るという町政の原点に立つと同時に、一たん事故を起こしたら原発の発電コストは決して安くはないことを思えば、近隣市町ともタイアップして北陸電力に対し、志賀原発の再稼働について反対の意向を鮮明にすべき時期であるというふうに考える次第であります。北陸電力との直接交渉が難しいならば、近隣市町との連名で県に対して意見書を提出すべきではないでしょうか。その上で、独自の事故対策を講じることが町民に対する町長の責任だと強く感じております。

昨年6月に修正された津幡町の地域防災計画の中には、残念ながら原発事故に対応する項目がありません。したがって、原発事故や地震、津波、大規模火災などを想定した複合的な地域防災計画について、早急に策定作業に入るべきであります。当町においても無為無策で何もしていないというふうには決して思いません。防災無線ネットワークの整備や線量計の追加購入など対策を講じておられますが、もう一步踏み込んだ対策が必要なのではないのでしょうか。これら一連の政策は、全町民のために現時点で最優先で取り組まなければならない課題だと確信いたしております。

以上の件に関して、矢田町長のご見解をお伺いするとともに、大所高所に立った英断を期待するものであります。

以上、よろしく申し上げます。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 黒田議員の志賀原発に対する当町の対応についてのご質問にお答えいたします。

昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災からやがて1年が経過しようとしております。被災者の皆さまには心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、これまでも同様のご質問にお答えしておりますが、福島第一原子力発電所の事故に見られますように、原子力発電所は一度事故が起きますとその影響は甚大なものとなりますので、安全が確保されての運転が大前提であると思っております。

再稼働、プルサーマル計画に反対の意向とのことですが、昨年9月の第6回議会定例会および12月の第8回議会定例会でお答えしたとおりでございます。やはり立地自治体である志

賀町、そして県がどう判断するかというのが、私は一番大事なことであろうというふうに思っておりますので、近隣市町との連名による意見書の提出につきましては考えてはおりません。しかしながら、私も構成員の一人として所属しております石川県町長会として原子力発電の安全対策に関する特別決議をしたことは、以前にもお知らせしたとおりでございます。

また、原子力災害対策特別措置法の改正により、原子力事業者による防災訓練の強化および原子力災害対策本部の強化が図られ、国における防災体制におきましても組織等が見直され、情報連絡、調整、意思決定の体制を整理構築されることと聞いております。

地域防災計画につきましては、国の防災基本計画および防災指針の改定を踏まえ、必要に応じて改定を行ってまいりたいと考えております。緊急時における危機管理におきまして、国・県との連携を図らずに独自対策を立てることは逆に混乱を起こす可能性があることから、今後の原発に関する国の防災指針や県の地域防災計画の改定を注視し、速やかに対策を講じていきたいと考えております。

町民の安全、安心に関しましても本年1月の臨時会に購入費用を計上させていただきました放射線量測定器も今年度内の納入見込みとなりました。また、ヨウ素剤につきましても、現在備蓄に向けまして具体的な必要数および保管体制につきまして検討を進めているところであり、何から何まで国・県の決定を待っているというわけではございません。ご理解を賜りたいと思います。

なお、石川県は新年度に志賀原子力発電所30キロ圏内の8市町に放射線量を測定する固定型モニタリングポスト15基程度を増設するとの発表をいたしました。そのモニタリングポストとは別に、県が文部科学省の委託を受けまして今年度中に空間放射線量を測定するモニタリングポストを県内に4か所設置すると聞いておりますが、そのうちの1か所を当町中橋地内、県の石川中央保健福祉センター河北地域センターに設置すると伺っております。データはホームページで公開するとのことであり、リアルタイムで当町の大気中放射線量が確認できることとなります。

今後も町独自で対応できる部分につきましては、随時整備を進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○南田孝是議長 黒田英世議員。

○3番 黒田英世議員 ありがとうございます。

ただいまのご答弁で、12月以来さまざまな手を打っておられることは理解をさせていただきました。しかしながら、きょうの新聞にも出ておりましたが、長野県というのは一見原発とは何もないような関係ないような感じがしますが、これは新潟県の柏崎刈羽と静岡県伊方原発の真ん中にあるという位置から、長野県でも独自の取り組みをやり始めようとしております。

そういったことからいっても、今後の国・県、それから近隣市町の動きをしっかりと見定めながら、当町としての対応を一足先に踏み込んだ対策をお願いするものであります。

以上です。

○南田孝是議長 答弁を求めますか。

○3番 黒田英世議員 町長お願いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 周辺市町村が一步踏み込んだというような話もありましたけれども、なるべく

一步早目に対応させていただきたいというふうに思っております。

○南田孝是議長 黒田英世議員。

○3番 黒田英世議員 それでは、次の質問に移らせていただきます。

土地開発公社の経営健全化計画の進捗度と計画達成の見通しについてでございます。これについてお尋ねいたします。

先日の新聞報道によれば、澁谷工業の関連会社であり旭山工業団地にすでに進出しているシブヤマシナリー殿が、工場を増築することを決定したとありました。当町にとっては大変うれしいニュースであり、担当した方々のご努力のたまものだと受けとめているところでございます。

そこで、昨年の3月に策定された土地開発公社の経営健全化計画で、各年度の用地取得・処分・保留計画の項において、平成25年度に1億4,400万で土地を取得、26年度ではさらに1億円の土地を買い増しし、平成27年度にこれらを含め5億4,400万円で処分することで当期利益を2億9,400万円と見込んでおります。

現状の状況は、この計画どおり進んでいるのかどうか。そしてまた、この計画に対して計画達成に対する見通しについて、土地開発公社の理事長である坂本副町長にお尋ねをいたします。

よろしく申し上げます。

○南田孝是議長 坂本副町長。

〔坂本 守副町長 登壇〕

○坂本 守副町長 土地開発公社の経営健全化計画の現状および今後の見通しはとのご質問にお答えいたします。

昨年3月に策定いたしました土地開発公社の経営健全化計画には、当公社の経営健全化を図るため、平成23年度から27年度までの5年間の計画期間内に公社が現に所有する用地や新たな用地取得、造成、そしてその処分計画等が掲載されております。黒田議員の質問されました平成25年度からの計画は、その中でもオーダーメード方式による企業用地の取得、造成、処分計画のことでございます。

このオーダーメード方式は、私の前任の当公社理事長でありました矢田富郎町長が、近年の景気動向や当公社の状況などから、従来の工業団地方式ではなく、景気や地価動向になるべく左右されないよう、かつ、できるだけ進出する企業の要望に対応するために打ち出したものでございます。

当公社では具体的に数か所のオーダーメード対応の候補地をリストアップし、オファーがあった場合に備えております。もちろんその候補地は、公社、町所有以外で企業用地として立地可能な場所を独自に選定しているわけで、実際に要望オファーがあれば速やかにその地権者等と交渉に入り、その是非を判断できるような体制を整えているところでございます。

そこで、このオーダーメード方式の現在の状況は計画どおり進んでいるのかとのご質問ですが、町長のご尽力により、企業進出の話は5件ほどいただきましたが、現在はそのうち2件について継続してお話をしているところでございます。なお、ここでお話という表現を使っているのは、まだ交渉の域まで達していないと理解していただければと思います。

今後の計画達成に対する見通しとのご質問については、全体としては、旭山・富田両工業団地の未売却用地の処分を最優先に、町長みずから、また産業振興担当の政策アドバイザーや県担当

課を交えての情報意見交換により、企業へ積極的に働きかけを行っているところでございます。

その結果、現在まで18件のお話をいただき、町長みずからによる交渉を含め、何度か担当部局等による交渉も進めてはいますが、昨今の厳しい景気状況や進出時期等、諸般の事情から発表できるような具体的交渉または契約までには至っていないのが残念ながら現状でございます。

引き続き、政策アドバイザーや県担当部局との情報意見交換ならびに連携を密にするとともに、今まで以上に企業への積極的な働きかけを行うことにしております。

また、当町へ進出された既存企業へのフォローなどの活動も忘れずに続けていきたいと思っております。

このような状況の中、先ほど黒田議員からもありましたが、先月10日に旭山工業団地の開設当初から進出立地していただき業績が本当に好調なシブヤマシナリー株式会社の工場増設の発表があり、大変朗報となりました。

町ならびに当公社といたしましては、先ほどから申し上げていることを確実に実行しながら、土地開発公社の経営健全化に向けて努力し、町政の発展に寄与できるよう力を注いでいく所存でございますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いをいたします。

なお、土地開発公社の経営健全化については監査委員からのご意見もあり、また予算との関連からも毎年実績を踏まえて修正、ローリングをかけることを検討しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 今のところは、はかばかしくはいってはいないが鋭意努力中であるというふうに理解していいかというふうに思います。

今後はですね、やはり一般財源に大いに負担がかかる財政補助団体でございますので、一日も早く黒字化することについてですね、矢田町長のこれまでのご経歴と人脈なども駆使しながらですね、ぜひとも早い計画達成を念願するところであります。

さて、それでは次に、土地開発公社の監査のあり方についてお尋ねをいたします。

今ほどは土地開発公社の財政健全化計画と現時点での進捗度と目標に向けての見通しをお聞きしました。次に、土地開発公社の監査についてであります。現在のところ慣例で2年に一度ということになっており、現在監査中であり、次回の議会で提案されるというふうにお聞きしております。

しかしながら、町民に重い負担を強いる財政補助団体の監査報告は、基本的には毎年監査対象とすべきであるというふうに考えます。そして、計画との対比や財政状況をつまびらかにしながら、町民の理解を求めべきであるというふうに考えます。

監査事務局の宮川局長に答弁を求めます。

○南田孝是議長 宮川監査委員事務局長。

〔宮川真一監査委員事務局長 登壇〕

○宮川真一監査委員事務局長 土地開発公社の経営健全化と監査のあり方のご質問にお答えをいたします。

ご質問である町土地開発公社の監査につきましては、地方自治法第199条第7項により町が政令で定める4分の1以上出資してる団体および補助金、交付金、負担金、貸付金などの財政援助を行っている団体について、監査委員は必要があると認めるとき、または町長の要求があるとき

は、出納その他の事務の執行で当該財政援助に係るものを監査できるとされております。

当該公社に係る監査は、他の出資団体と同様に2年に一度監査を実施しております。本年度は監査の実施年であり、2月の27日に平成22年度の決算を中心に監査を実施するとともに、平成22年度に策定した土地開発公社の経営健全化に関する計画についても説明を受けております。監査の結果につきましては、今、黒田議員のお話にもありましたとおりですけれども、現在、取りまとめをしております。

土地開発公社の監査を毎年度実施をとのことでありますが、出資団体の監査は従来どおり2年に一度の実施を考えておりますが、当該公社については、土地開発公社経営健全化補助金など町からの援助が大きくなっていることなどを勘案し、年度当初に策定する年間監査計画において、監査委員と意見調整を図っていききたいというふうに思っております。

ご理解をよろしくお願いいたします。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 ご答弁ありがとうございました。

土地開発公社の場合には、一般会計に及ぼす影響が非常に大きいということをかながみればですね、これはやはり毎年監査を実施をして、そしてその内容を常につまびやかにしながら町民に理解を求めていくという姿勢は、行政にとっても非常に大事なのではないかと。信頼される行政、そういうものになるためにもですね、こういった団体の監査について監査事務局としては大変な労力がかかるんだろうというふうに予測はしますが、ぜひとも前向きにお考えいただき、毎年監査対象にさせていただくことをお願いしながら、質問を終わります。

次の質問に移ります。

観光地としての基盤整備についてお尋ねいたします。

津幡町は北陸新幹線の開業に合わせて、まちの活性化の一つとして観光客の増加を目指し、倶利伽羅合戦を題材としたNHKの大河ドラマ「義仲と巴」の誘致をお隣の小矢部市などと歩調を合わせ、誘致活動を進めております。また、町の商工会などとタイアップしてNHKへ陳情に赴いたり、着ぐるみや缶バッジの作成などさまざまなキャンペーンを実施しています。加えて、今年度の通称ポートサミットで最終決定されるというふうにお聞きしておりますが、全国市町村交流レガッタの平成27年度に津幡での開催を目指して、漕艇場の整備などを行うための予算を今年度の当初予算に計上しております。

しかしながら、現状ではこれら観光客や大会参加者を受け入れ、観光収入の増加などの財政面も含めて、町の活性化につなげる基盤整備が遅れているのではないかとというふうに思っております。

例えば宿泊するためのシティーホテルはもとより、ビジネスホテルもありませんし、これといった目玉となる観光スポットにも乏しく、名物料理もないというふうに思うわけであります。観光客にとって金沢までは来ても、津幡までは果たして足を伸ばしてくれるのでしょうか。よしんば津幡まで来られたとしても、見学するだけの通過点にすぎず、そのまま和倉や金沢あるいは加賀温泉などに向い、観光地としての財政収入が期待できない。誘致に向けての活動も重要ではありますが、観光立地を町政の一つの柱としてまちの活性化を図るのであれば、観光地としての基盤整備も重要な施策の一つであり、現在のままでは投資効率といった面からも極めて疑問があります。

現在、津幡町は科学のまち津幡であるとか、農業公園構想であるとか、あるいはさまざまなプランがなされておりますが、現在進めている活動が無駄にならないように、それらを束ねたかたちで基盤整備に関して政策を明確にしていきたい。

ぜひ矢田町長に、この基盤整備に関してどのようなプランをもって進めておられるのか、ご答弁をお願いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 観光地としての基盤整備をとのご質問にお答えいたします。

本町には石川県森林公園を初め、俱利伽羅不動寺や河北潟干拓地、大滝憩いの広場などの観光施設があります。また、交流拠点宿泊施設といたしましては俱利伽羅塾が開設され、毎年多くの方々が来町し、ご利用いただいております。その中で、北陸新幹線の開業に合わせた大河ドラマ誘致を機会といたしまして、地域の活性化や交流人口の拡大につなげていきたいと考えております。

基盤整備がおこなわれているのではないかと、活性化を図るならば基盤整備も重要な施策の一つのご意見についてでございますが、大河ドラマ誘致を推進する中で、町が取り組んでいる基盤整備では、津幡駅前広場の観光案内看板の改修や俱利伽羅駅前の観光看板の新設、また東荒屋地内にも民間会社より譲り受けました大型看板を「ゆかりの地」としてPRする内容に改修いたしております。また、県森林公園のMISIAの森プロジェクトやイベントの開催協力など、活性化にも支援しているところでございます。

一方、本町の玄関口であります津幡駅のバリアフリー化も重要な課題であり、石川県やJR西日本と協議をしているところでございますが、本町といたしましても早急の実現できるよう努めてまいりたいと考えております。

新年度では、俱利伽羅公園の公衆トイレ改築や俱利伽羅峠付近の案内看板の設置、歴史国道のサイン看板などを計画しております。

津幡に来ても宿泊はせずに通過点にすぎないのではないかとのご意見につきましては、町商工会では新年度に新事業といたしまして、義仲と巴にちなんだ商工活性化観光イベントを開催する予定であり、JA石川かほくでは俱利伽羅地区において源平合戦にちなんだこだわり米の栽培に取り組むと伺っております。さらに、これまでにおまん小豆の会ではお茶やアイスクリームなどの生産や販路拡大に努めており、また町飲食店では美食倶楽部を組織し、火牛の計にちなんだ料理やデザートのコラボレーションなども取り組んでいただいております。各公民館でも義仲ゆかりの地の研修会の開催や公民館相互の交流など、誘致に関する活動が活発に行われており、各種団体や地域の方々いろいろな工夫され、何とか誘致につなげようと知恵を出し合い、協力してくださっていることに感謝をいたしているところでございます。

これらの活動が十分まちの活性化につながっており、立ち寄っていただける魅力あるまちづくりの一翼を担うもので、今後の活動拡大にも期待するものでございます。

町といたしましても、さらなる基盤整備プランとして本年度より取り組んでおります。農業公園の基本構想を軸に、通過点とご心配を払拭する農業公園整備とまちづくりを目指してまいりたいというふうに思っております。

21世紀は観光の世紀と言われて久しいわけでございますけれども、やはり3年後に新幹線が来

るということであれば、すべて金沢が一人勝ちというのではやはりおもしろくない。少なくとも1割ぐらいは津幡に来てほしいなど、そんな思いを私自身は持っております。そんな中で、今、最後に申し上げましたけれども、農業公園、多くのもみじを植えて何とか石川県で唯一のもみじの名所だと言われるようになれば、多くの観光客にも来てもらえるのではないかというそんな思いもしているところでございまして、もみじが大きくなって、私の夢ですけれども、東京駅に真っ赤なポスターをずうっと何十枚も張り出す、そうすることによって津幡へいらっしゃい、北陸新幹線金沢駅から車で15分もしくは20分というタイトルがつけば、多くの方に来ていただけるんだらうというふうに思いますし、また今ほど黒田議員からご指摘もありました科学のまちにつきましても、私はうまくつくり出すことによって、県外の地域から修学旅行の生徒を呼び込めないかな、シグナスであったり福祉センターであったりそんなところで、例えば夜もしくは夕方になるかもしれませんが、科学実験をその子どもたちを集めてやるというようなことを考えております。

修学旅行の誘致も大きな思いの一つでございまして。

ご理解を賜りたいと思います。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 ありがとうございます。

それぞれがそれぞれで策を講じておるようでございますが、ぜひともですね、これを何とか行政が口を出すとこういうものは余りよくまとまらないんで、口を出さずにですね、まとめてですね、観光立地を目指していく策がないものか、ぜひともですね担当部課でご検討いただきながら、「津幡」と聞けば「あっ石川県の金沢市の隣の町ね」ということが分かるような、そういったような観光立地に向けてですね、ぜひとも今後のご努力をお願いするものであります。

ありがとうございました。

これで、3番、黒田の質問を終わります。

○南田孝是議長 以上で3番 黒田英世議員の一般質問を終わります。

次に、2番 西村 稔議員。

〔2番 西村 稔議員 登壇〕

○2番 西村 稔議員 2番、西村 稔でございます。

このたび、一般質問の機会を与えていただきありがとうございます。

先に申しておきますが、本題に入る前置きが少し長くなりますので、おわびしておきます。

去る集中豪雨で道路の決壊があった下中地区の住民の方々、また先般、雪崩に伴う土砂災害があり孤立された瓜生地区の方々に対し、この場をかりまして心からのお見舞いを申し上げます。下中地区の道路は分水路に盛土をした工事のため決壊を余儀なくされたもので、すでに3か所の決壊を見ております。また、瓜生地区の雪崩はのり面に設けられた道路で、道路も幅員を除雪によってできるだけ広くとったためのものであります。いつ、どこでそのようなことが起きても不思議ではないと思います。幸いにして人災にならなかったことが救いでありまして。

今後の除雪は1車線確保にし、山側の雪を取らず雪どめ除雪にし、安全な場所に交差場所ならびに待避所をとる方法の除雪をしていかなければならないかと思っております。今後は、道路幅の拡張を図り、積雪期間においては1車線通行にすべきだと思っております。

執行部に対して想定外の豪雪、豪雨だったという言い逃れをせず、なぜそのような災害が起こ

ったかを検証し、安全設計と安全管理を望むものであります。また、守るべきこと、変えなければならぬこと、将来に必要なことをしっかりと受けとめて努力するようお願いいたします。

本年3月末日をもってご勇退されます川村部長初め関係各位におかれましては、長い間行政の事業に奉職され大変ご苦労さまでございました。今後は十分お体に留意され、行政の行く末を見守っていただきたいと思っております。

そこで、川村産業建設部長に除雪対策についてお尋ねいたします。

今冬は日本列島を襲った大雪で1月26日、2月17日に我が津幡町に大雪警報が発表されました。町民ならびにドライバーは、早朝より雪を除去するために日々雪と格闘の連続でありました。そこで質問します。

町の除雪計画では、10センチ以上の降雪量があったときに町有機械と民間除雪機で道路交通の確保を円滑に行っていると思っております。地域の区長さんおよび住民からの苦情は全くなかったのか。あったとしたら何件あって、主にどういう苦情なのかお聞かせ願います。

また、融雪装置の設置についてスムーズに散水されたか。あるときには散水されてなかった箇所も見えましたが、そのときの対応はどのように対処しているのか。消雪延長はどれだけで、また町管理のノズルの個数は幾つありますか。それは下請に出す前に予算の関係もあると思っておりますので、把握しておかなければいかんことだと思っております。

〔議席から笑い声あり〕

次に、町営バス、福祉バス等、時間どおりにスムーズに運行されたか。また、トラブルはなかったかについてお聞かせ願います。

散布車の利用、活用はどのような条件でどのような箇所で何回活躍され、1回に何トン塩カルを使用されたかお聞かせ願います。

歩道除雪につきましては、ボランティアによる町民の協力のもとで、歩行者の安全の確保を行っております。町には、歩道除雪機は何台保有し、どこの集落に貸し出しているのか。そのときの取り決め等はあるのかお聞かせ願います。

最後に、関係機関と除雪会議を何回開催され、どのような点について打ち合わせを行ったのか。以上の件について、詳細に川村建設部長にご答弁願います。

○南田孝是議長 川村産業建設部長。

〔川村善一産業建設部長 登壇〕

○川村善一産業建設部長 西村議員の除雪対策についてのご質問にお答えいたします。

今年度の除雪に関する苦情につきましては、除雪後の家の前に残される雪や除雪後の道路面の仕上がり状態に関する事、除雪作業の要請、消雪設備の不具合等19件の要望、苦情の連絡がありました。連絡を受けた案件についてはその都度現地を確認し、委託業者への指導、除雪作業の実施等、随時対応しております。

消雪設備に関しましては、一部揚水ポンプの不具合や散水ノズルの不調により、十分な散水が行えなかった箇所もありましたが、おおむねスムーズに消雪されておりました。不具合のあった箇所につきましてはその都度現地状況を確認し、設備機器の補修等の作業を実施しております。なお、町道における消雪設備設置延長は約19キロメートル。ノズル個数は約1万3,000個です。

町営バス、福祉バスの運行に関しましては、積雪による車両速度の抑制や渋滞等により若干の時刻の遅れや除雪後の雪により一部の交差点においてバスの通行に支障が出た箇所があり、利用

者より若干の苦情がありましたが、目立った大きなトラブルはありませんでした。

凍結防止剤の散布に関しましては、大気温度が氷点下の予報があり道路面が凍結するおそれがある場合に散布作業を実施しています。町道の凍結防止剤散布路線につきましては、交通量、道路勾配、橋梁の有無、現地の地形や気象条件等を勘案し、決定しています。なお、12月から2月末までの間に53日間、延べ98回凍結防止剤を散布しました。また、1回の散布量は約2トンです。

歩道除雪機械は町保有分14台、県所有分3台、国所有分2台、計19台を、津幡地区では津幡区、庄区、清水区、加賀爪区、横浜区、役場に7台、中条地区では北中条区、南中条区、渦端区、中条振興会に4台、笠谷地区では岩崎・田屋区、笠野小学校に2台、井上地区では井上振興会に1台、英田地区では英田小学校、あがたの里に2台、俱利伽羅地区では南横根区、刈安小学校、萩野台公民館に3台を貸し出しされています。歩道除雪に関しましては、おおむね20センチメートルの積雪があり歩道での歩行に支障を来す状況になった場合に、その都度地域の方々のボランティアにより除雪を実施していただいております。

関係機関との除雪会議は、昨年(平成23年)10月20日に石川県津幡土木事務所主催の除雪会議が国土交通省、石川県、石川県道路公社、津幡警察署、北陸電力、NTT西日本、JR西日本株式会社、ほくてつバス株式会社、かほく市営バスおよびかほく市、内灘町、津幡町の各関係者が会し、各機関における除雪対策、大雪時における関係機関との連携、相互応援に関して打ち合わせを行いました。また、11月14日には町主催の除雪会議が行われ、除雪委託業者と除雪計画について打ち合わせを行いました。さらに、12月16日には平成23年第2回区長会において、除雪計画の説明と除雪に関する注意事項の周知を行いました。

なお、平成24年度以降の除雪対策につきましても、関係機関とさらに協議を重ねながら万全を期していきたいと存じます。

○南田孝是議長 この際、暫時休憩いたしまして、午後1時から西村議員の一般質問を再開したいと思います。

〔休憩〕 午前11時59分

〔再開〕 午後1時00分

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

2番 西村 稔議員。

〔2番 西村 稔議員 登壇〕

○2番 西村 稔議員 再質問です。

除雪対策についての関連で再質問をさせていただきます。

先ほど融雪ノズルが1万3,000個あるということで承ったんですけども1万3,999個なのか1万3,001個なのか……、

〔議席から笑い声あり〕

点検管理させるためには1個500円にすれば1,000個違うと相当な費用負担が発生するんで、業者に発注する場合でもしっかりとした数の間違いのないよう、予算の無駄のないようするためにもきっちりとした数が必要かと思っております。その点についてと歩道除雪機の貸し出しの取り決めについてお尋ねします。

歩道の除雪を地区などをお願いしているとのことですが、機械を動かすときに1人だけでだれ

も誘導する人がいないのを実際に見たのですが、万が一故障等が発生した場合も含め、町はどのような指導をお願いしているのか。ある地域では大勢の方々が参加されております。作業中の写真等の提出は義務づけされていないのかお尋ねします。

また、関係機関との打ち合わせ等で、国道、バイパスは国土交通省、県道は石川県、町道は町が管理する中で、金沢市からかほく市に通ずる主要な大規模農道は各自治体が現在除雪を行っていると思います。金沢市とかほく市の行政連絡会議等において1市町に全線をお願いし、後日金銭やりとりで調整をする等検討したことがあるかないか、川村部長に再度お尋ねします。

○南田孝是議長 川村産業建設部長。

〔川村善一産業建設部長 登壇〕

○川村善一産業建設部長 まず初めに、消雪のノズル個数でございますが、正確には1万3,264個でございます。申しわけございません。

次ですが、歩道除雪に関しまして地区でボランティアで行ってもらっているわけなんですけれども、西村議員は1人で除雪をやっているということを見たということでございますが、町といましてはできれば2人、3人体制でやっていただきたいという、そういう指導も行っておりますが、たまたま1人でやっていたのかどうかは分かりませんが、今後も2人ないし3人でやっていただけるよう徹底をさせていただきたいと思います。

それから写真の提供でございますが、一応歩道の除雪状況の写真とかそういうものをできるだけ何枚か撮りまして、冬期間が終わりましたら提出していただくようお願いしているところでございます。

それから金沢市からかほく市における通称農免道路でございますが、それぞれ金沢市は市道、津幡町は町道太田領家線という町道にもなっておりますし、かほく市においても市道になっております。それを一本化してできないかという質問だろうと思うんですけども、各々が町道あるいは市道として除雪をやっておりますので、今のところそういう不都合が発生したということも聞いておりませんので、今後もこれは各自治体間で除雪を行っていきたいというふうに思っております。

終わります。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 それでは2問目の質問に移らさせていただきます。

町政教室のあり方について矢田町長にお尋ねします。

町民と直接向かい合い、懇談の機会として町政教室を開催していると認識しております。町民と肌と肌で接することは非常に大切なことであり、町民の悩みや要望等、ささいなことでも町民の思いを理解し、今後の町政への発展につながる足がかりの場でもあると思います。大勢の町民は、我が津幡町に住んでよかったと愛着を持って自慢できる町として、また安心、安全な町として誇れる町を願っております。

そこで質問いたします。

平成23年度に何集落で町政教室を開催されたのか。そのときに町民から投げかけられた質問等はどうだったのか。主にどのような点について質問が多かったのかお聞かせ願います。その質問に対して、矢田町長はどのように返答したかについてもお聞かせ願います。

また、町政教室の開催に当たっては、相手方からの要望での開催なのか、町から投げかけての

開催なのかもお伺いします。

最後に、町政教室は地区振興会、婦人会、老人会に対しても開催されると思いますが、町からもっと幅広く子どもから大人まで将来、未来の展望を見きわめるためにも子どもたちとの意見の場も当然、町政教室の一環として取り組んではいかがでしょうか。

そこで、町民と直接向き合う機会を区長ならびに広報でお知らせしてはどうでしょうか。また、教育委員会や学校でも町政への理解を深めてもらうとともに、広く意見を聞き、町政に反映させるためにも大変お忙しい町長ではありますが、ぜひ全町民がそういう場を設けていただきたいと願っていると思いますので、前向きにご検討をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 町政教室のあり方のご質問にお答えいたします。

まず、回答の前に、町政教室について簡単にご説明させていただきます。町政教室とは、町政に理解を深めていただくほか、町民の意見を広く募ることを目的に、団体からの依頼を受けて実施しているもので、町施設を見学後、町長懇談会を実施しております。なお、24年度からは施設見学と町長懇談会を分離し、参加要件も一部変更するなど、運用を変更しての開催を予定しているところでございます。

ご質問の平成23年度に何集落で町政教室を開催したかとのことですが、平成23年度は井上地区老人会とサロン清水の2団体からの依頼を受け、開催いたしました。このほか町長懇談会のみで開催依頼につきましては、刈安校区長寿会、町区長会、中条熟年大学の3団体から受けております。

次に、開催に際して投げかけられた主な質問、回答についてですが、各種の税や公共料金などの他市町との比較、高齢者福祉施設の利用状況、自身の居住する地区の要望などが主に寄せられております。これらのご質問やご要望につきましては、事前に質問をいただき、現況の確認や必要であれば資料などを用意した上で回答を行っている次第でございます。なお、追加質問にも対応できるよう、担当職員も同席いたしますが、資料不足などで即答できない場合は、後日改めて回答させていただいているところでございます。

次に、町政教室の開催に当たりまして区長ならびに広報でお知らせしてはとのことですが、まず施設見学につきましては、平成24年度から広く町民が参加できるよう個人を対象とした町施設の見学ツアーや夏休みを利用した子ども向けの体験型教室などを企画いたしております。こちらにつきましては、広報紙などで公募する予定となっております。

町長懇談会につきましては、地域や年齢層が特定でき、お話しする内容が設定しやすいこと、スムーズに会が運営できることから、従来どおり団体からの依頼を受けて開催したいと考えております。

私の日程の都合もありますが、地区青年団や老人会、地域や学校単位などご希望がありましたら、随時お申し込みいただきたいと思いますと思っているところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 町政教室の再質問を行います。

未来の子どもたちのために海外研修を行っている現状の中で、現在、津幡町には小学校9校、

中学校2校、高校2校の合計13校の学校施設が存在しています。1年を通じて1回平均で子どもたちの意見を直接聞くことも可能ではないでしょうか。また、町政教室の月間を設けることを工夫してはいかがなものでしょうか。

我が町の文化、歴史、観光等を紹介するなど当然、教育の一環で学ばれていると思いますが、さらに町長さんと交わって新たな子どもたちの意見を、新たに子どもたちの見識も変わると思いますが、この辺の子どもたちとの交わりをもっと深くすることに関してはいかがなものでしょうか、お尋ねします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 今、西村議員からのご提案でございますけども、父兄なり保護者ですか、保護者の方なり、また学校なりを通じてそんな話があるとするならば十分に対応は可能であるというふうに思っております。

以上です。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 それでは、3番目の質問に移らせていただきます。

町長さんにお尋ねします。

福祉関係経費の増大について。福祉経費が20年前、10年前、昨年と年々ふえ続け、今後、職員給与と借入金返済、社会福祉経費ですべての予算がなくなってしまう、町財政の圧迫を余儀なくしてしまうおそれがあります。ここにこれから審議する予算書があるんですけども……、

〔西村議員平成24年度津幡町予算および委員会資料を掲示〕

福祉関係の予算でこれだけの厚さになっております。あと産業建設、総務とこれ併せて同じくらいになっております。さらに、年々とこういうふうになっていってしまうんじゃないかとおそれがあるという話です。

矢田町長は今後どのように対処して町財政の健全化に取り組むのか、所見をお聞かせ願います。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 福祉関係経費の増大する中、財政健全化にどう取り組むのかとのご質問にお答えいたします。

西村議員の言われる福祉関係経費という言葉が町予算のどこを示す言葉なのかが明確ではございませんが、社会保障制度の一環として、生活困窮者の最低限の生活維持を図るための費用や身体障害者福祉法、老人福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法など各種法律により措置される費用、さらに町が住民の福祉増進のために単独で行う子ども医療費の助成やワクチン接種助成などを含めた扶助費のことであると私なりに理解をしてお答えをさせていただきます。

国・県からの補助金を含めた予算に占める扶助費の割合は、西村議員の言われるとおり年々増加しております。津幡町の場合、20年前の平成3年度普通会計決算に占める扶助費は1億3,500万円でしたが、10年前の平成13年度には4億7,500万円、昨年の平成22年度では17億8,500万円にもなっております。人口の増加に加え、子ども手当の創設や障害者支援対策、少子高齢化対策の充実、民間保育園の町内設置などが主な要因でございます。しかし、扶助費の多くは法律や国の制度に基づいて各自治体と同じ内容で実施しているものが多く、過去の大きな伸びについても国

の政策によるものが大きなウエートを占めております。当然ながら、国や県も一定割合の負担を負うものであり、町が財政的に厳しいことを理由に独自に削減できるものではございません。

一方、町単独の扶助費については、扶助費全体に占める割合は小さくなるものの、各種予防ワクチン接種費用や子ども医療費、さらに高齢者世帯の除雪費用などに対する助成など、町独自の福祉政策と位置づけられることとなります。

ご質問の年々ふえ続ける福祉関係経費にどう対処し、財政健全化に取り組むかについてですが、先ほども申し上げましたとおり、国の制度や法律に基づくものにつきましては予算を最優先に措置する以外にございません。ただ、義務的経費でも義務自体の発生を抑制すべく、病気の予防や健康づくり、生活弱者を地域全体で見守る体制づくりなどに取り組む事業も実施しており、これらの効果があらわれれば扶助費の抑制につながってくるものと考えているところでございます。また、市町の財政負担を極力減らしていただけるよう、機会を見て国や県にも働きかけたいと思います。

町単独のものにつきましては、一度創設した各助成制度を廃止することは最も住民の方がサービスの低下を実感することでもあり、非常に困難なことでございます。今後は津幡町の財政状況を見きわめ、必要ならば制度の見直し等も検討し、町民の方の所得状況に応じた適正な負担をお願いしながら、安定した住民サービスの提供と安全、安心な生活の実現に取り組んでまいりたいと思いますので、何とぞご協力とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 今、町長さんのご答弁を聞きましてある程度納得はしたのですが、津幡町町長矢田富郎でなければできないと、そういう津幡町にして、財政の健全化をしっかりと進んでいってほしいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

以上をもちまして、質問を終わります

○南田孝是議長 以上で2番 西村 稔議員の一般質問を終わります。

次に、17番 河上孝夫議員。

〔17番 河上孝夫議員 登壇〕

○17番 河上孝夫議員 17番、河上孝夫です。

まず、質問に入る前に、この3月をもって退職されます焼田総務部長、川村産業建設部長、村田上下水道部長、北野会計管理者、國本消防長、大坂教育部長、東本病院事務長を含め22人の皆さんには本当に長い間行政のためにご尽力いただきまして、本当にご苦労さまでございました。今後とも健康に十分気をつけていただきまして、これまでの知識を生かし、地域の発展、また町の発展のためにご尽力をいただきますようお願いをいたします。

それでは、私のほうから3点について質問させていただきます。

まず最初に、津幡丘陵公園の活用について。

この用地につきましては、平成8年第三次津幡町総合計画基本構想の中で、福祉文教ゾーン整備構想を盛り込む予定で平成10年度より用地買収に当たり、平成23年度までに全体買収予定面積約26万2,000平米の90.2パーセント、23万7,000平米が買収済みであります。また、24年度で未買収面積2万5,000平米の買収が終了予定であると聞いています。この用地につきましては、全買収金額約14億4,500万円の多額の金額を要しているのが現状でございます。ちなみに26万2,000平

米といいますと約500メートルの500メートルの大きさを想像していただければいいかなと思っております。

なお、この第三次整備構想が終わりまして第四次津幡町総合計画、これは平成18年から平成28年策定では、平成17年に文化会館の完成により、都市計画公園として丘陵公園を文化会館シグナスと連携し、すべての町民が親しめる緑豊かな拠点的公園とし、また国道8号津幡バイパスに面する交通利便性を生かして丘陵公園と一体的にサービスを提供する交流施設を設け、交流施設には丘陵公園との一体性や森林公園との機能的連続性に配慮して、立地に関する調整を行うとなっております。いまだ町としての方向性が示されておりません。早急に町としての方針があるべきだと思いますが、今後、町長としてどのような性格の公園にしたいと考えるのか。また、導入する施設については、町長さんの先ほど農業公園のもみじを植えて、もみじの公園にしたいという話がありました農業公園をここに設置する構想を視野に入れてもいいのではないのでしょうか。また、パークゴルフ、グラウンドゴルフ、子どもたちの遊びを提供したプレーパークなどの施設の建設の考えはないか、町長にお伺いをいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 河上議員の津幡丘陵公園をどのような性格の公園にしたいと考えるのかというご質問にお答えいたします。

第四次総合計画では、丘陵地の緑地景観を保全しつつ温泉を活用する交流施設、スポーツ・健康増進施設の集積を図り、町民が生きがいと豊かさを実感できる総合公園として位置づけておりました。しかし、国の三位一体改革等により当該整備に係る財源制度が大きく変更されるなど、丘陵公園を取り巻く環境や社会情勢が著しく変化いたしました。そのような中で、基本的な構想の方向性といたしましては、里山の保全を主体とし、自然が豊かで町民の憩いの場となり、交通の利便を最大限に活用した公園にしたいと考えているところでございます。

導入する施設につきましては、里山の自然を生かした遊歩道や広場などのほか、今ほど河上議員からのご提案のありましたパークゴルフ、グラウンドゴルフ、プレーパーク等の施設につきましても検討をいたしておりますが、当面は財政状況を勘案し、公園の一部を整備する計画で進めたいと考えております。また、第四次総合計画のアンケートで町民の皆さまからの要望が多い施設である屋内プールや温泉施設等も視野に入れ、誘致を含め民間活力を導入できないかなど、整備手法を継続して模索してまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

なお、農業公園のお話もございましたけれども、現在、農業公園は庁舎の中のプロジェクトチームで今月末に最終報告があるという話を聞かされております。この場ではなるべくふれないうちにさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○南田孝是議長 河上議員。

○17番 河上孝夫議員 それでは、この丘陵公園につきましてはなるべく早く町の方針を、方向性を探ってほしいと思います。

それでは次に、2点目の質問に入らせていただきます。

この件については、冒頭、町長より詳細な説明がございましたが、改めて質問をいたします。

河合谷地区の瓜生地内の県道で発生した土砂災害についてお尋ねをいたします。

災害は2月26日午前5時30分ごろ、高さ約40メートルの斜面から約6,000立米の土砂が崩れ落

ち、約100メートルにわたって道路が通行どめになり、瓜生集落の17世帯、25人が一時孤立をしました。幸いにもけが人などがいなかったということで、安堵したところでございます。瓜生地区の皆さんには、改めてお見舞いを申し上げます。

土砂崩れに伴い電柱が倒れ、集落では携帯電話も通信用のアンテナも電源を使用していたため使用できず、また電気、水道も使えなくなり、孤立した状態の中で区長を初め、住民の皆さまには深いきずなをもって、冷静に1日ぐらい何ともないと忍耐強く非常事態に立ち向かっているのが印象的でした。一日も早い復旧をお願いするものであります。

このような災害に対してマニュアルはあると思いますが、携帯電話の使用が不可能であったり、マニュアルどおりにいかないことがあったと思いますが、町の対応について第一報は災害発生時からどのくらいの時間が経過した後か、またその通報は住民によるものか、また県その他の機関によるものか。携帯電話も使用できず、電気、水道も不通となり孤立状態の中での住民の対応はどのように行ったのか。県道の災害ではありますが、町としての道路の確保など県との協議、北電その他の関係機関の対応はあったと思いますが、以上についてお伺いするとともに、このほどの大変身近に起きた災害を教訓として、今後に向けての反省点および対策について、総務部長の答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 焼田総務部長。

〔焼田新一総務部長 登壇〕

○焼田新一総務部長 まず、ご答弁させていただく前に、今ほど河上議員より私ども対しまして身に余るねぎらいのお言葉をいただきました。まこと光荣であり、深く感謝申し上げる次第でございます。私としては、40年間奉職させていただきましたことは町長初め、議員の皆さまや町民の皆さまのご支援のたまものであり、感謝を申し上げる次第でございます。まことにありがとうございました。

それでは、答弁させていただきます。

県道瓜生能瀬線の瓜生地内で発生した土砂崩れ災害に対して町の対策はとのご質問でございますが、まずは瓜生区の皆さまには、このたびの災害につきまして心よりお見舞いを申し上げます。

今回の災害の第一報が入った時刻ですが、2月26日の午前7時29分に消防指令センターに金沢ケーブルテレビの職員から通報が入っております。ほぼ同時刻に役場当直室にも瓜生区長さんから通報が入っております。災害が発生時刻といたしましては、区長さんのお話では午前5時半ごろだったのではないかとということであり、発生から約2時間後に第一報が入ったこととなります。

この第一報ですが、金沢ケーブルテレビがケーブルが不通になった信号を受信し、職員が現地に向ったところ土砂崩れを発見し、119番通報をされたということであり、瓜生区長さんについては、電気が来ないことを不審に思い、見回り中に発見し、電話が不通であることから携帯電話の電波が届くところまで移動して通報されたとのことであり、

通報により町消防職員が真っ先に集落に入り、住民の安否確認や健康状態の確認を行っております。その後、役場職員も集落に入り、再度、住民の方々の健康状態を確認するとともに、必要物資等の要望調査を行っております。また、電話も不通であることから衛星携帯電話や簡易発電機を区長宅に設置し、連絡手段を確保いたしました。

集落の孤立化を解消すべき道路の確保については石川県津幡土木事務所とも協議し、当初、上大田と瓜生を結ぶ林道を迂回路として26日の夕方までには除雪を完了し、開通させる予定をして

おりました。しかし、除雪途中で道路が陥没していたため通行不能であることが判明いたしました。そこで急遽、上河合から上がる林道高津線を迂回路とすることに変更し、石川県および町の除雪車において除雪作業を行い、翌27日の開通を目指すことになったものでございます。この迂回路の開通が当初の見込みより遅れることから、北陸電力の電源車による電力の供給が翌27日以降となるということにより、町は直ちに河合谷町民センターに避難所を設置し、瓜生区の皆さまに自主避難を呼びかけました。しかし、住居等への直接被害を及ぼすおそれもなく、各家庭に食料や石油ストーブ、プロパンガス等もあることから、避難した方々はおいでませんでした。

その後、迂回路が石川県と町による夜を徹しての除雪作業で、当日の午後10時には完了し、翌27日の早朝より道路の安全確認や町が提供した路肩確認のための除雪ポールの設置により開通することができました。27日には電気、水道、電話および迂回路も緊急車両等のみの規制はあるものの使用できるようになり、ケーブルテレビも28日には仮復旧いたしました。

今回の災害に当たりまして、石川県を初め、北陸電力、金沢ケーブルテレビ、NTT西日本、KDDI、水道事業者等多くの関係機関のご協力をいただき、迅速に対応していただきましたことに深く感謝を申し上げる次第でございます。

県道瓜生能瀬線の復旧には、土砂や倒木の除去作業に伴い、二次災害の可能性もあることから時間を要するということではありますが、一日も早い復旧を目指し、石川県が主体ではありますが、町として協力できることは、今後においても引き続き協力する体制をとってまいりたいと思っております。

今回の災害は、電気、電話の不通により集落からの通報が即座にできなかったため、対応が遅れた面もあったかと思われまます。平成24年度末までには、町全域に防災行政無線を整備する予定であり、通信環境も改善されることとなりますので、今後、同様の災害があった場合には、さらに迅速に対応できるものと思われまます。

瓜生区の皆さまにおかれましては、しばらくの間不自由をおかけいたしますが、人命や住居への被害がなかったことは不幸中の幸いであったと思ひます。

今後ともさらなる安全、安心なまちづくりを目指してまいりたいと思ひしております。

以上であります。よろしくお願ひします。

**○南田孝是議長** 河上議員。

**○17番 河上孝夫議員** 今ほどは、迅速な対応についてのお答え大変ありがとうございました。

また、携帯電話も万能ではないといういろいろなことが、私たちが分かったかと思ひしております。24年度の防災行政無線の一日も早い完成を願うものであります。

それでは最後に、大河ドラマ誘致イベントにCD、DVDの活用について質問をいたします。

大河ドラマ誘致については、議会でも大河ドラマ誘致推進特別委員会もあり、NHKへの要望、また木曾義仲のゆかり地の視察など機運の高まりを図っておりますが、まだ一つ盛り上がっていないように思われまます。

本年も大河ドラマ誘致に関してたくさんのイベントが計画されていますが、現在あるDVD、これには「義仲と巴」大河ドラマ誘致と、まだ未発表なんですけれども、こういうDVDがあるということで先日見せていただきました。その中には、ほんの一部ですが倶利伽羅峠の歌、詩吟、また源平太鼓とかいろいろなことが紹介されていますが、これは機運が盛り上がるようなものではないと思ひます。

これからも大河ドラマを誘致に向けて、誘致を盛り上げるために、イベントに華やかさと勢いのあるものにするために、刈安小学校で歌い継がれている俱利伽羅峠の歌、また詩吟では義仲追撃、木曾義仲、民謡では俱利伽羅火牛音頭、源平太鼓など、木曾義仲にまつわる伝統と文化がこの津幡町にたくさんあります。これらのCD、DVDを作成し、町民レガッタ、つばた祭りなど、広くイベントに活用すれば色濃いPRにつながると思います。町民にも親しみをもって、見たり、聞いたりする効果があると思います。

この作成をしてイベントを図ってほしいと思いますが、産業建設部長の前向きな答弁をお願いします

○南田孝是議長 川村産業建設部長。

〔川村善一産業建設部長 登壇〕

○川村善一産業建設部長 大河ドラマ誘致イベントにCD、DVDの活用についてのご質問にお答えいたします。

町では、今年度事業においてDVD「義仲と巴」大河ドラマ誘致へ機運が盛り上がる津幡町」を制作いたしました。河上議員からご提案いただきました詩吟や俱利伽羅峠の歌につきましては、このDVDにその様子などが収録されております。誘致実現に向けた町民への広報と機運の向上および次世代等へのふるさと教育資料として制作したこのDVDは、現在、町内の各公民館、小中学校へ配付し、活用していただいているところでございます。議会事務局にも配付させていただいておりますので、来客時や視察等でのご活用をあわせてお願い申し上げます。また、図書館では、各個人等への貸し出しも開始しております。

DVDの主な内容は、木曾義仲と巴御前に関係する歴史群像、史跡等が映像収録され、本町の誘致活動なども紹介しております。

俱利伽羅火牛音頭等につきましては、つばた町民八朔まつりの踊り流しで町民が一丸となって踊ることができれば、PRや盛り上がり到大変効果があると存じますので、俱利伽羅火牛音頭の関係者に確認させていただいた上で活用を検討していただくよう、つばた町民八朔まつり運営委員会や協議会に提案してまいりたいと存じます。

終わります。

○南田孝是議長 河上議員。

○17番 河上孝夫議員 今、川村産業建設部長からお話がありましたけれども、「義仲と巴」大河ドラマ誘致へ機運が盛り上がる津幡町」のDVDが、聞くところによりますと12月の末に仕上がったということで、この私どもの議会大河ドラマ誘致推進特別委員会に少しもお示しがなかったということで残念に思っておりますが、そのことについて一言、産業建設部長に再質問をさせていただきます。

○南田孝是議長 川村産業建設部長。

〔川村善一産業建設部長 登壇〕

○川村善一産業建設部長 今、河上議員から再質問ということで、議会の皆さん方にお示しをいたす機会が、ちょっとできなかったということで大変申しわけなく思っております。それで議会事務局にも配付をさせていただきましたので、どうかこれでご勘弁を願いたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔議席から笑い声あり〕

○南田孝是議長 河上議員。

○17番 河上孝夫議員 川村産業建設部長には最後ということで、あまりいじめる気はありませんけれども……、

〔議席から笑い声あり〕

これからもせっかく議会に大河ドラマ誘致推進特別委員会もありますので、またともに手をつないで、この大河ドラマ誘致に皆さんとともに頑張ればいいかなと思っております。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

以上、終わります。

○南田孝是議長 以上で17番 河上孝夫議員の一般質問を終わります。

次に、6番 森山時夫議員。

〔6番 森山時夫議員 登壇〕

○6番 森山時夫議員 6番、森山時夫です。

質問の通告により質問を述べさせていただきます。

最初に、町の防災総合訓練の内容についてお尋ねをいたします。

昨年のちょうど1年前の東日本大震災から1年が経過しようとしております。大震災を境にして、毎日のように太平洋側を中心に日本列島が揺れ動いているようなことが今現状であります。幸いに、石川県には有感地震がほとんどない状況であります。近年には関東、東海、南海地方に直下型大地震の発生の確率が非常に高くなっていると、そういう報道がよく聞かれます。

東日本や阪神・淡路大震災のときは、余り揺れの影響がなかったのでありますが、今から89年前、1923年、大正12年の9月1日の午前11時58分に起きた神奈川県相模沖で発生したマグニチュード7.9の関東大震災、以前、私の祖父母から聞いた話でありますけれども、そのときちょうど家の見える山のほうへ2人で山の下刈りに行ったときに、たまたま昼そこで弁当広げて食べようとしたときに、風がないのに木ががさがささと揺れたので何だろうと思った瞬間に強い揺れを感じたと。そこで、すぐ目の前に家が見えましたので下をのぞくと、その真下にため池があって、ため池の水が波を打って防波堤を乗り越えていくと。そして、そのときに我が家もつぶれるのではないかということですとずっと見つめていたと。そういう長い間非常に恐ろしかったと。そういう関東大震災のときは、非常に大きな地震が来たそうです。

そこで、今、関東、東海地方を震源とした巨大地震が発生したならば、過去の地震と同様、津幡町にも相応の被害、恐怖に見舞われることも十分考えられます。

そこで、津幡町周辺には森本・富樫断層帯、また邑知潟断層帯、砺波平野断層帯があり、どこが活動しても影響が非常に深刻であると、昨年ケーブルテレビのほうで放映されていました。津幡町がちょうど断層帯のど真ん中に位置しているわけで、過去に各断層が活動したかということは詳しく分かりませんが、これだけの地震の発生状況が著しく変化をしている今、いつ我が身に降りかかってくるか分かりません。

今まで懸案でありました県内で唯一おこなっていた防災行政無線整備も、国の方針、緊急防災・減災事業が3次補正予算に盛り込まれています。津幡町の整備の総費用が5億3,579万4,000円、その約75パーセント、4億419万円の補助金によって防災無線整備事業の案件が、この2月定例会にて可決されました。それで2012年度末に完成を目指す予定であります。これで、町内一斉やエリアごとで瞬時に緊急情報が得られて、生活に大きな安心感が生まれることと思います。

毎年9月1日の全国防災の日になんで、津幡町では8月の最終日曜日に会場を変えながら津幡町の防災総合訓練を実施しております。そこには毎回、地区の代表者など限られた方の参加や日曜日の昼間ということで主に模範訓練であります。実際に災害が発生した場合を想定すると、昼間であれば家族がバラバラである、また真夜中に起きるか、ということになった場合は、訓練に参加した一部の人では、避難誘導や捜索、地区の集約は非常に困難と思われれます。

防災行政無線整備されることで、おおむね町の防災システムは町内全体に機能されると思えますけれども、今後は防災無線を大いに活用して、各エリアごとや昼夜を問わず全町民が自主防災の認識を高め、冷静に判断、行動ができる訓練内容が重要だと思えます。

そこで町長にお伺いいたしますが、従来の防災総合訓練内容やその方法でよいのか、また今後の防災訓練の方向性をどういうふうに思っているのかお伺いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 森山議員の町の防災総合訓練の内容につきましてのご質問にお答えいたします。

今後の防災訓練の方向性についてということですが、私は昨年の防災総合訓練におきまして、東日本大震災で犠牲になられた方々の死を無駄にすることなく、現在を生きる私たちが大震災を教訓として災害と向き合うことが大切なのではないかとあいさつさせていただきました。

町防災総合訓練では、23の機関、約800人の方々に参加をいただき、主に地震被害を想定した各種訓練を本番さながらに実施いたしました。中には車いすでの生活を送られている方など障害を持つ方々にも参加していただき、災害時要援護者の支援体制と避難経路における歩道や道路の段差など避難時における課題も確認されております。その他の訓練種目につきましても、それぞれの災害に対応した19の訓練を実施いたしました。

町防災総合訓練では、これまでも訓練種目等について毎年見直しや検討を加えて実施しているところではございますが、今後も想定される被害や災害時に有効な訓練を取り入れてまいりたいと考えております。防災総合訓練は、災害が発生した場合に適切な行動がとれるようにと体験、学習の場であり、主に基本となる訓練を行っております。何度も参加されている方には同様の訓練の繰り返しのようで新鮮味がないように感じられるかもしれませんが、基本訓練を積み重ねることによって防災行動力を高め、いざというときの被害を最小限にとどめることを目的としております。従いまして、当面は現状の訓練内容を基に見直しを加えながら実施していきたいと考えております。

さて、当町では来年度末までに防災行政無線を整備し、運用を開始する予定をしております。防災行政無線は災害時のみならず、平常時におきましても地域ごとへ行政情報を放送することが可能であります。運用開始時には、その機能を各地域で活用し、避難誘導訓練などを開催することにより、町の防災総合訓練には参加できなくても地元の防災訓練には参加できるという方が少しでもふえ、そのことにより防災意識の拡大が図られれば幸いです。

毎年訓練に参加される皆さまのきびきびとした訓練状況を目の当たりにし、頼もしく、そして心強く感じているところでもございます。今後も災害が発生した場合に速やかに対応ができるような体制づくりを目指して訓練を行ってまいりたいと思っております。

議員各位を初め、町民の皆さまのご理解とご支援をお願い申し上げます。

以上です。

○南田孝是議長 森山議員。

○6番 森山時夫議員 ありがとうございます。

しかし、基本的な訓練内容、これは分かりますけれども、実際に各地区で大きな災害が起きたときには、もちろん津幡町にはそういう対策本部はこの庁舎内に置くと思いますけれども、そういう今の実際の訓練場では、コンパクトにその中にまとめて実際に顔が見えるような状態でお話ししてはいますが、実際になると、そういういろんな携帯とかいろんな無線を使って見えない人のところへいろんな連絡情報をやると、そこで非常にまた見える見えないで非常に大きな違いが出てくると思いますので、そういうところもまた加味しながら防災のそういう訓練をしていっていただきたいと思います。

それに次、関連してもう1点お願いをいたします。

災害時相互支援候補地についてでありますけれども、去る2月の6日に福岡県岡垣町の宮内實生町長が来町いたしまして、遠隔地との支援体制づくりを急務とするそういう思惑が両町と一致いたしまして、今月末には矢田町長を初め、関係者が岡垣町に出向いて協定書に署名、締結を結ぶ運びとなっております。これで隣接する金沢市、かほく市、小矢部市、それと内灘町の3市2町との相互の支援体制が確立することになりました。

このたびの福岡県との遠隔地では、同じ大きな大規模災害が起きても一緒になるという確率は非常に低いと思いますけれども、お互いの緊急出動支援による行動も容易ではないし、また近隣の3市1町もそこで大きな地震、いろんな災害が起きると、次は同等に被害が生ずることも考えられます。

そういうことであって、新たに総合緊急支援活動を行える300キロ圏ほどに災害時相互支援候補地を選定する考えはありますか、お尋ねをいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 災害時相互支援候補地についてのご質問にお答えいたします。

遠隔地との災害時相互応援協定締結に向けまして、人口規模が似通い、財政規模も良好な福岡県の岡垣町と協定を重ねてまいりましたところ合意に至り、今年23日には岡垣町にお伺いし、協定を締結することといたしております。

森山議員のおっしゃるとおり、岡垣町とは直線距離にして約640キロメートル離れていることから、同一の災害で被災する可能性は非常に低く、支援体制としてはよいパートナーにめぐり会えたと思っております。

遠隔地との災害時相互応援協定につきましては、岡垣町の1自治体のみを考えているわけではなく、もう少し近い地域での協定締結相手先につきましても検討しているところでございます。しかしながら、いろんな自治体にいきなり申し出というわけにもいきませんので、さまざまな機会をとらえながら、その可能性について検討していきたいと考えております。

議員の皆さまにも、これはというところがございましたらぜひ紹介していただければありがたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○南田孝是議長 森山議員。

○6番 森山時夫議員 今ほど、そういういろいろな中間地、いろんなところのまた先手、もし

くはまた今後、皆さんと一緒に選ぶと、そういうことも言うておられますので、またその点、一緒に進んでいければいいなと思います。

次に、農業公園構想についてお伺いいたします。

先ほど、黒田議員のほうから観光地としての基盤整備づくり、その中でちょっと町長さんも構想のほうで大都市の駅の構内を真っ赤っかなもみじのパネルで染めたいと、そういう大胆な構想もあるようでございますけども、私も一応質問ありますので、少しお伺いします。

町長の公約でもあります農業公園構想も、昨年度より各種の施設を視察、研修を重ねてまいりました。その中でいろいろ問題がございまして、そういう立地場所とか人口密度、気候、規模、それと財源など、非常に難題が多く、一気に完成を目指すにはまだまだ時間がかかりそうであります。

そこで、町長にお伺いいたしますけども、農業公園構想は、町内や近隣の人が集まり自然を楽しむ環境を重視する程度なのか、それとも幅広く全国各地から集客できる規模を目指すのか、お考えをお聞かせ願います。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 農業公園構想につきましてのご質問にお答えいたします。

農業公園の目的につきましては、さきの議会におきまして荒井議員ならびに角井議員にお答えいたしましたように、町の地産地食をキーワードにさらなる農業振興、新たな特産物などの開発促進を図ることとしており、近隣の市町ならびに県外からも四季を通して多くの方々に訪れていただき、農業体験や収穫体験ができる魅力ある農業公園の整備をと考えているところでございます。

現在、計画位置や基本構想の検討、公園規模、採算性などの農業公園基本構想につきましては、町農業公園構想プロジェクトチームにおいて検討しておりまして、私にはこの3月末に最終報告の予定と聞いております。

その後、速やかに皆さま方に報告をさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○南田孝是議長 森山議員。

○6番 森山時夫議員 分かりました。この3月末にはその構想が分かると思いますので、そのときを楽しみにしております。

最後の質問でありますけども、近年には、津幡町を通る観光客、また来町者が激増する条件が整ってまいりました。それは、能登海浜道路の無料化やMISIAの森プロジェクト、それと北陸新幹線の開業、また河北潟にて全国交流レガッタの開催、それと義仲と巴の大河ドラマの誘致、またいつも8月に行われています全国選抜社会人相撲大会など、全国より多くの方が寄せてくるのが必至であります。

今、津幡町の頭上を往来する車を下から見上げていても、ただ騒音だけが残り過ぎ去ってしまう。今後、そういうことで町が衰退してくるおそれもあります。

そこで全国から多くの人々が津幡町を通ることは確実であり、そのための途中で津幡に寄ってもらえる魅力ある施設が必要であり、本格的にふえる前にそれを整備することが非常に大事であります。

町長の公約である農業公園を核にして、団体が食事がとれる、そういう観光バスを引き入れてそこで食事がとれるような大きな施設、またそこでいろんな物産店がありまして、いろんな地元や県内、近県のいろいろなものを並べて、その人たちに買い物をしていただき、そして魅力ある農業公園の自然を堪能していただいて、次の目的地に行ってもらおうような、民間、行政と一体で魅力ある施設にしないと、いつまでも素通りの町津幡になってしまうようなおそれがあります。

そこで、町長にお伺いいたしますけれども、県内外から能登方面、加賀方面に向かう観光客など、多くが我が町の頭上に車が往來しますけれども、一刻も早く、来町者の増員を図るため、農業公園を核とした魅力ある施設整備など、津幡町の将来の発展につなげることを望みますけれども、どのような構想がありますか、お伺いをいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 魅力ある施設へ交流人口の増加をとのご質問にお答えいたします。

全体といたしましては、先ほど黒田議員の観光地としての基盤整備をとのご質問にお答えしたとおりでございますが、農業公園につきましては先ほどお答えしましたように、魅力ある農業公園の整備をと考えているところでございます。

現時点ではプロジェクトチームからの農業公園構想の中間報告をいただいておりますが、若干さわらせていただきますならば、それによりますと、イチゴやブドウなどの果実の収穫体験、またその収穫した果実でのジャムづくりなどの加工体験、マコモ、ヤーコン、おまん小豆など特産物での新たな名物づくりと特産物の販売や地元食材を使用した米粉パンやスープなどを味わえるレストランなど魅力ある施設整備や四季を通して楽しめるもみじ、梅などの花木園の整備構想を受けております。

また、候補地につきましては、町内における景観的特徴が示される5つの候補地の中から、総合的な評価により2つの候補地に選定した中間報告を受けているところでございます。

森山議員の述べられるとおり、1人でも多くの方に、この公園において四季折々の自然や美しい景観に囲まれて、農業文化に触れる中で交流をはぐくみ、心身がリフレッシュされる公園、施設づくりを目標に整備する方針でございますので、議員各位におかれましても、今後ともご協力のほど、よろしくお伺いをいたします。

以上です。

○南田孝是議長 森山議員。

○6番 森山時夫議員 今ほどかなり絞り込まれたようなお話も聞きまして、あとはまた残ったお楽しみということでこれ以上は聞きませんけれども、また今後とも津幡町にいろいろなお客さんが喜んで来町されるように努力をしていかなければならないと思います。

今後、津幡町の発展を私たちも非常に願っておりますので、またよろしくお伺いをいたします。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○南田孝是議長 以上で6番 森山時夫議員の一般質問を終わります。

次に、12番 道下政博議員。

〔12番 道下政博議員 登壇〕

○12番 道下政博議員 12番、道下政博でございます。

東日本大震災からもうあと5日で1年を迎えようとしています。改めて被災された方々に対し

お見舞いを申し上げます。福島第一原発の完全収束の先がまだ見えないことや被災地の復興の見通しがいまだに立っていないことに対しても心を痛めております。ここに、一日も早い復興、再建を心より祈っておりますことをお伝えさせていただきます。

質問に入る前に、現年金制度への誤解を払拭するために、現行年金制度は強いということが証明された衆議院予算委員会での意見陳述を少し紹介させていただきたいと思っております。

公明党の古屋範子さんの社会保障と税に関する質疑で、持続可能な年金制度を目指して2004年に自民、公明により制度改革が行われた年金100年安心プランに触れ、その評価を尋ねたことに対して、細野真宏参考人（厚生労働省社会保障の教育推進に関する検討会委員）は、この現行制度については、本当によく考えられた制度は強いということを強調されました。分かりやすく表現しますと、年金100年安心プランの現行年金制度は、十分な熟慮、検討がなされており、長期にわたっても安心できる強い年金制度であるということを強調したのであります。厚生労働省の検討委員会の現職委員が証明した重い発言であります。

さらに、こうも続けています。「社会保障は世の中の常識と実際の間で乖離が大きい」、背き離れることであります。「例えば未納がふえると年金が破綻するという話がそうであります。これほどのひっかけ問題はない。今の年金制度は仕送り制度だから、子どもが減って高齢者がふえれば当然もたない。その中で未納者がふえるのだから破綻に向かうのは当然だという論だ。だが、未納がふえても年金財政には影響がないのです」と発言しています。

要するに2004年自公政権時代に改正した現年金制度は破綻していないし、将来にわたっても強く破綻することは考えにくいということなのです。なぜかというと、未納者には年金支給されないから年金財源は減らないし、一切影響を受けないのです。ここが大切なところです。ただし、失業中の方や学生の方等については、所定の手続きをしておけば将来年金を受給するときに税金負担分については支給されますので……、

〔「長いよ」と呼ぶ者あり〕

〔「議長、一般質問じゃない」と呼ぶ者あり〕

手続きはお忘れのないようにされたほうがお得であることもつけ加えさせていただきます。

さらに、年金については誤解や間違いが生まれやすい世界だ。年金を……。

○南田孝是議長 道下議員に申し上げます。

○12番 道下政博議員 はい。

○南田孝是議長 通告にある質問の範囲を大幅に超えています。注意を促します。

○12番 道下政博議員 はい。それでは、若干で終わらせていただきます。

政治の道具にはいけなかったが、結果的にそうってしまった。改めて整理しておきたいのは、民主党の年金案になろうとなるまいと、未納者は救われないという残念な結果になるということでございます。

そういう観点から、この現年金制度は安心であるということを津幡の町民の皆さまにもぜひとも確信を持っていただきたい、こういうことで伝えさせていただきました。短縮をして述べさせていただきました。

それでは、質問の本題に入らせていただきます。

まず1点目ですが、幼保一元化によるメリットとデメリット、そして必要性を問わせていただきます。

幼稚園は3歳から5歳児までを対象として、保育園は保護者の就労等で保育に欠ける0歳から5歳児までを対象とした児童福祉施設として、それぞれ根拠法となる法律、国が示す設置基準の範囲内で異なった目的、機能等を持つ別々の施設として運営されてきました。

しかし、少子化や核家族化の進行、女性の社会進出の拡大など、近年の社会構造、就業構造の変化を受け、就学前の教育、保育を一体としてとらえた取り組みを進めることが求められてきています。また、このことにより乳児から幼児までの一貫した教育、保育を実施することや子育て支援および女性の自立支援などを図ろうとするものであります。

近年の子どもの現状については、体力不足、体験不足とともに、人とかかわる力、表現する力、生きる力が乏しくなっているとの指摘がなされております。こうした現状の背景には、家庭や地域の教育力が低下していることや社会全体としての子どもの育ちの視点が必ずしも十分でなかったことが挙げられています。

したがって、幼児期からの心の教育として、遊びを通して人への信頼感、さまざまな感情体験、道徳性の芽生え等をはぐくむことが重要になってきています。また、子どもの発達は連続しているため学びについて連続性を確保する必要があり、就学前教育、保育と小学校教育との連携が重要な課題となっています。

以上のように、幼保一元化の背景と就学前の教育、保育の現状について述べさせていただきました。

当然重要な問題でありますので、国のほうでは検討が行われていることが時折報道されていますが、津幡町においても導入を見据えて検討する必要があるのではないかと思います。

ここで質問をいたします。

幼保一元化を当町に取り入れた場合のメリットとデメリット、そして必要性について堀内教育委員長に考え方をお伺いさせていただきます。

○南田孝是議長 堀内教育委員長。

〔堀内 修教育委員長 登壇〕

○堀内 修教育委員長 道下議員のご質問につきまして、教育委員長としてお答えいたします。

昔から「三つ子の魂百まで」ということわざがあります。その人の基本的な性格や方向性は3歳ごろまでに決まると言われ、それまでの子育てを大切にしないと意味かと思えます。人の一生において、幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることをあらわしていると思えます。

幼児期は知的、感情的な面でも、また人間関係の面でも日々急速に成長する時期であり、この時期に経験しておかなければならないことを十分に行わせることは、将来、人間として充実した生活を送る上で不可決であります。

したがって、我々大人は、幼児期における教育がその後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものであることを認識し、子どもの育ちについて常に関心を払う必要があります。

現在、家庭、地域社会、そして幼稚園と保育園等がそれぞれに有する教育機能を互いに発揮し、バランスを保ちながら幼児の自立に向けて、幼児の健やかな成長を支える大切な役割を果たしている状況であります。実際は、幼稚園は文部科学省の幼稚園教育要領に基づいて、また保育園は厚生労働省の保育所保育指針に基づいて幼児教育を行っております。

このような現状を踏まえまして、道下議員のご質問にありました本町で幼保一元化を取り入れ

た場合のメリット、デメリットにつきまして、私の考えを述べさせていただきたいと思います。

まず、メリットといたしましては、幼稚園と保育園という既存の枠組みを超えてそれぞれの機能のよさを生かした教育、保育体制づくりができる。子どもたちが多くの仲間とのかかわりの中でさまざまな学びができる。教育目標等を作成することにより、子どもたちが就学前に身につけることが統一できる。すべての子育て家庭に対し、教育と養護の両面からの支援が充実でき、保護者に選択肢の拡大が図られるなどが挙げられると思います。また、施設や運営を一元化することで、財政的に効率がよくなる可能性もあります。

一方、デメリットといたしましては、さまざまな保育時間への対応による子どもと職員両方への負担、幼稚園教諭と保育士の両方の資格を有する職員確保の必要性、幼稚園施設で保育を行う場合、未満児にも対応可能な施設整備の必要性、行事等を実施する際の保護者の時間調整の難しさ、保育への国の財政支出が削られ保育料の値上げにつながったり、財政的に負担がふえたりする懸念などが挙げられると思います。

現在、津幡町教育委員会では、未来の津幡町を担う子どもたちをはぐくむという理念のもと、就学前教育の充実を努力目標の一つに挙げております。具体的には、幼稚園、保育園と小学校の壁をなくしての連携事業や幼稚園教諭や保育士がともに学ぶ研修会の開催、幼稚園、保育園両方での科学遊び教室の実施、町の保健師との連携による幼少期からの児童観察、また幼少期からの規則正しい生活習慣を定着させるために「早ね・早おき・朝ごはん・あいさつ」運動などを展開しており、幼稚園と保育園の垣根を越えたさまざまな事業を推進しております。

幼保一元化の導入の必要性につきましては、今後、常に国の動向に目を向けながら、町当局はもちろん、学校やPTA、家庭、地域、関係機関とも協力、連携して、前向きに検討していきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 非常に分かりやすい説明をしていただきまして大変にありがとうございました。

この後は町長に、幼保一元化の取り組み予定についてお伺いさせていただきます。

3月3日の新聞記事では、子育てを社会で支えるための新制度「子ども・子育て新システム」の関連法案の骨子がまとまり、今国会に提案の予定とのこと。その目玉は、幼稚園と保育園の総合こども園への一体化であります。幼稚園の教育と保育所の保育サービスを同時に提供する制度です。一体化の最大の課題とされた待機児童解消は心もとないとの記事であります。記事の最後に、政府は社会保障と税の一体改革で子育て支援を現役世代支援の柱に据え、消費税の増税分のうち7,000億円を充てる考えだが、年金法案の一部の法案は増税法案提出時に間に合わなかった。今回の子育て支援も増税の口実にして、増税だけされることがないように間に合うように法案を出すべきだとやゆしておりました。

ここでもまた、パフォーマンス政党民主党の得意わざである思いつき、目隠し、だまし戦法のような法案であります。消費税ありきの法案に惑わされてはいけません。前段階の消費税法案が通るか通らないかはいまだに不透明でありますので、総合こども園の法案についてもどうなるかは、現段階では同じく不透明であります。法案の可否にかかわらず、現段階での町の取り組みについての考え方を質問させていただきたいと思います。

少し視点を変えてみます。

津幡町のまちづくりの最大のテーマである定住人口拡大を進めるためには、これから子育てしようと考えている若い夫婦に、ほかのどの町よりも子育てのしやすい魅力的な津幡町であることを知ってもらうことこそがストレートで一番確実な方法だと思いませんか。

町の教育水準の高さや教育に対して町挙げて熱心に取り組んでいることが理解されれば、若い夫婦へのアピール度が高く、ポイントもアップすることは疑いないと思います。他市町からの転居、そして定住人口がふえること間違いないと思います。

矢田町長が誕生されて以来、「科学のまち津幡」の取り組みは着々と進められており、大変喜ばれておりますし、インパクトのあるすばらしい施策であるということは多くの町民が認めているところであると思いますが、この施策の対象は小学生が中心であるということでもあります。

まちづくりの最大のテーマである定住人口拡大を進めるには、それに加えて幼児教育の水準アップと子育て支援は欠かせない重点課題であると思います。だからこそ、他市町に先駆けて、幼保一元化の取り組みをすることによって、結果として幼児教育の水準アップの実現につながり、「教育の町、津幡」というイメージが育ち、定住人口拡大につながることを疑いないと考えるものがあります。

そういう点からも、幼保一元化を町独自で採用し成功させ、さらなる魅力あるまちづくりを進めていくことは大変すばらしいことだと考えます。

矢田町長より今後の取り組みの予定や考え方についてお伺いをさせていただきます。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 幼保一元化の取り組み予定はとのご質問にお答えいたします。

本町でも少子化の進行に伴う核家族化や女性の社会進出など、社会情勢や生活環境の変化に伴い、保護者が望む幼児教育や子育て支援の内容は多様化してきております。

幼稚園におきましては、保育ニーズの高まりとともに、預かり保育を取り入れるなど保育機能が付加され、また保育園においては、教育的要素の充実が図られるなど、両施設が実態としてはかなり類似した施設となってきております。そして、幼稚園、保育園がそれぞれの独自性を発揮しつつ、小学校への入学を前提に連携を強化し、多様な保育活動や総合的な子育て支援を行っているところでございます。

現在、国では、社会全体で子ども、子育てを支援することなどを目的とする「子ども・子育て新システム」の最終案がまとまり、平成27年度をめどに学校教育と保育、子育て支援を一体的に提供する（仮称）総合こども園を創設し、新法の中で学校と児童福祉施設に位置づけるとする法案を出そうとしております。可決されれば、平成25年度からの段階的導入を目指し、検討されているところでございます。

新システムの実施に従い、本町でも幼児教育に対する統一的な考え方に基づく教育を実践し、園児への教育効果を高めたり、保護者の多様なニーズに対応したサービスが提供できるなど、町民の皆さまへのサービスの向上が図られるものと考えておるところでございます。

そして、幼稚園と保育園に係る施設整備や既存施設のさらなる有効活用など、中長期的な対応や資格を有する職員の配置、幼稚園と保育園を所管する行政窓口の一元化などもあわせまして、実施に向けて検討してまいりたいと思っているところでございます。

今後も子育て支援サービスの充実や教育委員会部局との連携による幼児教育のさらなる推進により、よりよい子どもの教育、保育環境を整備し、魅力あるまちづくりを進め、定住人口の拡大につながるよう取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 ありがとうございます。

ぜひとも前向きにまた進めていただければというふうに思います。

それでは、3番目の質問に移らせていただきます。

新規就農支援事業、青年就農給付金の活用策を問うということで質問させていただきます。

現在の我が国の農業は、農業就農者の平均年齢が66.1歳（平成22年）、65歳以上の高齢者が6割を超えています。また、新規就農者の減少から後継者不足が大変深刻な事態であり、平成22年における39歳以下の若い就農者は1万3,000人とどまり、そのうち定着するのは1万人程度というのが現状だそうです。こうした状況を受け、農水省では平成24年から持続可能な力強い農業実現のため、必要な毎年2万人の青年就農者の定着を目指し、新規就農総合支援事業を開始することになっています。

青年就農給付金には、準備型と経営開始型の2種類があるそうです。1番目の準備型は、都道府県が認める道府県農業大学や先進農家、先進農業法人等で研修を受ける就農者（就農予定時の年齢が原則45歳未満）に最長2年間、年間150万円を給付するものです。2番目の経営開始型は、45歳未満の独立自営就農者に対して、農業を始めてから経営が安定するまでの最長5年間、年間150万円を支給するものであります。

従来の支援策が無利子融資や農機具購入への補助に限られていたのに対し、今回は農業収入に対する直接の給付に踏み切っているところが大きな違いであり、魅力でもあると思います。

準備型については都道府県が、経営開始型については市町村が事業主体となっており、特に経営開始型については市町村が集落や地域と話し合いながら地域農業の将来の見通しや方向性を踏まえた上で作成する「人・農地プラン」に位置づけられていることも、もしくは位置づけられることが確実であることが支給の要件となっており、市町村や関係機関の事前の準備が大変重要となります。

青年就農給付金に期待がかかる一方で、助成が受けられるからといった安易な考えや準備不足のままでの就農への助成は失敗を助長しかねませんので、運用に当たっては厳格な対応も求められてきます。

この給付金制度は、新青年就農者には願ってもない有利な制度であると思います。町ではこの制度の取り組みをどう考えているのでしょうか。榊田産業経済課長にお尋ねをいたします。

○南田孝是議長 榊田産業経済課長。

〔榊田和男産業経済課長 登壇〕

○榊田和男産業経済課長 青年就農給付金の活用策についてのご質問にお答えいたします。

農林水産省では、持続的で力強い農業構造の実現には毎年2万人の青年新規就農者を確保することが必要であるとし、近年、1万人程度である青年新規就農者を倍増させる目標を立てております。

この青年新規就農者倍増計画を達成するために、平成24年度から新規就農総合支援事業が実施

されます。この事業の柱である青年就農給付金を受けるには「人・農地プラン」を策定し、新規就農者に位置づけられることが必要であると聞いております。

「人・農地プラン」とは、集落、地域の将来像を具体的、計画的にあらわしたもので、農業者が集落、地域における話し合いによって、今後、中心となる農業経営体、農地の集積計画、地域農業のあり方などを定め、策定されるものでございます。

津幡町では「人・農地プラン」作成に係る説明会を本年5月中に行い、集落、地域における農業のあり方を話し合っていたいただき、7月ごろには「人・農地プラン」の策定を完了したいと考えております。このプラン策定に当たっては、地域の農業者や農業関係機関の意向が反映されることはもちろんでございますが、青年新規就農者が地域農業に定着しやすいように配慮していきたいと考えております。

最後に、青年就農給付金には準備型と経営開始型がございます。準備型は、農業大学校などで研修を受ける45歳未満の就農希望者に対して、都道府県が最長で2年間給付金を支給するものでございます。経営開始型は、「人・農地プラン」に位置づけられる45歳未満の独立・自営就農者に対して、市町村が最長5年間給付金を支給するものでございます。

この事業を活用すると、青年新規就農者は最長7年の長期間にわたり支給を受けることができ、青年層の農業定着に効果があるものと期待を寄せているところでございます。

以上でございます。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 ぜひとも青年就農者がふえていくような流れで努力をしていただきたいと思っております。

それでは、最後の4番目の質問に移らせていただきます。

何でも日本一、何でも世界一の取り組みのさらなる推進をということで質問させていただきます。

約3年ほど前に、この質問を一度させていただいております。その後、本年1月28日付の新聞記事に「エコキャップ津幡町が日本一」との大きな文字が目飛び込んできました。大変うれしく、その記事を拝見いたしました。「ペットボトルのふたを集めて世界の子どもへのワクチン購入費に充てる「エコキャップ回収運動」が展開される中、津幡町の累積収集個数が1月27日までに270万個を突破し、人口5万人以下の自治体で全国トップとなった」とのことです。

「町は、町民のエコ意識向上の成果と胸を張り、ごみ減量と再利用の輪がさらに広がることを期待している」との記事内容でありました。大変すばらしいことです。

以前に私がエコステーションの整備を提案させていただきましてから、平成21年8月、町役場駐車場の一角に24時間対応の資源回収施設つばたRecoが設置されました。現在も利用者の方々より喜びの声が多く耳に入ってきております。

開設の際に、職員の提案によりエコキャップ回収が始まりました。その後、キャップ回収がスムーズに町民に浸透し、今では1か月平均約10万個が集まり、町内の小学校などでも独自の回収運動が展開されていることが紹介されております。ちなみに、県内の自治体では、津幡町に次いで中能登町が約41万個、かほく市が34万個となっており、津幡町の270万個回収がいかにかっこよく分かります。職員のナイスな提案とキャップ回収の取り組みに対する津幡町民のエコへの関心の高さと勤勉さの証明であります。結果的に、津幡町が日本一の称号を勝ち得たこと

は本当に素晴らしいことであり、町民全員で喜び合いたいと思います。

また、エコステーションの利用率や資源ごみの回収率についても目をみはる結果があらわれておりますことにも触れておきたいと思います。これからもエコ活動の継続と記録更新に向けて着実な回収運動が進んでいくことを望んでおります。

一方、津幡町議会として、議会改革の一環で2月から県内では初めての通年議会制が試行されました。矢田町長を初め、町執行部の皆さんの理解と協力のもとで始めることができました。県内はもとより、全国からも大変注目をされておりますことも、また喜ばしいことだと思います。聞くところによりますと、北陸でも初の試みであり、全国でも20番目以内に入るほどの速さの実施だとのことであります。

もう一つ、津幡町議会として誇るべき成果があります。それは、広報調査特別委員会で編集しております議会だよりであります。年4回、津幡町内に全戸配布されているものであります。町村議会広報全国コンクールにおいて、津幡町議会始まって以来の優良賞をいただけることが決定いたしました。これは、全国出展町村211点のうちベスト10に入る快挙であります。大変おめでとうございます。ありがとうございます。

〔議席から笑い声あり〕

津幡町の議会だよりの何がすばらしくて優良賞をいただけることになったかと考えてみますと、ちょっと手前みそになってしまうかもしれませんが、1点目には、編集能力の高さだけではなく、町議会内の審議内容や一般質問等のクオリティーの高さや活発な議会であるということが紙面にあらわれていないと、実は審査委員からは注目されないのであります。2点目は、スピードであります。定例議会があった翌月の5日には、町内全戸に配布され、読まれていることであります。全国一のスピードであります。3番目には、議会だよりの編集作業のほとんどに議員が直接かかわっていることであり、分かりやすくいうと手づくりであるということです。文章の作成や文字の校正、写真撮りに至るまですべてに議員がかかわって編集を行っている議会だよりは、実は全国でも数少ないというのが現状なのであります。そのあたりの努力の結果が評価をされたのではないかと思います。

ちょっとだけ津幡町議会の自慢をついでにしてみました。今後は通年議会や広報委員会についての県外からの視察研修がふえることは間違いないと思いますが、受け入れについても交流人口の増加にもつながりますので、喜んで対応する必要があると思っております。

話を元に戻しまして、約2年前に実施されました目指せ日本一のアイデア募集が行われましたが、その後の成果と現在取り組んでいる最中のものがあれば、またこれに関連がないものであっても結構ですので、日本一や世界一と誇れるものや成果があれば、ぜひ教えていただきたいと思っております。

今回の質問の趣旨は、日本一や世界一と自慢できる町の情報を町民全員が共有することにより町の観光資源を再発見し、発掘し、そして育成につながり、より誇れるふるさとづくりが進めばとの思いであります。

これまで毎回のよう一般質問等で訴え続けております観光資源の発見と発掘、育成を念頭に置きながら、より魅力のあるまちづくりを目指して、今後も提案してまいりたいと思っております。町としても、今後もより特徴のある日本一、世界一づくりをさらに推進していくべきであると思っておりますので、今後とも取り組みをお願いいたします。現在、町としての取り組みの具体案があれ

ばお聞かせをいただきたいと思いますので、矢田町長にお伺いをいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 何でも日本一、何でも世界一のさらなる推進をとのご質問にお答えいたします。

新聞報道により脚光を浴びることになりましたエコキャップ回収運動は、収集個数が累積で270万個を超え、全国の町村では日本一となる快挙を達成いたしました。子どもから高齢者までだれでも参加でき、小さなキャップの再資源化を通して、発展途上国の子どもたちにワクチンを贈るといふこの活動に対し、役場のリサイクルエコステーション・Recoや各地区の集積所でのキャップ回収において、区長を初め、町民の皆さまに多大なご協力を賜っております。このように地域と一体となったリサイクル運動が浸透した結果、実を結び、日本一を獲得できたものと考えております。

現在のところ、本町ではこのエコキャップの回収個数を除いては、日本一や世界一と誇れるものは残念ながらございません。しかしながら、日本一の称号を得ることによりもたらされる効果は大きく、自治体の知名度や好感度のアップを初め、地域住民の連帯意識の高揚や地域の活性化など、その波及効果は絶大であり、日本一へ向けた取り組みの必要性は十二分に感じております。

全国の自治体では、健康長寿日本一やリサイクル都市日本一などと銘打った住民参加によるさまざまな施策が展開されております。本町におきましてもエコキャップ収集日本一を契機に、まずはこの日本一の座を維持できるよう、今まで以上に官民協働による施策を展開してまいりたいと思っております。

また、日本一や世界一ではなくても、現在、世界で唯一ともいえるMISIAの森プロジェクトは、当町森林公園の環境を活用して、森の保全運動を通しながら生物多様性保全の重要性を訴える、素晴らしい取り組みであります。今後は、このような本町ならではのナンバーワンやオンリーワンの取り組みを目指すことも考えており、津幡町議会が導入いたしました北陸初となる通年議会のような注目される施策を積極的に展開してまいりたいと考えております。

なお、日本一、世界一というわけではございませんが、何でも津幡一という、そんなこともあってもいいのかなと。町のギネスっていうものを考えさせていただいて、100メートル、200メートルのオリンピック種目のようなもので私は津幡で一番早いんだというのがあってもよかろうと思いますし、オリンピック種目がないような、犬かき25メートルというのもあってもいいのじゃないのか、

〔議席から笑い声あり〕

場合によっては、柿の種をいかにして遠くへ飛ばすか、そういうようなものがあって町のギネスをつくると。例えば体育館あたりの壁にずっと木の札で1枚ずつ名前を書いてぶら下げる、そういうこともあってもいいのかなと、私自身は今考えているところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 ありがとうございます。

町長の頭が非常に柔軟であることが、これで証明をされました。ぜひとも実現をしていただきたいというふうに思います。どちらかというところささやかなところから一つ一つ積み上げて、そして津幡町の名前が全国に知れわたっていく。それが素晴らしいことではないかなという

ふうに思いますので、ぜひとも実現をしていただきたいというふうに思います。我々もまた頑張  
ってまいります。ありがとうございました。

以上で、12番、道下政博からの一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で12番 道下政博議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後3時05分から一般質問を再開したいと思います。

〔休憩〕 午後2時51分

〔再開〕 午後3時05分

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

5番 中村一子議員。

〔5番 中村一子議員 登壇〕

○5番 中村一子議員 5番、中村一子です。

通告に従い質問します。最初に子宮頸がんに関して、そして英田地区に関して、最後に原発事  
故に関してと順に質問していきます。

まず、中学1年生からの子宮頸がんワクチン接種について、小倉健康福祉課長に答弁をお願い  
します。

女性特有のがんは乳がん、子宮がんなどあります。中でも子宮頸がんは20代、30代の若年層で  
増加傾向にあるということです。子宮頸がんは性交渉によるHPV、ヒトパピローマウイルスと  
いうウイルスの感染により子宮の入り口にできるがんです。女性であれば、だれでも性交渉によ  
って感染する可能性があります。感染してもほとんどの場合、ウイルスは自然に排除されてし  
まうそうです。しかし、ウイルスが排除されずに長期間感染して、数年、数十年かけて子宮頸が  
んを発症する場合があります。全国で年間約1万5,000人が発症し、約3,500人が死亡していて、女性  
特有のがんでは第2位ということです。

この子宮頸がんを予防するワクチンが開発されました。半年間で3回、腕の筋肉に注射をし  
ます。町は小学校6年から中学3年のワクチン接種希望者に対して、2010年8月から接種費の一部  
を助成しています。ことし4月からは中学1年から高校2年相当の年齢者を対象に、ワクチン接  
種希望者に対し、その全額が助成されます。

これまでの子宮頸がんワクチンの接種状況、その人数や接種率などをお聞きます。また、子宮  
頸がんワクチンの有効性について、安全性についてどうか、答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 小倉健康福祉課長。

〔小倉一郎健康福祉課長 登壇〕

○小倉一郎健康福祉課長 中村議員の中学1年生から対象の子宮頸がんワクチン接種について  
のご質問にお答えします。

当町における子宮頸がんワクチン接種については、国の補助制度創設に先駆けて、平成22年8  
月に小学校6年生から中学3年生の女子を対象として町独自の助成事業を開始しました。

その後、平成23年2月からは、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業を活用するため対  
象者を中学1年生から高校1年生までの女子に変更し、町の単独助成成分も合わせてワクチン接種  
費用を全額助成しております。

なお、ワクチンは半年間で計3回接種しなければ効果が期待できないため、制度開始当初はワクチン不足が発生し、接種を希望したけれども接種できなかった高校1年生女子がいたことから、今年度は高校2年生までに接種期間を延長しております。

さて、子宮頸がんワクチンの接種状況についてですが、平成24年1月末現在では1,132人の対象者のうち899人が3回のうち1回以上ワクチンを接種しており、接種率は79.4パーセントとなっています。

次に、子宮頸がんワクチンの有効性ですが、このワクチンは子宮頸がんの主な原因となるHPV、ヒトパピローマウイルスには非常に効果が高く、決まった間隔で3回接種すれば免疫を長期持続することが可能となっています。また、安全性については、副反応として注射を打った箇所が赤くはれたり、軽度の発熱、倦怠感がある場合もありますが、いずれも一過性で数日すると軽快することから、現在のところ特に重篤な副反応の報告はありません。

健康福祉課としては、今後も教育委員会や学校と連携を図りながら、子宮頸がんワクチン接種の大切さを生徒および保護者に伝えるための啓発活動を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 町としては、このワクチン接種については一部の希望者が接種すればいいということではなくて、できれば多くの人に接種してほしいという、そういった姿勢で向き合っているのでしょうか。その点について確認したいのと、周知方法については現在どのようなことをされているか、お願いします。

○南田孝是議長 小倉健康福祉課長。

[小倉一郎健康福祉課長 登壇]

○小倉一郎健康福祉課長 町といたしましては、現在、義務教育であります中学生を対象といたしまして、中学校に教育委員会と先ほど申しましたように教育委員会と連携いたしまして、女子生徒に対して、呼びかけたいと思っております。

また、周知活動といたしましては特にそのようなことはしておりませんが、個別に対象者については接種についてのご案内をさせていただいております。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 今のところ子宮頸がんワクチン接種のこれは任意です。希望者ということで、子どもにワクチンを接種させようかどうかどうか迷っている保護者がいるのではないのでしょうか。そのような場合、健康福祉課のみならず学校が保護者に対して説明したり、児童生徒への教育の場を設けたりすることが有効ではないかと思えます。

そこで、早川教育長に質問します。

学校側から保護者や子どもたちに対して説明はしているのでしょうか。また、学校を通じた周知、啓発方法はどのようにやっていますか。それから、ワクチンの接種対象者である小中学校女子児童生徒への教育について、どのように考え、どのように実行されているかをお聞きします。答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 早川教育長。

〔早川尚之教育長 登壇〕

○早川尚之教育長 子宮頸がんワクチン接種についての私へのご質問にお答えいたします。

まず、ワクチン接種は任意ではあるが学校側から保護者や子どもたちに対してどう説明しているのか。あるいは学校を通じた啓発、周知方法はどのようなかについてでございますが、健康福祉課から依頼のあったワクチン接種のお知らせ配布時に、このがんは予防できるがんであることを子どもたちに説明をし、啓発、あわせて保健室にパンフレットを置き、あるいは月に一度のかたちで子どもたちの成長の発育、発達の状況、例えば体重を計測するとかという場面がございますが、その折に女子の生徒たちにこのがんについてのワクチンについての説明をし、啓発活動を行っているというのが現状でございます。

次に、中学校女子生徒への予防ワクチン接種への教育について、どのように考えて、どのように実行しているのかというご質問ですが、現在、学校におきましては感染症というのはどんなようなものなのか、例えば結核、コレラいろいろ感染症ありますけども、感染症とはどのようなものなのか、そしてその感染症にかかる経路はどうか、それからその予防方法はどうかということが等々、発達に応じた感染症に対する知識を小学校から中学校で学んでおります。中でも、この性感染症につきましては例えば指導要領で後天性免疫不全症候群、これエイズですけども、エイズやその性感染症については中学校の3年生で学ぶ内容というふうに指導要領で定められており、子宮頸がんワクチン接種に対しましては現時点におきましては、授業の中で正式に指導するという状況には現在のところなっておりません。

しかしながら、今ほど健康福祉課長の答弁がございましたように、今、20代、30代の若手の中でこのがんが大変はやってきている、かかる方が多いということをあわせて、その予防の方法によって十分対応をとれるということでございますので、今後はまた連携をとりながら、一層の啓発活動に努めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 こういった問題は微妙ないろんな状況が絡みまして、難しいところもあるとは思いますが、20代、30代、若い世代のですね健康に元気で生きていくためにもぜひ学習し、小学校、中学校のころからしっかりと教育をしていただきたいなと思っております。

医療機関や学校側との調整も必要だと思いますし、そういう意味では、また福祉課との、教育委員会、それから学校との連携を深めていってください。期待しております。

それでは次ですが、子宮頸がん検診に新検査方法である液状細胞診という採用を求めて町長に答弁をお願いします。

先ほど、子宮頸がんの発生率、死亡率とも若年層で増加傾向にあると言いました。その子宮頸がんの検診に液状細胞診という検査方法が新たに導入されます。この検査により異常発見率は20パーセント前後上がるということです。発見率が1.5倍に上がるという報道もあります。

石川県内の集団検診は、県予防医学協会と県成人病予防センターが担当していると聞いています。両者ともことし4月から液状細胞診を導入します。液状細胞診には容器代などの費用が新たにかかります。石川県の健康推進課に確認したところ、集団検診で液状細胞診を採用するかどうかは、各自治体の判断であるということでした。

子宮頸がんは早期発見すれば直せます。町は予防ワクチン接種にも取り組んでいるのですから、

多少費用が増しても液状細胞診の採用を図り、予防と検診の両輪で子宮がんに対する対応をしっかりやっていただきたいと思います。

また、異常発見率が向上しても検診率が向上しなければ意味がありません。子宮がんや乳がんの検診率の状況はどうか。また、その検診率アップのための施策はどうか。特に20歳以上が対象である子宮がん検診の若年層への健診向上への取り組みを伺います。

町長に答弁をお願いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 子宮頸がん検診の液状細胞診の採用を求めるとのご質問にお答えいたします。

当町における子宮頸がん検診は、現在、集団・個別検診とも直接塗抹法による細胞診検査で実施しております。これと比較いたしまして、液状細胞診検査では、採取した細胞を液状化処理することにより、正常でない細胞の検出率の向上、判定不能による再検査の防止などのメリットがございます。町の費用負担は集団検診で4割程度、個別検診では1割程度大きくなりますが、住民の健康増進を図る上でも大切だと考え、すでに来年度から子宮頸がん検診において液状細胞診検査を導入することにいたしております。

次に、平成23年度速報値によるがん検診の受診率についてですが、子宮頸がん検診26.9パーセント、乳がん検診が28.6パーセントとなっておりますが、年々上昇傾向にあり、3年前と比較すると子宮頸がん検診は6.4ポイント、乳がん検診は8.0ポイント向上いたしております。

当町ではがん検診受診率アップのための施策として、毎年5月に該当となる年齢の方々全員に各種がん検診のご案内と受診券を個別に送付いたしております。そのほか、町広報によるがん検診啓発、健康づくり推進員のご協力による公共機関や各集落内でのポスター掲示、特定健康診査未受診者への再通知と電話による受診勧奨などの取り組みを行っております。

なお、がん検診と同時に実施しております特定健康診査は、国民健康保険に加入している40歳から74歳までの被保険者を対象としており、今年度の受診率は39.8パーセントで前年度比3.3ポイント向上いたしております。

また、女性特有のがん検診は平成21年度から国のがん検診推進事業による補助金を活用し、対象となる年齢の方々に対しまして無料クーポンを送付し、受診率の向上を図っております。その結果、子宮頸がんにおきましては20歳代の受診者が3倍以上となり、顕著な効果があらわれております。

今後、若いの方々に対しましても成人式などの機会をとらえ、がん検診のみならず健康診査の受診の大切さを理解してもらうための啓発活動を展開してまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 ありがとうございます。

24年度から液状細胞診を採用されるということで、ぜひそれを進めていただきたいと思います。どうもこの24年度から石川県内ではもう11自治体がこれを採用するということが決定しているということで、新たにこの津幡町が入って12になったのかなと思います。それに加えて、まだ未定の自治体もあるということなので、ぜひ石川県内でいろんな自治体で、これを採用してほしいな

ということを思っております。

3月1日の厚生労働省の発表によりますと、2012年度からこの5年間の第2期がん対策推進基本計画案をまとめております。その中で死亡率が上昇している乳がんと子宮頸がんの受診率を50パーセントにするという目標を掲げております。子宮頸がんの受診対象者は、20歳から69歳と大変幅広いです。5年後に50パーセントになるよう、また町の職員の皆さまの活動に、行動にも期待しておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、再質問はいたしませんので、英田地区のことについて質問いたします。

最初に、新規運行計画される町営バスの能瀬・清水線（仮称）ですが、住宅街の運行をとということで質問いたします。

能瀬・清水線が運用される沿線は、今までバスの恩恵を受けてこなかった地域に当たり、歓迎すべきことだと思います。周辺地域から関心と歓迎の声を聞きます。能瀬から舟橋、能瀬を最北端としますと能瀬、舟橋、プラント3を通り、清水、本津幡駅、河北中央病院、役場、シグナス、津幡駅をつなぐバス路線です。この路線の最大の目的は何かというと、交通手段を持たない人たちの日用品の買い物を可能にし、医療施設や公的施設などへの移動を可能にすることだと思いますが、改めて町のこの路線の運行計画の目的について聞きます。

続きまして、能瀬・舟橋間のバスの運行について質問いたします。

ちょっとこういう地図を書いてまいりました。

〔中村議員地図、新規運行路線図のパネルを掲示〕

ちょっと見づらいかなどは思うのですが、傍聴席の皆さまにも見ていただき両面に書いております。こちら、こちら同じものでございます。

今現在、町が予定している路線なんですけど……、

〔中村議員地図を指しながら説明〕

ここ最北端、能瀬です。こちら舟橋、ここが舟橋、能瀬、わずか短い距離ではありますが、この区域がですね、この159号線がここを走っております。この黒い線が159号線です。この青い線が今バス路線が計画されているところでありまして。この青い線が今能瀬・清水線の一部でありまして、計画されているところでありまして。私、これを見たときにですね、この黄色いところが住宅街、住宅が並んでいるところでちょっと黄色く塗ってみました。これを見たときにですね、この舟橋から能瀬のここはですね159号線の側道で一方通行になっております。ですので、バスは真っすぐ、真っすぐ、このあまり沿線には家が建っておりません。住宅街がありません。そこを真っすぐ、真っすぐ北のほうに行って、全くUターンするかたちでここへ戻ってきて、それから南のほうへおいてJ A石川かほくやプラント3のほうへ行くという路線になっております。これは私の提案で、ぜひ検討していただきたいということでお話しさせていただきたいんですが、私が考えたのはこの赤い路線なんです。赤い路線はどういうことかといいますと、ここまでは同じです。ここを真っすぐ、真っすぐただ行くだけではなくて、ここ舟橋なんですけれども、舟橋のここを北に向かいますね、北のほうへ進みますので左に曲がりまして舟橋会館の前を通り、そして今現在、北部公園をつくっておりますフルーティ・タウン能瀬のほうを通りまして、そしてコスモ団地のところに公園がございます。公園の前を通りまして、そしてここに能瀬の第二会館があるんですけれども、ここに能瀬の第二会館、ここを通りまして、こういうふうに戻りまして、それから能瀬の住宅街を通りまして、ここ郵便局があるんですけど、この郵便局の前を通過して、

こういうかたちです。ね路線ができないかなということをおもっています。というのはですね、やはり利用するのはちょっとお年寄りとか足の不自由な方、ちょっと歩きづらいついていう方が多いと思います。この町の住宅街を走ることによって、あつバスが走っているんだつていうことを認識したり、それから気軽にバスに乗る、安心してバスに乗れるということが可能になるのではないかなとおもっています。ぜひこのことについてですね、考えていただきたいとおもっています。

バス停はですね、私が勝手に考えたことですが、舟橋会館の前、それからコスモ団地の公園の前、それから能瀬第二会館の前、それからの浦能瀬のあたり、そして郵便局の前、この辺にきますとここに英田小学校がありまして、若葉台という住宅街がこの英田小学校の近辺にございます。そうしますと、ここまで来ると若葉台の住民も御門の住民も非常に利用しやすくなるんじゃないかなとおもうんですね。

ですから新しい路線をつくるに当たつて検討していただきたいというのが、私の今回提案させていただきますバス路線についての意見なんです。が、このような提案に対して事前に担当課に一度、大分前なんですけど話したことがあります。そのときにバス停の設置が難しいとか、それから冬場の雪による道路事情を心配しているということをお話しされておりました。それはもっともだとおもうんですが、もっと利便性向上を積極的に図らなければ、このバスというものはますます遠のいてしまう、空気を運ぶだけのバスになりかねないと思います。利便性を図るための工夫も必要、初期投資も必要だと思います。積雪がもし心配であるならば、季節に応じた期間限定の路線変更も可能ではないかとおもっています。

各地区にですね配布されたアンケートについて気になった点がございます。アンケートの最初にですね、このアンケート調査は、アンケート用紙を各地区に配つたんですね。清水とか能瀬とか舟橋とか、そういったところに配りましたら、そのアンケート調査の最初の文章が「このアンケート調査は公共交通を利用しなければ移動困難な方を対象に実施するものです。お車等をお持ちの方はご遠慮ください」とありました。今のところ該当しないとして、アンケートに記入しなかった人たちが結構いたようです。回答者を極端に限定したアンケートのとり方では、将来バスを利用する可能性のある人がアンケートに答えていないということにもなり、もっと住民の声を聞くためには、アンケートのとり方、どうだったのかなという思いを持っています。

路線については周辺地域住民の意見をしっかりと聞き、十分に担当課で吟味しなければならぬし、地域公共交通会議でしっかりと審議されるべき問題です。能瀬・舟橋間のこの走行に対して私がお話ししましたが、この路線のみならず、清水地域についても住民の意見をしっかりと受けとめて運行路線の検証をしていただきたいとおもいます。もしもですね、10月ぐらいから路線変更になるかもしれないというようなお話も聞いておりましたが、この運行時間、それから路線が決まりましたら、実証実験期間を設けて本当に利便性の高いバスとなるのかどうか検証することが必要ではないかなとおもいます。

それからこの路線をもっと周知させ皆さんに知つていただくためにも、路線開設時に無料乗車の期間をつくつて、その宣伝する、告知すると、そして実際に乗つてもらつと、そういうことによつてまた利用者がふえるのではないかなということで、町長に答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 新規に運行が計画されております町営バス能瀬・清水線は住宅街を走行したほうがいいのではないかとのご質問にお答えいたします。

初めに、この路線の運行計画の目的は何かとのご質問がございましたが、以前、中村議員のご質問にお答えいたしましたとおり、地域および利便性の格差是正することを目的に運行改正に取り組み、また市街地での利用促進を図る観点からもこの方面の運行を計画しております。

次に、新規運行計画の能瀬・舟橋間は、側道を往復するだけで沿線に住宅がほとんどなく利用しにくいことなどから、住宅街を走る路線を求めるとのご意見でございますが、これにつきましても以前お答えしたとおり、住宅街の道路状況などから幹線道路を利用した運行を主体とさせていただいており、福祉バスのバス停を活用する計画でもございます。なお、ご提案いただきました住宅街の運行は冬期間以外においても安全面などから運行路線としては適当ではないと考えております。

次に、各地区に配布されましたアンケートにつきましては、新規運行を計画する中で交通弱者の方々を対象とした内容で実施したものでございます。

次に、実証実験での検証や路線周知のための無料乗車などにつきましては、実証実験や本格運行のどちらにいたしましても音声合成やバス停、時刻表など、初期投資として必要でありますので、できる限り変更のない新規路線として運行したいと考えている次第でございます。

運行後の検証につきましては、当然乗降調査やアンケート調査などの検証を行い、周知につきましても事前に広報、ホームページなどを活用し周知するとともに、利用者に分かりやすいバス時刻表を作成し、よりよい町営バス運行を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 こうなるかなとは思っていたんですが……、

〔議席から笑い声あり〕

この住宅街を通れないのか通らない理由というか、それをちょっともう一度ときっちり説明していただきたい。何が問題なのかということをお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 ただいまの再質問の細部につきましては、担当の柘田課長から答弁させていただきます。

○南田孝是議長 柘田産業経済課長。

〔柘田和男産業経済課長 登壇〕

○柘田和男産業経済課長 中村議員の再質問に対してお答えいたしたいと思います。

まず、住宅街を通れないかという話でございますが、夏とかですね、そういうところはまた別といたしまして、まず歩道が確保されていないこととすることでその部分は適当ではない、安全確保がなされていないということが考えられます。先ほど言いましたように、冬期間に関しても子どもとかですね、そういう方が歩いていることも多いので安全面の確保が一番であったというふうに考えております。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 バス停なんですけれども、バス停はどこどこにつくるかという規定があるのかどうか、それから最後の質問になりますので、このぜひこういった案があるということですね、今度、公共交通会議も開かれると思いますので、不可能であるかもしれませんが、こういった意見をぜひまたその場でですね、皆さまとも協議していただきたいなと思っておりますが、この2点についてどうでしょうか。お願いします。

○南田孝是議長 梶田産業経済課長。

〔梶田和男産業経済課長 登壇〕

○梶田和男産業経済課長 再々質問にお答えいたしたいと思っております。

バス停の設置箇所ということでの質問ですね。バス停の設置箇所に関しましては、一番利便性の多いところをとということで検討しております。今のところは、福祉バスで利用しているところのバス停を多く活用してまいりたいというふうに考えております。

それとですね、交通会議におきましては、今ほど中村議員のほうからご指摘のありましたアンケート調査も報告も含めて、ルート等も検討もさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 それでは次に、あがた公園計画の財源内訳等について質問いたします。

2012年度、今回予算の重点事業の一つに都市公園整備事業があります。あがた公園の整備がその主なものとなっております。あがた公園計画の2012年度の予算は、総額1億5,750万円です。財源の内訳は、国からの社会資本整備総合交付金が5,440万円、町の借金に当たります地方債が9,270万円、一般財源から1,040万円となっております。来年度ですね24年度、具体的にどのような整備をするのでしょうか。あがた公園の事業計画は2007年から2015年の8年間であり、総事業費は18億円となっております。2012年度予算を加えると、今までの事業費の合計額は幾らで財源の内訳はどのようになっていますか。地方債の償還期間は何年で、利子は幾らになるのでしょうか。完成までの総事業費の財源内訳が見積もられているのでしたら、その見積もりもまた示していただきたいと思っております。

町長に答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 あがた公園の財源内訳等についてのご質問にお答えいたします。

平成24年度のあがた公園の整備につきましては、主に南側の公園を重点的に整備する計画で、具体的には噴水施設整備、トランポリン遊具の設置、芝生などの散水用としての削井工事、照明灯設置に伴う電気設備工事、園路の舗装工事、植栽工事などを予定しております。

次に、平成24年度予算を加えた今までの事業費の合計額につきましては13億9,320万円で、財源の内訳は交付金6億3,060万円、地方債6億1,180万円、一般財源1億5,080万円であります。

地方債の償還期間および利子につきましては、平成19年度から平成22年度までの借入れがすでに実施済みであり、その総額は4億6,140万円で、借入れ先の違いにより償還期間が10年から15年間となっております。利率は0.94パーセントから1.68パーセントで、完済までの利子の総額は3,428万円となります。平成23年度以降の地方債につきましては、今後借り入れる予定のものであり、借り入れの利率条件が確定していないため、現時点でははっきりとした金額を申し上げ

げることはできません。

最後に、完成までの総事業費の財源内訳の見積もりにつきましては、交付金 7 億 8,660 万円、地方債 8 億 3,980 万円、一般財源 1 億 7,360 万円の予定であります。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5 番 中村一子議員 ありがとうございます。

そうしますと、この地方債 8 億云々という最後の見積もり、将来的な見積もりを出していただいたんですが、この利子が 3,428 万円ということですか、そうではないですか。ちょっとその辺のことが分からなかったのもう一度お願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 今ほどの 3,428 万円につきましては、償還期間が 10 年から 15 年となっておりますけれども、その金利が借入れ先によって違いまして、金利が 0.94 パーセントから 1.68 パーセントということで、完済までの利子の総額ということでございます。

以上です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5 番 中村一子議員 そうしまと、交付金が 7 億ってということだと、あと 1 億ぐらいですよ。社会資本整備総合交付金を活用してこの事業をされていくのかなという私は印象を持っていたのですが、なかなかそういうわけにいかないというふうに理解していいんでしょうか。それと、地方債の 8 億ってというのは、もともとその予定としては考えられていたものかどうか、お願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 細部につきましては、坂本副町長がご答弁いたします。よろしく申し上げます。

○南田孝是議長 坂本副町長。

〔坂本 守副町長 登壇〕

○坂本 守副町長 中村議員の再質問にお答えをいたします。

社会資本整備総合交付金という交付金を活用して、あがた公園を整備するという予定でございます。

先ほどちょっと町長のほうから利子の話がございましたので、この機会にちょっと補足をさせていただきますと、利子の計算については、あがた公園の整備計画が始まって、実際に平成 19 年度から 22 年度までの借入れがすでに実施済みのもので、総額 4 億 6,140 万円のその完済までの利息が、これは 10 年から 15 年まで償還となりますけれども、その完済までの利子の総額が 3,428 万円。以降につきましてはまだ決定してないので、仮定の仮定ということになりますので、現時点では金額ははっきりと申し上げられないということで、町長のほうから答弁がありました。

そして、交付金と地方債の問題でございますが、この事業については社会資本総合整備交付金を充てるときのいわゆる裏といいますかね、補助金を除いた残りのところに、町としてはその時点で一番有利な地方債を充当するというので、すでに計画では地方債を充当することを予定しております。

社会資本整備総合交付金については施設によって若干異なりますが、基本的には補助率が10分の4で、残り10分の6ということになります。10分の6すべて一般財源ということについては非常に厳しいという、財政運営的には厳しいということで地方債を充てるとということになります。この地方債につきましても全体で今の見積もりとしては8億3,980万円と申し上げましたが、これがすべてその元利償還、特に利子の部分がすべて町の一般財源持ち出しかということになりますとそうではなくて、率については今はっきり申し上げられませんが、これも少なくとも交付税措置がある起債を充てておりますので、その時点では一番有利な起債を充てているということでご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 ありがとうございます。

続きまして、原発関係について質問いたします。

放射能汚染から学校や保育園などの給食の安全をどう守るのか。

ことし4月から食品中の放射性物質を規制する許容基準が変わり、規制が厳しくなります。福島第一原発事故直後に定められた暫定規制値以下で、今まで市場に出回っていた食品が新基準値により食べてはいけない、飲んではいけないということになる場合が出てきます。放射能による食品汚染の基準値が厳しくなることは歓迎できますが、その基準値が本当に安全かどうかについては分からないのが実情ではないかと思います。内部被曝に詳しい琉球大学の矢ヶ崎教授は、基準値以下でも放射能に汚染されている食べ物は体内で放射線を出し、分子を切断するから食べてはいけない、危険だと言っております。

水産省の発表によると、去年ヒラメやカレイ、メバル、イワナ、ワカメなど多数の海産物、魚介類から暫定基準値をはるかに超える放射性物質が検出されています。グリーンピース放射能測定室が昨年、関東や三陸地方のスーパーに並ぶ魚を検査したところ、ブリ、カツオ、マイワシなどからも放射性物質が検出されたという報告がありました。回遊する魚の食物連鎖による放射能の蓄積が懸念されます。検査体制が不十分な状況では、放射能に汚染された魚介類を知らず知らず食べているということもあり得ます。

放射能汚染による食の監視は今後、10年、20年、30年と続けていかなければなりません。実際、チェルノブイリ事故による食品汚染は25年以上たった今も続いています。

子どもは大人より細胞分裂が盛んで、成長期の放射能に対する感受性は大人の数倍にもなります。学校や保育園、公立、私立も含めて給食の安全を今後長期にわたりどう守っていくのか。測定器導入、放射能測定室設置の考えはあるか。また、民間検査機関、第三者機関を利用した放射性物質の検査などができないかに関しまして、保育園については町長から、そして学校については教育長から答弁をお願いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 放射能汚染から保育園の給食をどう守るのかのご質問にお答えいたします。

当町の公立、私立保育園では日ごろより安全で安心な食の提供をするため、地元産、県内産の食材の使用に努めております。また、できる限り生産者表示をしたものを使用しているところでございます。魚介類につきましては、なるべく日本海側でとれたものを提供しており、種類によ

って外国産のものを使用しておりますが、この場合、捕獲地などを明記してあるものを使用しております。また、保育園の畑で保育士と園児が育てた野菜を利用するなどしており、安全、安心な食の提供と地産地食の推進を図っているところでございます。

食品用の放射能測定機器の整備、放射能測定室設置や放射性物質の検査委託につきましては、現時点では考えておりません。

しかし、今後も提供する食材の産地、生産者表示等に最善の注意を払い、安全で安心な食の提供ができますよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○南田孝是議長 早川教育長。

〔早川尚之教育長 登壇〕

○早川尚之教育長 学校給食の安全をどう守るのかについてお答えいたします。

食材の安心、安全につきましては、これは言うまでもなく学校給食を提供する場合、最重要課題でございます。そのような中で、津幡町では私どもはできる限り地元産食材の購入、使用に現在努めているところでございます。

まず、主食となる米ですが、関係者の本当に多大なご支援をいただき、全食分を津幡産米で賄っております。それから毎食とります牛乳でございますが、県の学校給食会と契約をして県内産を使用いたしております。野菜類、肉類、魚介類につきましても、できる限り地元産、近県産の購入、使用に努めておりますし、納入業者の方々も流通量のある中で最大限のご協力をいただいているところでございます。また、発注時や納品時に各食材の産地確認や記録を行いまして、後日の確認、対応ができるように現在取り組んでおります。

今後におきましても、安心、安全な食材確保に一層努めていきたいというふうに考えております。

ご質問の測定機器の導入、放射能測定室の設置等々につきましては、先ほど町長が答弁されましたように、現時点では考えておりません。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 これは日本の場合じゃないんですけれども、ウクライナの場合はですね、この内部被曝の数値は1986年のチェルノブイリ事故後減少しました。しかし、多くの地域で94年ごろから上昇し、場所によってはピークが98年で、その値は事故があった86年より高かったそうです。ベラルーシ共和国での内部被曝の原因は、その94パーセントが食品によるといいます。幾ら基準値をつくっても検査が十分でなければ、知らずに汚染された食品を食べてしまうことにもなります。市場に出回る前にチェックするのはもちろんですが、口に入る直前の食品検査が求められるのではないのでしょうか。

町長や教育長、そして教育委員会はぜひ一度、放射能測定室を持ちます金沢市でいえば食肉衛生検査所やそれから県保健環境センターもしくは県外にあります市民放射能測定室へ実際に出向かれて、そして検査の現状なんかも見ていらっしゃるのも今後の参考になると申しますか、長期戦ですので参考になるのではないかなと思います。ぜひ行っていただきたいと思いますが、そのことについて、答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 ご指導いただきましてありがとうございます。

ただ、現時点では、我々がとっている対応策、最善の方法であろうというふうに思っております。なお、先ほど午前中に黒田議員にお答えしましたときに話をしましたが、中橋地内に文部科学省のモニタリングポストが来月から設置される。空間放射線量ははかれるということでもございますので、ある程度それも目安になるんじゃないかなという考えも私自身は持っております。

以上でございます。

○南田孝是議長 早川教育長。

〔早川尚之教育長 登壇〕

○早川尚之教育長 今ほど、いろいろご提案をいただきました。また、委員会内で相談をして、そういう意味での先進の場所等々について考えてみるのも一つかなというふうに思っております。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 ぜひ出向かれて、行っていただきたいなと思います。

続きまして、最後の質問です。

津幡町も原子力防災対策対象地域に加えてくれと県に強く申し入れてほしいという提案、質問です。

どんな完璧な原子力防災対策であっても一度大事故が起これば、人は帰る家を失い、ふるさとを奪われます。原発がとまっているから安全か、そうとも言えません。プールの使用済み燃料は絶えず冷やし続けなければなりません。原子力格納容器や圧力容器の中にある炉心燃料に比べ、使用済み燃料プールは格納容器の外にあり、外界とのコンクリートの壁だけで仕切られています。爆発したらそのまま外界に高濃度の放射性物質が飛び散ってしまいます。そこに原発がある限り、原子力防災対策が必要だという観点で質問いたします。

やっとならぬ石川県も原子力防災対策へと動き始め、志賀原発事故に、もしそんなことがあってはならないことですが、志賀原発事故に備えた防災強化に向け、県内19市町を対象にして連絡会議の初会合を2月24日に開いたそうです。各自治体からはどのような意見が出たのか。津幡町からは何を求め、意見したのか。今後、町は原発事故への防災対策をどうすべきと考えているのでしょうか。

県は志賀原発から30キロ圏内の地域を原子力防災対策の対象地域として考えているようですが、それでは30キロ圏外にある津幡町はどうなるのか。福島第一原発事故では、津幡町と志賀原発との距離と同じ50キロ離れた飯舘村が避難対象となりました。津幡町も強い防災意識を持って取り組まねばならないと思います。かほく市からの避難住民の受け入れの想定も考える必要があるのではないのでしょうか。自治体を越えた連携が必要だと思います。30キロ圏内にこだわっての防災対策は、実際に事故が起こったときのことを考えれば疑問だらけです。まず、対策を講じるためには、テーブルにつかなければなりません。町長は県に対して、津幡町も原子力防災対策の対象地域とするよう強く申し入れてほしいと思います。

町長に答弁をお願いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 津幡町も原子力防災対策対象地域に加えるよう県に強く申し入れをとのご質問にお答えいたします。

まず、2月24日の原子力防災に係る市町連絡会議で各市町からどのような意見が出たのかということにつきましては、中村議員もおっしゃるように新聞に報道されていたとおりでございます。

次に、町から何を求め、意見したのかとのことでございますけれども、30キロ圏内の避難住民を受け入れる際に複合災害であった場合、受け入れ予定の自治体が被災地となり、受け入れが困難となる場合があるのではないかなど、他市町の発言の中で当町と同様な疑問を思っていた内容について述べられておりますので、特に発言していないと報告を受けております。

また、津幡町はどうなるのかとのことですが、国が示した30キロ圏内という新たな防災対策の範囲の考え方を踏まえ、万が一の原子力災害の発生に備え、住民が迅速、安全に避難できるように県内市町の連携、協力のための連絡会議であったと認識しております。しかしながら、30キロは単なる目安のラインでありますので、それより少し距離が離れているからといって手放しで安心しているわけではございません。防災意識自体は強く持っております。黒田議員の質問にお答えしましたとおり、当町としては今後とも防災意識を持って対応していきたいと考えております。

津幡町も防災対策の対象とするよう強く申し入れてほしいとのことにつきましてはですが、県は現段階において避難の対策を講じる目安を30キロ圏内とし、その圏内、圏外双方の市町で連携し避難対策に協力してほしいという状況であり、申し入れをしないとしないとかいう状況ではないと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、30キロ圏内からの避難住民に関しましては、当然受け入れなどの調整を考えております。不測の事態に備えるためには、あらかじめ基準を設けることは当然だと思いますし、状況に応じて臨機応変に対策を講じることも必要であると思っております。

以上です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 先ほどの黒田議員の町長の答弁を聞いておりましたら、国と県との連携を図った上での防災対策が重要と答弁されていたと思います。国と県との連携を図るということは結局どういうことかということ、その同じテーブルに乗ると、そしてそこでいろんなことを協議すると、そういうことではないかなと思うんですね。強く申し入れよというのは私もちょっと言い過ぎたかなと思うんですが、対象地域として津幡町もそういう立場に立った国と県と津幡町、そして周辺地域の自治体という連携の中での防災計画、防災対策を進めてほしいというように思うのですが、そういう意味ではどうでしょうか。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 今ほど中村議員も言われるとおり、当然連携っていうのは大変大事なことでありろうというふうに思っております。であるがゆえに、国なり県なりの対応というのは大きく役割を果たすと私自身は思っているところでございます。

今後とも、国、県の対策を注視しながら、対応をやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 そしたらですね2月24日、町を代表してこの連絡会議に出席されたと思うんですが、この担当課というのはどこになるのか、最後にお答えください。お願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 総務部総務課です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 5番、中村一子、これで一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で5番 中村一子議員の一般質問を終わります。

次に、8番 酒井義光議員。

〔8番 酒井義光議員 登壇〕

○8番 酒井義光議員 8番、酒井です。

私から2点、ちょっと短く……、

〔議席から笑い声あり〕

やりたいなと思っております。

町内に海拔表示をということで質問させていただきます。

津幡川は、昭和40年ごろまで大雨や集中豪雨に見舞われるときにはんらんを繰り返すため河川改修が始められ、工事がほぼ終了した昭和44年以降は、津幡川のはんらんによる水害はなくなりました。しかし、近年は宅地開発が進み、用排水路もコンクリート化され、また森林の手入れも十分でなく、雨水の流れが早く用水に流れ込むため内水はんらんが発生しています。内水はんらんで家が流れるような甚大な被害は考えにくいですが、最近の雨の降り方も集中的に多量に降ることもあり、現在でも1時間降り続ければ道の上や玄関先にまで及ぶこともあり、これが2時間、3時間と続いた場合、どうなるのか心配です。水害が発生すれば、水は町の低いところに流れて被害が出ます。

そこで、インターネットのマピオンで当町の海拔を調べてみました。国道の西側では河北潟湖東排水機場が0メートル、津幡川、能瀬川河口周辺の渦ぶちのほうと条南のほうで2メートル、領家からあがた公園周辺で4メートル、バイパスの東側で町役場が3メートルから4メートル、敷地が広いものでこういうことに一応なっているようです。シグナスが3メートル、本津幡駅、津幡高校、中条小学校が5メートル、高いところで英田小が16から19メートル、野山団地の集会所が36メートル、検問所が14メートルなど、当町の地域や施設などが海拔何メートルであるか見ることができます。それらの高さを日常知っていれば、水害発生時どこが高いか分かり役に立つのではないのでしょうか。ただ、これらの数字はインターネット上に表示されているもので多少の誤差はあるかもしれませんが、これらの高さが案内板で表示され、自分がどれだけの高さのところにいるか分かっているならば、被害を免れることもできます。そのようなこともあり、海拔表示板の設置が全国的に取り組まれています。

県内でも昨年末から金沢市、七尾市、またかほく市、輪島市が幹線道路や通学路などに表示板の設置費を計上したりしております。検討したりしております。海に面していない当町では津波による被害は考えにくいですが、私も昨年から提案しようと資料をそろえていたやさき4市が続けて決めてしまい、質問をやめようと思いましたが、多くの地域でそれほど必要と考えていると

いうことで提案することにしました。

また現在、町内に避難場所の案内看板がほとんどありません。新興住宅が多くあり、避難施設の位置や状況が分からない住民も多くいると考えられます。

もしもの災害に備え、海拔と避難場所や避難時の誘導の案内看板の設置をしてはと考えますが、矢田町長の答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 酒井議員の町内に海拔表示をとのご質問にお答えいたします。

私は、東日本大震災の被災状況を視察していたところ、海岸に面した道路にはところどころに津波浸水想定区域であるとか、過去の津波の水位表であるとかの表示がされており、東北地方における津波災害に対しての日ごろからの備えを目の当たりにしてまいりました。

酒井議員の質問の趣旨は、本町においては津波による被害は考えにくいけれども、津幡川は過去に大雨や集中豪雨によって幾度もはんらんし洪水被害をもたらしたことから、海拔表示をすれば災害から免れることができるのではないかとのご提案だと思います。おかげさまをもちまして、最近河北潟沿岸の排水機場が整備されたことに伴い、浸水被害は少なくなっております。

現在、町内の公共施設の標高につきまして調査を行っておりますが、海拔表示につきましては津波浸水に対して有効であると考えられるため、県の震災対策部会の津波被害の想定も踏まえて検討をさせていただきたいと思っております。

なお、町内45か所の避難施設には看板を設置しておりますが、酒井議員ご提案の誘導看板につきましても今後改めて検討したいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○南田孝是議長 酒井議員。

○8番 酒井義光議員 津波だけを想定、津波が本当は大きいものすごく効果はあるんですけども、海拔を知っとるというだけでも結構いろいろと違うんじゃないかなと思いますけども、いろいろとまた考えて取り組んでください。

それでは、2点目の質問に入ります。

地区の見どころ紹介をということで質問します。

ことし1月24日の新聞に、庄区で地元の美しい風景を集めた庄町八景を選定したと掲載されておりました。八景で地域愛深まれと企画したもので、昨年4月から半年間、区民の安らぎや憩いの場にふさわしい景観を住民から募集し、50件が寄せられたそうです。私もたまたま見せてもらう機会があって、懐かしい場所や桜がきれいと思っていた場所の写真が展示されており、楽しく見せていただきました。

私たちの区では、能瀬川公園さくら祭りに能瀬川にちなんだ古い絵を何点か持ち寄り、掲示したことがあります。「この橋はどこだ」、「こんなに川が狭かったのか」、「向こうのカヤぶきの家はどこや」とか、いろんな懐かしい風景ばかりでしたが、現在はどこにも面影はありません。最近では、地域の歴史を後世に記録として残そうと地区の仲間と古くからの言い伝え、風習、屋号や写真など資料を集め、整備しているところです。それらの古い記録は懐かしいし、どこの地区も古老に聞けるうちに整理し、後世に残したらよいと思っております。

町としてもこれまでに昔懐かしい写真展など、いろいろ開催はされています。しかし、庄区のように、現在の安らぎや憩いの場所を見つけ出すのも意義のあるものかと思います。

私としては、町でテーマを決め、80数箇所の区長さんにそれぞれの自分の区の見せどころの写真を提供していただき、文化の日開催の津幡町工業展（仮称）、まだ決定がいいのか発表がいいのか悪いのか分かりませんので、そういう工業展やシグナスで展示をさせてもらうなどすれば、来場者が気に入った場所を訪れるなど、町民の交流の場もできると思います。

先ほど町長も言いましたように、津幡で一番という憩いの場、どこかの河原がいいとかそういう感じで、あまり写真のプロみたいなことじゃなくて、みんなが写真を持ち寄って1番から10番とか決めればユニークなことで交流も図られるかなと思ひまして、提案したいと思ひます。

田縁生涯教育課長に答弁をお願いします。

○南田孝是議長 田縁生涯教育課長。

〔田縁義信生涯教育課長 登壇〕

○田縁義信生涯教育課長 地区の見どころ紹介の企画はできないかのご質問にお答えいたします。

まず、津幡町では「津幡町史」を昭和49年に刊行し、さらに平成4年に津幡町文化財のハンドブックである「津幡町のみてあるき」を刊行、平成14年には新たな情報を加えた第2版を作成いたしました。また、平成16年には町内に建立されている石碑を調査し、また編集し「つばたの石碑」を発刊いたしております。そういったことから、歴史、文化財、伝承等の普及に努めてまいりました。また、津幡町合併50年に当たる平成17年10月には、津幡写真クラブによる津幡写真クラブ展「津幡の今昔」で町の50年の歩みを撮影した作品を展示し、津幡町の歴史を振り返り、また変遷を後世に残したいと考え「津幡町合併50年の系譜」を発刊いたしました。

最近では、昨年の6月には津幡町の歴史文化を研究しているつばた百韻会との共催で、津幡写真クラブのご協力もいただき、現在と過去の写真や絵画など約120点で紹介した生活文化展「つばたの風景今昔展」を開催し、当時を思い出し、懐かしさや思い出話に花を咲かせながら、地域を見直すよい機会になったことと思ひます。

また、町内各地区においては、中条地区の「中条小史」、河合谷地区の「河合谷の昔話」、竹橋地区の「竹橋のあゆみ」、井上地区の「井上の郷土文化シリーズ7巻」等が発刊され、さらには郷土史研究家の大坂喜久治氏の「九折誌」や故高山精一氏の「秘話 倶利伽羅峠」など、町民の皆さまによって文化的財産を後世に伝える大変有意義な活動が行われております。

今回の酒井議員からご提案の区長さんの協力を得て地区の自慢の場所、憩いの場所などの写真を提供していただき、町文化展やシグナスの企画展等で展示し広く町民の皆さんにアピールできないかのご提案でございますけれども、地区住民にとって大変有意義な取り組みであることと思ひます。

このことは、日ごろ何気なしに生活している地区ではあるものの、地域のよさを住民みんなで見つめ直す機会として、また気づかなかつた魅力を再発見し、そのことで郷土愛が深まるものだと思います。このような活動は、地区公民館が中心になって行う地域住民の連帯感やふるさと意識が醸成される豊かなコミュニティづくりの新たな活動の一つの手法であると考えます。

まずは地区の自慢の場所や憩いの場所の紹介からスタートできればと考え、今後、地区公民館と連携して実現に向けて検討してまいりたいと思ひます。

以上でございます。

○南田孝是議長 酒井議員。

○8番 酒井義光議員 今ほどの各区において、区の役員の方で「こんなこと言ってきた、困ったな」ということで、また一つでも見つけられればそれも楽しいあれなのかなと思って提案しておりますので、また何かの機会に、たまたまことしこういうのがありますからと言っただけで、すぐそんなことできると一応思ってませんので、企画として新しい……、

〔議席から笑い声あり〕

新しい現実を見るというのも一つのいいことになるのかなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

これで終わります。

○南田孝是議長 以上で8番 酒井義光議員の一般質問を終わります。

次に、11番 向 正則議員。

〔11番 向 正則議員 登壇〕

○11番 向 正則議員 11番、向です。

久しぶりにここの壇上に立ちます。大変緊張しております。

まず初めに、本年度限り退職なされる皆さん、本当に長い間ご苦労さまでした。これからも健康に留意なされて、町、地域の発展に今までの経験を生かし、ご活躍なされることを期待しております。

では、質問に入りたいと思います。

平成19年6月に公布された財政健全化法に基づき、昨年も町財政の健全化判断比率や公債費比率等が報告されました。財政の健全化に取り組む夕張市がサービスの低下を余儀なくされていることから明らかなように、町民に質の高い行政サービスを提供する上で財政の健全性の確保は重要であります。報告された比率については、私たち議員もしっかりチェックしていく必要があると思います。

町長として、これらの比率をどう評価しているか伺いたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 向議員の平成22年度財政健全化判断比率、公債費比率をどう評価するのかとのご質問にお答えいたします。

向議員もご存じのとおり、財政健全化法が公布された目的は、地方公共団体が赤字状態に陥ってから財政再建に取り組むという事後的な処理ではなく、同法で公表を義務づけた4つの指標により、財政の健全度を明らかにしつつ、その指標が基準を超えた場合には、早い時期にその段階に応じた計画の策定、推進を求めることで、地方公共団体の財政健全化を図ろうという予防的な意味合いが強いものでございます。当町におきましても、平成19年度決算より議員の皆さまに報告し、その後、広報紙やホームページに掲載することで広く町民の皆さんにも公表をさせていただいております。

さて、平成22年度決算に係る財政健全化判断比率、公債費比率につきましては、昨年の9月議会に報告しましたとおりであります。実質赤字比率および連結実質赤字比率は全会計において黒

字であるため赤字比率はなく、実質公債費比率は17.2パーセント、将来負担比率は146.3パーセントと、いずれも早期健全化基準以内となっております。これらの比率は各年度において個々の事情により多少の増減はありましても、急激に悪化するものでもよくなるものでもございませんので、これまでの継続的な財政健全化への取り組みが結果としてあらわれてきたものだと思っております。

財政健全化比率がいいから行政サービスの質がよい、悪いから質が悪いとは単純には言えるものではございませんが、向議員が言われるように、これら比率が上昇し定められた基準を上回りますと、その後の財政運営の自由度が低下して硬直化が進むことから、行政サービスの低下につながることも事実であります。比率が基準内であることに満足せず、今後さらに健全化比率がよくなるよう財政規模を的確に認識し、計画的な財政運営を心がけなくてはならないと思っておりますのでございます。

以上です。

○南田孝是議長 向議員。

○11番 向 正則議員 ありがとうございます。

町長の職務は大変だと思います。安心、安全なまちづくり、住んでよかった、これからも住み続けたいと町民が思える町政運営を、また町の未来を託す子どもたちに負の遺産を残さないよう頑張っていたいただきたいと思っております。

比率云々をちょっと今例に出しましたけれど、僕自身感じているのは、やはり順調っていったら怒られますか、やっぱり町の計画どおりに下がってきているのは事実でございます。これからもまた頑張っていたきたいと思っております。

では、次の質問に入りたいと思っております。

矢田町政になり2年が過ぎようとしております。この間、選挙戦で公約なされておりました科学の町構想、それから農業公園構想、室内プールの構想など、日々実現に向かっていくものもあります。また、民間の透析施設を誘致しておられます。

ちょっと話は変わりますが、きょうも町長さんは赤い牛柄のネクタイをしておいでです。多分、日ごろから牛柄のネクタイにはこだわりがあると思いますが、そのこだわりで、町の将来のビジョンのこだわりを少しお話しただけならなと思っております。

よろしく願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 町の将来的ビジョンを問うとのお質問にお答えいたします。

まず向議員には、私がこだわる牛柄のネクタイまでお気づきいただき、まことに感謝いたしております。

〔議席から笑い声あり〕

私が牛柄のネクタイにこだわるのは、私自身がうし年であることに加え、走っても馬ほど速くはないが、しっかりと大地に足をつけ一歩ずつ確実に前進すると言われる牛のキャラクターが、私が理想とする政治家の姿にしっかりと合致するからでございます。ちなみに、現在40本程度所有しておりますけれども、最近では木曾義仲の火牛の計にも通じることから、必ず牛柄のネクタイを着用しております。

さて、早いもので私が町長に就任してもう2年が経過しようとしております。その間、議員各位のご協力と町民の皆さまのご理解をいただきながら、人工透析施設の町内設置や科学のまちづくり、さらに農業公園構想など、町長選挙の際に掲げた公約の実現に、少しずつではありますが前進してこれたのではないかというふうに思っております。

ご質問にある私の描く将来の津幡町については、2年前の町長就任当初から皆さまにお伝えしているとおりでございます。それは、29年前に初めて県議会議員に当選させていただいたときから一貫したものであり、一言で申し上げるならば、住んでよかったと実感できるまちづくりということでございます。町民の皆さまの安全、安心の実現、福祉の充実、向上はもとよりでございますけれども、視点を変えれば、笑顔があふれるまちになればいいな、どこへ行っても笑い声が聞こえてくる明るい町になってほしいな、という思いであります。

住んでよかったと実感できる町と言葉で言うのは簡単でございますが、約2年間町長として仕事をさせていただき、住んでよかったと実感していただくことは本当に難しい反面、やりがいのあるテーマだと改めて実感しているところでございます。

具体的な事業では、子どもたちや高齢者、さらに障害を持つ方がそれぞれの楽しみ方で農業を体験し、楽しんでいただけるような農業公園を一日も早く整備し県内有数の観光地とすること、ある面では、科学でまちおこしをしているおもしろい町があるらしい、ノーベル賞受賞者を輩出すると頑張っているらしいぞと県外で話題に上り、実際に足を運んでいただくことで観光産業の振興につなげ、活気あふれる町にすることが私の描くビジョンでございます。

今後ともビジョン実現に向けまして一步一步歩んでまいりますので、引き続き議員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○南田孝是議長 向議員。

○11番 向 正則議員 ありがとうございます。

住んでよかったと実感できる、すごくいい響きの言葉です。僕自身期待しとったのは、矢田市政ができないのか、市を目指さないのかということも少し触れてほしかったなと思っております。

僕もネクタイあれなんですけれども、今から牛のネクタイをして、炎を書いて頑張っていきたいと思えます。また、よろしく願いいたします。

では、次の質問に入りたいと思えます。

並行在来線問題について伺います。

先月の24日に第三セクターの経営計画案が県並行在来線対策協議会の幹事会で示されたと聞いております。内容を申し上げますと、初期投資90から100億円程度と想定し、開業10年間の赤字を約20億と試算、運賃で赤字を解消する場合、現行運賃よりも27パーセントの値上げが必要ということ。それから、運行本数に関しては現行並みの110本を維持する方針、また金沢－富山間の直通ということも検討しているとのこと。

沿線住民ならずも気にところですが、津幡としたら七尾線もあります。倶利伽羅駅、津幡駅、それから中津幡、本津幡、能瀬、JRに関するところはそれぐらいありますので、影響等はどんなものなのか。そのあたりも含めてお聞きしたいと思います。

川村部長さんは、在来線対策協議会の幹事ということで多分出席しておいでだと思います。分かっていることをお話いただければなと思えます。

よろしくお願ひいたします。

○南田孝是議長 川村産業建設部長。

〔川村善一産業建設部長 登壇〕

○川村善一産業建設部長 並行在来線についてのご質問にお答えいたします。

ご存じのように平成26年度末の北陸新幹線の開業に合わせて、並行在来線区間の運行をJR西日本から引き継ぐこととなります。安定的かつ安全の運行を確保するためには、平成25年度から社員の採用や研修等を計画的に進める必要があることから、平成24年度中に第三セクターを設立することとしております。その第三セクターの経営の概要を定める経営計画案が本年2月24日に開催された並行在来線対策協議会の幹事会で示され、承認されたものでございます。

幹事会では、経営の基本的な考え方や営業区間、経営スキームや収支および運賃水準に関する事項など7項目の分野について、それぞれ詳細な説明がありました。初期投資額90億円から100億円程度の内容といたしましては、土地、建物、線路等の鉄道資産や指令システム等の設備等、新型車両、開業準備費等であり、今後、JR西日本との交渉等により変動する可能性もあるとの報告を受けております。

開業から10年の収支予測見込み額では、鉄道資産の取得等を公的支援する場合で、ご質問のように20億円の赤字が見込まれており、運行経費のさらなる抑制を図るとともに、利活用促進に努めるとしており、あわせて適正な受益者負担を検討するとしております。

運行本数の維持につきましては、利用者の利便性の維持、確保を図る観点から、現行の運行本数を維持するとのことでございます。

相互直通乗り入れにつきましては、富山駅から金沢駅間において実施すべく、富山県の第三セクター会社と協議を進めたいというものです。

また、七尾線への影響につきましては、本県の並行在来線は第三セクターで運行を開始した場合、例えば本津幡駅から金沢駅区間を利用者が乗車したときには、本津幡駅から津幡駅まではJR、津幡駅からの金沢駅までは第三セクターとなります。現状のJR西日本の運賃と比べると、割り増し負担が発生することとなります。

石川県の並行在来線は、これまでの調査から他社線区にまたがる利用者の多いことが分かっており、その負担軽減を図るため十分な乗継割引制度を導入すべく、運賃値上げの抑制などへの対応とあわせ、基金を創設し対応する方向で検討するとしております。

本町といたしましても、JR西日本が運行する七尾線駅が3駅あり、こうした割り増し負担を強いられる利用者も少なくないことから、できるだけ負担を軽減することが必要と考えており、今後も石川県や金沢市と協議しながら並行在来線対策に向けて歩調を合わせ取り組んでまいりたいと存じます。

○南田孝是議長 向議員。

○11番 向 正則議員 ありがとうございます。

ちょっと再質問お願いできませんでしょうか。

今、僕の住んでいるところは刈安です。倶利伽羅駅の駅舎が遊んでおります。その駅舎を利活用できないのかとか、そういう提案はできないんでしょうか。

それから、もう1点。きょう、県議会の質問の中でも多分出てると思うんですけど、JR貨物の出資ということ。かわりはどうなのかということなんで、その2点についてちょっとお伺い

したいと思います。

これは通告してないんですけど、よろしく願いいたします。

○南田孝是議長 川村産業建設部長。

〔川村善一産業建設部長 登壇〕

○川村善一産業建設部長 向議員の再質問にお答えさせていただきます。

倶利伽羅駅が利活用できないかということでございますが、津幡駅、それから倶利伽羅駅の2駅につきましては、JR西日本から第三セクター会社に移管されます。その駅舎等の使用の細部については、今後、第三セクター会社との協議が必要になってくるものと伺っております。

それからJR貨物のことについてでございますが、使用料かあれなんですけれどもJR貨物は日本海側の基幹ルートであります。1日34本が運行されていると聞いております。JRでは今後も運行されるものであり、当然使用料はいただく予定であると伺っております。また、出資につきましても、出資は今のところ聞いておりませんが、JR貨物を使用するということになれば、今申し上げたとおり、当然使用料は多分いただく予定であるというふうに伺っております。

以上です。

○南田孝是議長 向議員。

○11番 向 正則議員 通告外の質問に答えていただきありがとうございます。

来年度より、多分準備会社が設立されて運営が始まると思います。第三セクターの運営に当たっては、やっぱり利用者の利便性、それから運賃の問題しかり、そのあたりをしっかりと町のほうから意見を出されて、頑張っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

では次に、倶利伽羅地区振興会から提出されている要望書について1点だけ伺います。

これまで幾度となく、土地柄を利用した倶利伽羅駅北側に住宅団地誘致の要望が提出されております。過去にも住宅団地構想が上がり、消えていきました。その要因として絶対的な上水の容量不足が挙げられております。町水道事業では、容量補強は開発業者の負担と聞いております。

ここからお願いでございます。町で少しずつでも何とかならないでしょうか。地区にとっては大変重要な問題であります。

また、集落によっては水量不足もあると聞いておりますので、村田上下水道部長に答弁を求めます。

よろしく願いします。

○南田孝是議長 村田上下水道部長。

〔村田善紀上下水道部長 登壇〕

○村田善紀上下水道部長 倶利伽羅地区振興会の要望についてのご質問にお答えいたします。

ご要望の倶利伽羅駅北側の丘陵地は国道8号津幡北バイパスの全線開通による交通の利便性もあり、将来的には津幡町の新たな魅力の発信を想定し得る地域かと思われま。しかし、開発には、先ほど向議員が申したとおり水道の容量不足の解消として配水管の布設のほか、送水ポンプの取りかえや配水池の増設工事等に多額の経費が必要となります。

津幡町の水道事業は、上水道の使用料金によって管理運営されております。水道管の新規布設や配水池の設置などの先行投資は水道料金に直接反映され、料金を値上げせざるを得ない状況になるかと思われま。

また、新たな開発における水道施設の設置については、津幡町水道使用条例および津幡町開発

指導要綱等により費用はあくまでも開発者負担となっております。したがって、ご要望の水道施設の増設は、現在のところ大変困難と考えております。

しかしながら今後、優良な民間開発や企業進出等の具体的な計画があれば、必要に応じて開発協議をさせていただくことになろうかと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○南田孝是議長 向議員。

○11番 向 正則議員 ありがとうございます。

本当に地域にとっては切迫した問題だと僕は思っております。

水道、上水の容量不足とかそれも言っておりますけれど、いろんな問題が多分あると思いますので、またその都度また一般質問でお願いしていきたいと思っております。

最後になりますが、うちの地域と言ったら怒られますか、中山間地の抱える問題というものいろいろなところでお話がされておりますが、今の民主党の農業政策にも疑問を感じております。コンクリートから人へという心地よい言葉の中に隠された、どういいますか、その政策の後を考えますと、農業者の生産意欲を向上させるような政策ではないと僕は思っております。

また、TPPの問題もしかりでございます。あまり長く話すると通告外とまた怒られますので、これで私の一般質問を終わりたいと思っております。

ありがとうございます。

○南田孝是議長 以上で11番 向 正則議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の一般質問は、ここで終わりたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

あすは、7日午前10時から行いたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、残りの一般質問は、7日午前10時から行うことに決定いたしました。

<閉 議>

○南田孝是議長 本日は、これにて散会いたします。

午後4時53分

## 平成24年3月7日(水)

### ○出席議員(17名)

議長	南田孝是	副議長	道下政博
1番	八十嶋孝司	2番	西村稔
3番	黒田英世	4番	荒井克
5番	中村一子	6番	森山時夫
7番	角井外喜雄	8番	酒井義光
9番	塩谷道子	10番	多賀吉一
11番	向正則	14番	谷口正一
16番	洲崎正昭	17番	河上孝夫
18番	谷下紀義		

### ○欠席議員(1名)

15番	山崎太市
-----	------

### ○説明のため出席した者

町長	矢田富郎	副町長	坂本守
総務部長	焼田新一	総務課長	長和義
企画財政課長	岡本昌広	監理課長	大田新太郎
税務課長	河上孝光	町民福祉部長	板坂要
町民児童課長	瀧川嘉孝	保険年金課長	岡田一博
健康福祉課長	小倉一郎	環境安全課長	竹本信幸
産業建設部長	川村善一	産業経済課長	榊田和男
都市建設課長	岩本正男	上下水道部長	村田善紀
料金課長	太田和夫	上下水道課長	石庫要
会計管理者	北野力	会計課長	橋屋俊一
監査委員事務局長	宮川真一	消防長	國本学
消防次長	西田伸幸	教育長	早川尚之
教育部長	大坂茂	学校教育課長	八田信二
生涯教育課長	田縁義信	河北中央病院事務長	東本栄三
河北中央病院事務課長	酒井菊次		

### ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹田学	議会事務局長補佐	高山真由美
総務課長補佐	田中健一	行政係長	田中圭
管財用地係長	田辺利行		

○議事日程（第2号）

平成24年3月7日（水）午前10時開議  
日程第1 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

<開 議>

○南田孝是議長 本日の出席議員数は、17人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

○南田孝是議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

<町政一般質問>

○南田孝是議長 日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問時間は、1人30分以内といたします。質問時間内におさまるように的確な質問をお願いします。

また、発言は挙手をし、議席番号、名前を言って、議長の許可を得てから行ってください。

それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

9番 塩谷道子議員。

〔9番 塩谷道子議員 登壇〕

○9番 塩谷道子議員 9番、日本共産党の塩谷です。

初めて2日目の一般質問ということで、たくさんの方が一般質問していただけること、大変いいことだと思います。私もきのうから聞かせていただきまして、いろんなところに課題があるということをお教えいただいている、本当に有意義だと思います。これからも2日目になるということは大変いいことではないかと思えます。ありがとうございます。

さて、きょうは4点にわたり質問をさせていただきます。

私の周りではこの先どうやって生きていけばいいのかという嘆きの声あるいは怒りの声がたくさん聞こえてきます。民主党野田政権は、社会保障と税の一体改革と称して消費税を2014年に8パーセント、2015年に10パーセントにする増税法案を成立させようとしています。社会保障との一体改革とは名ばかりで、実質は庶民に社会保障の改悪と負担増を押しつけるものです。日本共産党は消費税の増税によらない社会保障の充実、財政危機打開の提言を2月7日に出しました。無駄の一扫と所得1億円以上の富裕層、資本金10億円以上の大企業優遇税制の見直しで財源を生み出し、消費税の増税に頼らなくても日本の社会保障をよくし、経済も財政もよくしていく道がある、別の選択肢があることをぜひ見ていただきたいと思えます。

これがその提言ですが……、

〔塩谷議員提言書を掲示する〕

町長初め、部課長、議員の皆さまにもお配りしましたので、どうぞご覧になっていただきたいと思えます。

さて、福島第一原発の事故から3月11日で1年となります。もう原発は要らない。これが私たちの正直な気持ちです。町長もぜひ原発から自然エネルギーへの転換を発信していただきたいと思えます。

この1年の間にいろんな調査や報告で福島第一原発の事故の実態が分かってきました。2月28日の北國新聞、3月2日の北陸中日新聞には、民間事故調査委員会の報告書について大きく報じ

られていましたので、お読みになった方も多いのではないかと思えます。

私がこの1年間の間で大変ショッキングだったことがあります。それは避難する人たちにとっては決定的に大事だった放射能拡散予測システムSPEEDIのデータ結果を文科省の現場責任者はまずアメリカ政府と米軍に連絡しましたが、避難する人たちには伝えなかったために、かえって放射能の強い地域に逃げることになりました。この事実には本当に愕然としたものです。

また、まだ原子炉の中の状態も確認されていないのに、原発事故の収束宣言なるものを早々と出し、被災した人たちからはもとより、国際的にも批判されることとなりました。原発事故が起こる前から、今度原発事故が起きるとしたら日本だろうと言われていたことも伝えられています。

いまだにふるさとを離れて県外で暮らしている人たちが30万人とも伝えられています。内部被曝、放射能汚染の広がり、除染のおくれなどたくさんの問題を抱え、原発事故の恐ろしさを実感しています。原発事故の影響で仕事ができない、事業が再開できないなど、その影響はとどまるどころを知りません。事故が起きていなくても放射性廃棄物の処分方法がなく、廃炉にしたとしても10万年にも及ぶ管理が必要だとも言われています。3月1日付の北陸中日新聞には「原発「核のごみ」満杯寸前」の記事が掲載されています。「全原発の使用済み燃料プールの保管容量は2万630トン。このうち7割近くが埋まり、残りは6,400トン分しかない。全原発が通常どおり運転した場合、発生する使用済み燃料は年間1,000トン。6年ほどで満杯になる計算だ。各原発の使用済み燃料を受け入れている青森県六ヶ所村の再処理施設も2,860トンに達し、限界の3,000トンに迫っている」とあります。また、東電は原発事故の原因を津波に限定していましたが、当初から地震による被害があったのではないかという疑問が出され続けていました。その指摘についても調査せざるを得なくなっています。地震活動が活発になっているという地震国日本に原発立地は不可能という問題が突きつけられています。

こういう中で、原発再開への動きが始まっています。大飯原発ではストレステストが有効との判断が出されていますし、高浜原発では原発再稼働などを求める意見書が賛成多数で可決されています。しかし、この提案者の副議長は、高浜原発工事の受注を少なくとも88件も受注している企業の人間であることが報道されています。

原発の抱える問題の大きさを考えるならば、原発からの撤退を求める道しかありません。数年後をめどに原発からの撤退を明言すれば、必ず自然エネルギーへの方向転換が始まり、今以上の自然エネルギーへの研究と実用化に向けた取り組みが生まれます。今でさえ自然エネルギーは原発の40倍もの可能性がある、しかも雇用を生み出せるとの試算が出されています。石川県でも金沢市の風力発電装置開発企業エネドリーム、宝達志水町の木質バイオマス発電のいしかわグリーンパワーなどがせっかく立ち上がったのに、国の制度決定がおくれているために、これらの企業が休止に追い込まれています。一刻も早く政府が自然エネルギーへの転換を求め、必要な法整備をする必要があります。原発による電力不足を補うために火力発電所の出力を高めているようですが、これではCO<sub>2</sub>をふやすばかりで解決にはなりません。

今必要なことは、目先の利益に惑わされずに、原発はもう要らない、自然エネルギーへの転換をと声を上げることです。もちろん私たちも声を上げます。3月11日には、金沢で福島からの報告も聞きながら「なくせ原発」の集会をし、志賀原発の再稼働ストップを求めています。

町長もぜひ原発から自然エネルギーへの声を上げていただきたいと思えます。子どもの医療費無料化についてだんまりを決め込む市長もいる中、矢田町長は町長会で子どもの医療費無料化に

ついて要望を上げていただいたことは、大変力強く、頼もしく思いました。原発問題についてもぜひ発言をお願いしたいと思います。地方から市長が声を上げることは、とても大きな力になると思います。

なお、原発問題についてもう1点、ヨウ素剤の備蓄の計画についてお尋ねする予定でしたが、黒田議員の質問に答弁していただきましたので、これは省かせていただきます。

町長、よろしく願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 塩谷議員の原発から自然エネルギーへの転換表明を求めるとのご質問にお答えいたします。

さきの平成23年12月第8回議会定例会におきまして、塩谷議員にお答えしたとおりでございます。自然に対しましては世界的規模で転換が進められており、私自身も大変興味を持っているところでございます。

町といたしましては、今後も現行の補助制度を継続していくとともに、ほかの市町の自然エネルギーの先進的な取り組みを参考にしながら、当町でも実施が可能であるか引き続き調査研究していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 町長がご答弁されたとおり、世界では自然エネルギーへの流れがすでに始まっています。かなり多くの部分で、特にヨーロッパではそういう方向が始まっています。ところが、日本では一向にそこへの進み方というか、そういうふうに自然エネルギーへの転換を図りますという表明が行われません。そのために先ほども申しましたように、すごく中途半端な状態なので、自然エネルギーへの取り組みが日本では十分その力が、あるいは資源があるにもかかわらず、それがなされていません。ぜひその発言をするということが、求めていくということが、もう大事な時点ではないかと思っていますので、今後ともよろしく願いしたいと思います。金沢の市長さんも自然エネルギーへの取り組みということでいろいろ今なさって、小水力発電とか取り組みをなさっていますので、ぜひ津幡でもいろんな取り組み、今後とも考えていただきたいと思っています。

次の質問に移ります。介護保険第5期事業計画に関して、介護保険料の問題、またその後で介護サービスについての質問をさせていただきます。

まず最初に、介護保険料の問題についてです。

介護保険第5期を迎えて、保険料引き上げの提案がなされています。基準額で5,550円となり、現行の4,600円から950円、約20パーセントの値上げとなります。第1期と比べますと、191.4パーセントの値上げとなります。来年度は合わせて後期高齢者医療保険料も値上げとなります。今年、年金が下がって、お年寄りの生活は苦しくなる一方です。さらに、年金は今後3年間で2.5パーセント引き下げられます。しかも介護保険料は年金からの天引きですので、お年寄りからは「どうやって暮せというんだ」といううめき声が聞こえてきます。今後、高齢者の増加を考えますと、今のままの制度では3年ごとに介護保険料が跳ね上がります。第1期で2,900円、第2期で3,800円、第3期は4,950円、第4期は少し下げてくださいましたが4,600円、第5期は5,550円となっ

ています。もはや介護給付費の増加分を高齢者の保険料に転嫁するのは限界です。

今、県に設置されている財政安定化基金を取り崩して保険料の上昇緩和に充てることが可能にはなったわけですから、町の介護保険会計に戻すよう要求していただきたいと思います。さらに、一般会計の繰り入れを行うことによって値上げを抑えるようにすべきです。根本的には、介護保険への国庫負担、今、25パーセントですが、それをふやすことがどうしても必要です。

ぜひ町からも要望を上げていただきたいと思います。

町民福祉部長にお尋ねいたします。

○南田孝是議長 板坂町民福祉部長。

〔板坂 要町民福祉部長 登壇〕

○板坂 要町民福祉部長 介護保険料の値上げを抑えるようにすべきとのご質問にお答えいたします。

平成24年度から3年間の第5期介護保険事業計画では、急速な高齢化に伴う要介護認定者の増加や多様な介護サービスのニーズに対応するため、介護老人福祉施設等の増床やサービスつき高齢者向け住宅等の施設整備、そして居宅介護サービス利用者増等により、介護給付費は第4期実績見込み費約12億8,000万円、21.9パーセント増となる約74億400万円を見込んでおります。それに伴い、第4期介護保険料基準額は4,600円となっておりますが、第5期では大幅な引き上げが必要となりました。そうした中で県に設置されている財政安定化基金を取り崩して保険料に充てるようにとのご意見ですが、県では保険料の上昇緩和策のため基金を取り崩し、当町には191万円が交付されることにより、第5期介護保険料算定基準額5,797円が7円引き下げの5,790円となりました。さらに、介護保険特別会計剰余金の平成23年度末見込み5,700万円と一般会計からの財政支援742万円を投入することにより、基準額を240円引き下げ5,550円とし、被保険者負担の軽減を図っております。

現在、介護給付費に対する国庫負担割合は、居宅サービスは25パーセント、施設サービスでは20パーセントとなっております。今後は、被保険者負担の軽減と介護保険事業財政安定化のため、国庫負担割合を拡充するよう関係機関を通じ国に要望したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 再質問をします。

国へ要望するっていうふうに言っていたのは大変ありがたいと思います。ただ、県の財政安定化基金は全額ではなくて12.5パーセントしか入っていません。それをもっとたくさん、国も県も基金は出しているわけですから、せめて町の分は全額取り崩してほしいと思いますので、その分について県に要望していただくわけにはいかないのでしょうか。

お願いします。

○南田孝是議長 板坂町民福祉部長。

〔板坂 要町民福祉部長 登壇〕

○板坂 要町民福祉部長 再質問についてですが、県のほうにもまだ1,000何百万かあると思うんで、その分についても県のほうにはちょっと聞いてみたいなと思っております。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 ありがとうございます。ぜひ問い合わせいただけますようお願いし

ます。

次に、介護サービスについてお伺いいたします。

津幡町高齢者福祉計画第5期介護保険事業計画を読ませていただきました。各介護保険事業の分析、地域包括ケアシステムの確立に向けて、日常生活圏ニーズ調査を踏まえての事業計画を立てておられることに感心しました。しかし、幾つかの点について疑問な点がありましたので、保険年金課長にお尋ねいたします。

まず1番目に、介護保険事業の中の居宅サービスの項目中、訪問リハビリ、介護予防訪問リハビリおよび通所リハビリ、介護予防通所リハビリのうち、リハビリ予防給付費の出費が少ないように思います。また、地域包括ケアシステムの確立に向けての項目の中の予防の推進でも特定高齢者の介護予防教室への参加者が少ないとあります。

高齢者の健康保持にはいずれも大変大切な取り組みだと思えますが、なぜ参加者が少ないのでしょうか。意識の問題なのか、それとも参加するための足がないなどの制度の問題なのでしょう。山間地域からの参加がほとんどないということは、後者の問題なのかとも思われますが、これからの取り組みとしては大切な問題を含んでいるように思います。参加者の少ない原因をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

第2点目です。介護老人保健施設では、在宅生活への復帰を目指してサービスが提供されます。国は在宅復帰支援を強化することを目指し、在宅復帰の状況やベッドの回転率を指標として報酬体系を見直すと言っていますし、介護療養型医療施設も平成24年から6年間は延長されるものの、順次縮小され廃止される予定であると述べています。しかし、介護療養型医療施設には平成23年度で27人、平成26年度でも15人が見込まれています。老健施設でも退所が難しい方もおられると伺っております。在宅復帰支援が強化されたり、施設が廃止されたときに、介護難民となることはないのかということが大変心配です。そのことについてお尋ねします。

3点目です。介護と医療の連携強化ということで、介護職員等に医療行為が行われるようになります。医師の指示のもとで在宅、介護保険施設等において介護福祉士等によるたん吸引や経管栄養等といった日常の医療的ケアが実施できるようになるわけです。まず一つは、介護福祉士等というと、介護福祉士のほかにどんな職種の方が含まれるのかということをお教えいただきたいと思えます。日常の医療的ケアをする介護福祉士には研修機会が設けられるのだとは思いますが、事故があった場合などの責任問題、あるいは日常の医療的ケアを担う介護福祉士の報酬がどうなるのかということについても教えていただきたいと思えます。

4点目です。介護保険外の生活支援サービスや外出支援サービスについてもさまざまな取り組みが行われていますが、これらを支えるボランティアの方々の数がどのようにふえているのでしょうか。また、地域で支え合う関係をどのようにつくっていかうとしておられるのかも聞かせください。福祉バスの利用者が減少傾向にあるとのことですが、その原因をどのように考えられているのでしょうか。また、どのような対策をお考えになっておられますでしょうか。

以上4点について、保険年金課長にお尋ねいたします。よろしくお願ひします。

○南田孝是議長 岡田保険年金課長。

〔岡田一博保険年金課長 登壇〕

○岡田一博保険年金課長 第5期介護保険事業計画に関する介護サービスについてのご質問にお答えいたします。

最初に、リハビリ予防給付費が少ないのではないかとのご質問ですが、予防給付の対象である要支援の方においては、医療機関でリハビリをする方と閉じこもり予防や認知症予防、機能訓練などを目的としてデイサービスを利用することでリハビリを兼ねている方が多いため、リハビリ予防給付費が少ないと考えられます。

次に、介護予防教室への参加者が少ない原因はとのご質問ですが、各地域で自主的に老人クラブやいきいきサロンなど、町全体で257グループのさまざまな活動に参加し、介護予防活動につながっている方が多く、そのために介護予防教室への参加者が少なくなっていることが考えられます。しかしながら、今後はより多くの方に参加していただけるよう、各地域のニーズに合った開催形態や方法について検討いたします。

次に、介護難民となることはないのかとのご質問ですが、第5期介護保険事業計画において、小規模多機能型居宅サービスや24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスが開設予定となっており、地域密着型サービスの充実を図ることに加え、介護老人保健施設および介護老人福祉施設の増床、サービスつき高齢者向け住宅の開設も計画しておりますので、介護難民が発生する事態は防げると考えております。

次に、医療的ケアが実施できる介護福祉士等とは介護福祉士のほかにどんな職種の方かとのご質問ですが、平成24年4月から社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、当該行為を行えるのは一定の研修を受けた介護福祉士およびホームヘルパーなどの介護職員や特別支援学校教員等とされています。その対象となる行為は、たんの吸引と経管栄養の2種類であります。また、事故があったときの責任問題については、一般の事故と同様に刑法等に基づいての対応となり、損害賠償については各事業所で加入している各種介護保険対応損害賠償保険での適用となります。介護福祉士の報酬については、当該行為を行った事業者への加算となり、個人への報酬については個々の事業所での対応となります。

次に、ボランティアの方の数はどのようにふえているのかとのご質問ですが、これまで地域支え合いボランティアグループが、平成22年度実績で12件の買い物代行や受診の付き添いなどの生活支援を実施してきました。しかし、活動可能なボランティアの数は7名と少なく、ニーズに十分こたえることができませんでした。そこで今年度、町社会福祉協議会に委託し、生活支援ボランティア養成講座を実施したところ、現在登録者は30名となっております。その後も参加希望者がいるため、引き続き、来年度もボランティア養成講座を開催していく予定であります。外出支援サービスについては、通院や買い物等に利用できるなど利用者の利便性が向上しますが、事故発生時の責任問題を考慮し、現在ボランティアによる外出支援は行っておりません。地域で支え合う関係づくりについては、平成21年度から認知症安心ネットワーク推進委員会を中心に認知症の方を支える地域づくりを行ってきました。認知症に限らず、どんな状態になっても住みなれた場所で住み続けられる地域力を養っていくため、現在、各地域の方々と座談会を開催しながら町地域福祉計画を策定中であります。

次に、福祉バスの利用者が減少していることの原因についてですが、詳しい調査は現在行っておりませんので、今後、利用状況等の調査をしたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 大変詳しく教えていただきましてありがとうございました。

なお、ここではふれませんでした。訪問介護の時間が60分から45分に短縮されたという問題もあります。私の母親を見ていても思うんですけども、ひとり暮らしのお年寄りっていうのは、大変話し相手がほしい、話をしたいという思いが強いです。訪問介護の中で、掃除や食事の用意などの生活支援だけでなく話し相手をするということも大変大切な仕事です。時間が短縮され余裕がなくなるといって大変心が痛みます。なお、ひとり暮らし高齢者世帯が平成23年度で1,039世帯にも上っていますし、この世帯も少しずつふえてきています。私たちの問題として、しっかり捉えていかないといけないなと思っております。

最後の質問となります。来年度から児童デイサービスが実施されるようになり、障害のある子どもがいる家庭にとっては朗報となります。この制度をより利用しやすいものとするための提案をさせていただきます。

来年度からは住宅リフォーム助成制度が新設されます。また、子どもの医療費の助成制度についても通院の場合、2年生から小学校卒業までに拡大されることになりました。また、不育症治療に対する助成、妊婦さんへの歯科治療への助成もされることになっています。これらの福祉制度の拡充、大変うれしく思っていますし、町長の決断力に感謝しております。

ただ一言、子どもの医療費助成制度について言わせていただきますと、県下全体で見たときには19自治体のうち13自治体がすでに中学校卒業までの助成、1,000円の自己負担なしが6自治体、一部自己負担なしが3自治体になっています。親としての願いは自己負担なしということです。津幡町は子どもの数もわずかながらふえていますし、大変うれしいことですが、これに満足せずに若い人たちがもっと住みやすくなるように、特に医療費の自己負担なしという要望はたくさん聞いておりますので、制度の拡大をこれからもよろしく願いいたします。

来年度からもう一つうれしいことには、障害者の障害のある子どもさんたちの放課後保障として児童デイサービスが行われるようになったことです。障害のある子どもたちをお持ちのお母さん何人かにお話をお伺いしましたが、大変喜んでおられました。こういううれしい事業が発足するに当たり、この制度をより利用しやすくするために、今まで行われてきた日中一時支援サービスのときの費用負担以上にはならないように助成をお願いできないかと思っております。児童デイサービスを1月、20日間利用するとしたら、日中一時支援サービスを利用していたときよりどれだけの負担増となるのでしょうか。単価の計算も違いますしふえるとは思いますが、人数分からしたらそれだけ大きな負担にはならないのではないかと思います。

町長にお尋ねいたします。お願いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 児童デイサービスをより利用しやすくするためにとのご質問にお答えいたします。

現在、当町における障害児の利用状況を申し上げますと、平成24年2月末時点で町外にある児童デイサービスを19人、町内外にある日中一時支援サービスを14人のお子さんが利用されておられます。

この3月から、町内の社会福祉法人におきまして児童を対象とした日中一時支援サービスを一部変更し、新たに児童デイサービス事業を開始いたしました。当町といたしましても、障害福祉

サービスの推進を図るため、隣接する青少年の家の敷地およびその周辺用地を無償でお貸しし、その社会福祉法人による平成26年4月に開設予定の児童デイサービス施設建設計画を支援しているところでございます。

さて、利用料の件でございますけれども、児童デイサービスでは、日中一時支援サービスとは違いサービス費の単価が時間単位で設定されていないため、短時間の利用でも1日分の利用料を負担することとなっております。しかし、児童デイサービスは職員の配置基準や事業運営につきまして法で定められた基準で行われるため、障害のあるお子さんの保護者の方への介護支援を目的としている日中一時支援サービスに比べ、利用するお子さんに対しまして安定的に個々のケアや支援が提供でき、安全で質の高いサービスが受けられるものというふうに思っております。

また、障害者自立支援法における制度改正により、平成22年4月からは生活保護受給世帯や市町村民税非課税世帯の負担額は無料に、課税世帯であっても年収がおおむね890万円以下の世帯では月額4,600円が上限となり、利用者負担の軽減も図られているところでございます。

今回ご提案いただきました児童デイサービスの利用者負担額の助成につきましては、日中一時支援サービスとの事業内容の相違点やホームヘルプサービスなどの他の障害福祉サービスに係る利用者負担額との関係や公平性を勘案しますと、現時点では児童デイサービス事業に係る助成は難しいと思っております。

今後は、社会情勢に対応したさまざまな施策を講じながら障害のある方々の福祉向上を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 今、詳しく教えていただきましたとおり、日中一時支援と児童デイサービスではその仕組みが違って単価の計算の仕方も違う、あるいはその一人一人に対する支援計画も児童デイサービスではきちんと立てられるというようなお話も伺っておりますので、児童デイサービスって施設が津幡町に誕生するということは大変大きな一歩かと思えます。

お母さん方もできるということについて本当に喜んでおられましたので、助成はちょっと難しいというお話がありましたが、またお母さん方との話もしながら、もし必要だとしたら、また検討というかお願いというかさせていただきたいと思っております。

これで、私からの質問を終わります。

○南田孝是議長 以上で9番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

次に、1番 八十嶋孝司議員。

〔1番 八十嶋孝司議員 登壇〕

○1番 八十嶋孝司議員 1番、八十嶋孝司です。どうかよろしく願いいたします。2日間にわたる最後の質問者でございます。よろしく願いいたします。

それから先日来、退職者の方々にいろんな形でねぎらいのお言葉がございましたが、私も同級生といたしまして本当に長い間、町政のために献身的にお勤めになられました各部長さんに本当にご苦労さまでしたと一言申し上げたいと思います。また、第二の人生も一生懸命頑張られて、私たちに意見、具申を賜れたらなというふうに思います。

それでは、私の質問の第1番、第四次津幡町総合計画の進展についてということでご質問させていただきます。

まず、平成18年に当時の村町長の時代に作成されました第四次津幡町総合計画については、作成から平成27年度の目標年度まで残り4年余りとなりました。激動する社会変化の中でまちづくりの指針を長期的に計画され、また実現するための具体策がまとめられております。矢田町長も任期半ばに入り、引き継がれた計画を実行し、独自色を出しながら奮闘され、町民の期待も大いなるものがあると推測いたします。

さて、中山間地においては、少子高齢化の波が急激に進展しております。保育園一つをとっても入園児1けた、小学校では全生徒20ないし30名、地域では若者世代の流出に絡むひとり暮らしの老人増と、切実かつ危機的状況下にあることは承知の事実でございます。このような状況下は当然総合計画の中でも予想され、その打開策も抽象的ではありますが記載されております。

私は、その中でも序章、都市空間計画16ページには、地区生活サービスの確保と題して、「中山間部は地域サービスの供給面で、平野部に比べ低い傾向にあり、公共施設の効率的で効果的な運用のため、必要に応じて施設の統廃合を行う一方で、中山間地域においては、地域活動拠点の充実や平野部との交通軸の構築による連絡性の向上を図り、地区生活のサービス水準を確保し、バランスのとれた町土の発展を目指す……「俱利伽羅」「笠谷」「河合谷」「英田」と記載されております。この点につきまして、この4地区における地区生活サービスの確保について、特に笠谷、俱利伽羅については少子高齢化面での共通点もあり、具体的にどのように対策を講じ、全体のバランスをとられているのか、また今後いかれるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

また、似通った点といたしまして、第4章ページ87には、第3節 義務教育と題し、その計画の中で、学校施設の整備・安全教育の推進と題して、「児童・生徒数の変化に対応し、適正な教育環境が確保できるよう、学校施設の適正配置を推進します」とあるが、少人数校に絡み、具体的にはどのようなことが想定されるのかもあわせてお聞かせいただきたいと思っております。

また、上述しました地区生活サービスの確保の中で、地域活動の拠点の充実とありますが、私個人の考え方といたしましては、中山間地の活動拠点の充実としてのモデルケースとしては、刈安小学校周辺区がそのモデルケースであると私個人は思っております。学校の校庭を取り囲むように保育園があり、公民館も整備され、さらには周りにはお寺もございます。文教施設が集合しております。これらを核として情報発信もなされ、小さいながらも支え合う姿がこの地域にあると個人的には感じております。統廃合の言葉を使う前に、このような地域をモデルケースとしてとらえた中山間地域の活動拠点整備も計画として考慮すべき大切なことだと思っております。

矢田町長のご見解をお聞きいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 八十嶋議員の第四次津幡町総合計画の進展についてのご質問にお答えいたします。

津幡町の面積はご存じのとおり110.44平方キロメートルと、平成の大合併をしていない自治体としては広い部類に入るかと思っております。さらに、その約6割が山間部でございまして、多くの集落が山間部に点在するという特殊な面も有しております。市街地には市街地のよさがあり、山間部には山間部のよさがあると考えておりますが、一つの自治体で人口が増加する市街地と人口が減少していく中山間地域があるということから、それぞれの地域にあった施策により、それぞれの地域の住民の方が満足していただけることを念頭に置きながら、事業等の展開を図ってい

るところでございます。

具体的に申し上げます、市街地と山間部の物理的な距離を縮めることはできませんが、市街地と山間部の住民の方の生活水準の差を縮めることは可能であり、市街地へのアクセスの利便性向上や生活環境の改善を心がけているところでございます。例えば笠野小学校と刈安小学校に町独自で嘱託講師を配置し、1年生の複式授業の解消を図ることで、新1年生が全員安心して通学できるように配慮もさせていただいております。また、生活の必需品となった携帯電話が通じなかった地域を解消するため、携帯電話事業者と協力し、携帯電話基地局の開設も行っております。さらには、津幡北バイパスの全線開通により交通アクセスが格段に向上し、通勤、通学や買い物、通院など、市街地まで時間短縮となったこともあり、住民の利便性が向上しております、生活水準の面では市街地と差がないところまで来たと思っております。

このような利便性を向上させる方向での事業展開が、今後の人口増加につながることを期待するものでございます。

その一方で、自然豊かな山間部のよさをただなくしてしまうのではなく、古くから続いてきた地域活動の活性化にも配慮し、刈安の実行委員会が行う祭りや岩崎太鼓保存会が整備をした太鼓に対して補助も行っているところでございます。

地元住民の方から見ればまだまだ不十分なことはあると存じますが、今後も財政状況を勘案しながら、住環境向上に資する施策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、学校施設の適正配置につきましては、私としては企業誘致、人口増を見据えた活性化対策等を十分講じた上で考えてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○南田孝是議長 八十嶋議員。

○1番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

実を言いますと、2月9日に町健康福祉課と社会福祉協議会主催の笠谷地区の地域座談会がございました。福祉面も去ることながら、地域に対するよい点、問題点を話し合う機会として大変有意義な機会であったと思っております。私も森山議員も参加しましたがけれども、当日は非常に雪が降りまして少し参加人数が少なかったんですけども、非常にいろんな問題点が出されました。その問題点のやはり多くは、少子化問題。その中でも学校が心配だ、複式学級が心配だ、保育園児に人が少ない、将来が不安だ。高齢化問題についてはひとり暮らし、空き家、それからその他といたしましては企業がない、核になるものがないといった、これは4グループに分かれて討議したわけですけども、出てきた4グループのほとんどの意見がこの意見に集約されておりました。それで、最終的には自分たちだけではどうにもならない。いわゆる自助、共助、公助、東日本大震災からよくこの言葉が使われるようになりましたけれども、この公助という面でやはりあの地区の人たちは何か助けてもらいたいということが本当に切実に4グループが出たものが本当に一体だったということは共通認識としてとられまして、私も何かこう感動したといいますか、地区がこういうことを切実に思っているんだなという思いをいたしました。

それで今、町長さんから答弁をいただきましたけれども、いろんな具体策も講じられると思います。その企業の誘致等も含めて、人口のことも考えながら、その将来をどうしていくかっていうお言葉もいただきましたし、長期化することも予想されますけども、どうかこの地域においてそ

ういう問題意識を持った地区がある、一生懸命そういうことにこれからも取り組んでいくという思いも含めて、ぜひこの地区に対し、またいろんな面で支えていただければなというふうに思っております。どうもありがとうございました。

それでは、質問の第2番目に移らせていただきます。

障害者スポーツ指導員の養成に係る助成についてということでお尋ねいたします。

県内において障害者スポーツ振興を図るため、その普及指導に当たる指導員の養成とその資格認定を目的として、年数回の講習会が開催されています。現在、石川県下では公認の障害者スポーツ指導員の数は162名がそれぞれの領域においてその任に当たっていると聞きます。

さて、津幡町の係る福祉の現状はといいますと、約100名の方で組織された津幡町身体障害者福祉協議会があり、町の社会福祉協議会が中心となり、いろいろなスポーツ、レクリエーション活動に取り組んでおられますが、残念ながら指導員となると健常者にかかわりのあるスポーツ指導者に依頼しており、資格を持った障害者の公認指導員がかかわるケースが少ない現状と聞きます。

県の福祉協議会に聞きますと、恐らく津幡町でも3ないし4名は公認資格者が存在されているとのことですが、個人情報からネットワークが確立されていない点もあり、これは整備段階ということなのですが、この点からも地域では指導者の存在は把握できていないのではないかとということでもございました。また、こういった平日の運動機会の要請もあり、勤務を持つ人は資格取得だけにとどまっているとの報告もあります。

今、現場では、いろんな軽スポーツの大会、レクリエーション大会ではだれに頼めばいいのか、さらには道具の不足と活動費の減額等もあり悩んでおります。

私は、津幡町は健常者に対するスポーツ活動には、いろんな指導者講習の機会を提供したり、活動面の助成と誇れる面が多々あります。しかし一方で、障害者に対してのスポーツ支援はとなると考えてみる必要があると思います。特に指導員の養成は障害者スポーツ振興に理解や意欲のある方が基本だと思えますし、その講義や講習会も提供すべきであると思えます。さらには、障害者の方が公認を持ったスポーツ指導員とともに交わり、かかわりを通じた運動ができることも本当に大切なことではないかと思えます。指導者講習や資格取得に当たっては、経費も必要です。さらには、健常者にかかわる以上に障害者に対する思いと理解もなければなりません。

私は、その人材発掘や新たな指導員養成のためにも町として今できることは何か、考えていただきたいと思えます。障害者スポーツ資格に当たっての助成、さらには広報活動の視点から、次の3点についてご見解を伺います。町民福祉部長にご質問いたします。

第1点、現在、津幡町で障害者スポーツ指導員の資格者を把握しているのか。

2番目、公認資格者には初級スポーツ指導員がありますが、日本障害者スポーツ協会への登録料が1万円、石川県障害者スポーツ指導者協議会登録料2,000円に対して、すそ野を広げるためにも、町としてかかる経費を助成できないか。

3番目、平日要請を踏まえ、退職者、婦人層に資格取得の広報活動はできないか。

以上、この3点について町民福祉部長にご見解を伺います。

○南田孝是議長 板坂町民福祉部長。

〔板坂 要町民福祉部長 登壇〕

○板坂 要町民福祉部長 障害者スポーツ指導員の養成に係る助成についてのご質問にお答えい

たします。

現在、県では県障害者スポーツ指導者協議会に委託し、毎年1回、財団法人日本障害者スポーツ協会公認の初級スポーツ指導員養成講習会を開催しております。養成講習会で所定のカリキュラムを受け指導員として認定された方は、国および県の協会等に登録し、障害者スポーツの育成、普及活動や競技会での審判員など、障害者スポーツの振興に努められていると聞いています。

当町における障害者のスポーツ参加の現状ですが、町身体障害者福祉協議会が行うスポーツレクリエーション活動や県障害者スポーツ大会などへ参加しており、障害のある方々のスポーツを通じての社会参加が図られておりますが、今後さらに促進を図る必要があると思っております。

そこで、八十嶋議員からの、現在、津幡町で障害者スポーツ指導員の資格者を把握しているのかとのご質問についてですが、県障害者スポーツ指導者協議会に確認したところ、本年3月1日現在で6人の方が登録されており、その中には当町職員も1名おります。

次に、指導員の登録料の助成についてですが、県内市町の取り組みなどを調査したいと考えており、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

次に、退職者、婦人層に資格取得の広報活動ができないかについてですが、生涯教育課と連携を図りながら町スポーツ推進委員などへの働きかけや町広報等を十分に活用し、広報活動の推進を図ってまいりたいと考えております。また、現在策定中の町障害者福祉計画においても障害のある人がさまざまなスポーツ活動に参加しやすいような環境づくりに努めることを位置づけ、自立と社会参加の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○南田孝是議長 八十嶋議員。

○1番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

先ほど申しましたように、やはり障害者に対するスポーツ指導となりますと、なかなか何といえますか、その思いですね、そういうことがなかったらなかなかそこに入って行く機会もないかと思っております。私もスポーツと言いますかいろいろやっておりますけれども、ふと今こういう立場になりましていろんな人の意見を伺うと、やはり津幡町はそういう障害者に対するこういったスポーツの件では何かちょっと日が当たらないといえますか、そういう点があるのではないかなというふうに普通のスポーツの活動を通じていて分かってきたような気がします。どうか、このスポーツ指導員、障害者に対するスポーツ指導員の養成にこれまで以上にご尽力を賜われたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、質問の3番目に移らせていただきます。

津幡運動公園の陸上競技場第三種公認更新費用についてということで質問させていただきます。

平成24年度予算において、運動公園管理費といたしまして陸上競技場三種公認更新費3,100万余りが計上されました。5年ごとの更新とのことですが、正直、大きな金額でございます。陸上競技に素人な私にとっては、どこにそれだけの金額が必要なのかと素朴な疑問もわきます。

しかしながら、関係者からは、大会を開催するに当たり公認なしはただのグラウンドだと。それだけに公認取得は規格されたコースを持ち、多くの備品もそろえ、大会では認定機器での計測等、これらにより大会記録も公認されることから陸上関係者からも強い更新希望があったと推測いたします。また、県内外にとどろく多くの陸上選手を輩出している我が町にとっても、公認を得ることで陸上競技場を拠点として多くの陸上愛好者が利用し、選手が活躍することや、さらには後輩選手が育っていくことも願ってやまないと思っております。

そこで、私はせっかく3,100万もかけて更新するわけですから、より多くの大会を積極的に誘致すべきと思います。さらには、専門家のみならず町内の多くの人たちに利用する機会も設けるべきと思います。

もう1点は、陸上競技場の管理面の充実です。多くの備品があり大変ですが、トラックコースを含めて最低年1回は調査、検証すべきと考えます。それは、次の5年後に少なからず更新時期が来ることを踏まえ、更新時になるべく負担にならない計画的な管理を行うことも大切なことと思います。さらには、隣のかほく市では巨額をかけての公認陸上競技場の整備に入ると聞きます。郡市での拠点が一方的にならぬためにも、投資に見合う効果をぜひ期待したいと思います。

そこで、教育部長にご質問いたします。

1番目、3,100万の財源のうち1,500万はスポーツ振興くじ助成とあるが、その詳細と今後の進捗状況およびこのグラウンド公認コースに係る業者の選定はどのように選定されるのか。

2番目、公認更新費の主な内訳。

3番目、今後を踏まえ、陸上競技場の管理面で定期的に専門職に依頼する考えはあるか。

4番目、投資に係る、いわゆる費用対効果をどのように考えておられるのか。

以上の4点について、同級生であります大坂教育部長にご質問いたします。

○南田孝是議長 大坂教育部長。

〔大坂 茂教育部長 登壇〕

○大坂 茂教育部長 指名がありましたので、お答えいたします。

八十嶋議員の津幡運動公園陸上競技場の第三種公認更新費用についてのご質問にお答えします。

1点目の3,100万円の財源のうち1,500万円はスポーツ振興くじ助成とあるが、その詳細と今後の進捗および係る業者の選定はについてですが、ご存じのとおり、来年度の当初予算にはご指摘どおり総額3,100万円を計上させていただいております。その財源としましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる地域スポーツ施設整備事業への助成金交付制度を活用して経費節減を図りたいと計画しまして1,600万円を予定しております。totoであります。

今後の進捗につきましては、平成24年、ことしですね、8月19日をもって公認の期間が満了となるため早急な工事開始が望まれています。スポーツ振興くじ交付決定の内示が昨年の平成23年度の実績では4月中旬であったとお聞きしておりますので、当町でも財源確定後できるだけ早急に発注したいと考えております。

請負業者につきましては、町の選考委員会において審査され、入札により決定される予定であります。

続いて、2点目の公認更新費の主な内訳についてですが、その内訳は公認更新整備工事費として3,000万円、そして必要最低限の公認更新に伴う備品購入費として100万円を見込んでおります。

工事費の大半は痛みの激しい陸上トラックの1、2コースおよび100メートル、110メートル走のスタート地点、そして幅跳び等の助走路における舗装面へのウレタンオーバーレイ費であります。その他としましては、それぞれのラインマーキングに必要な経費を予定しております。

続いて、3点目の今後を踏まえ陸上競技場の管理面で、定期的に専門職に依頼対する考えはあるかについてですが、津幡町の体育協会や陸上競技協会会員の中に施設管理に詳しい方々がおられ、また大勢の利用者から大切にご利用いただいております。そのため、公認更新整備工事につきましては、隣接市町に比べても極めて低廉な金額で実施可能であるとの見積もりが提出されて

おります。経費をかけて定期的な管理を専門職に依頼する方法ではなく、従前に、これまでどおり使用管理形態を維持しつつ、両協会関係者や施設利用者の方々とも相互理解を図り、良好な状態で利用していただけるように努力してまいりたいと思っております。

最後に、投資に係る、いわゆる費用対効果をどのように考えるかについてですが、単純に競技人口もしくは陸上競技場利用者数だけを評価するのではなく、津幡高校や石川高専、2つの中学校、そして最近ではジュニアの競技者への指導にも利用されているなど、当町における固定的利用者からは好評をいただいておりますこと、また日々のタイム等を公認記録と比較できること、公式大会開催が可能であることなどを評価すべきと考えております。元気な町としての発展にも寄与する効果も期待できると考えておりますし、先日などは降雪時でも走りたいとの高専、高校からの要望もあり、職員が走路を除雪しておりました。

こういったことも含め、これからも愛される陸上競技場を目指したいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

また、私ごとでありますけれども、最後でございますが、同級生として最後に出させていただいたこと、また皆さまにも、

〔議席から笑い声あり〕

いろいろ何かとご指導、ご鞭撻いただきました。同級生全員に成りかわって、おこがましいのですが、お礼とさせていただきます。ありがとうございました。

○南田孝是議長 八十嶋議員。

○1番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

ちょっと気になる点があったので、再質問いたしませんけれども、施設管理に詳しい方がいらっしゃるということなんですけれども、私、1年ちょっといましたけれども、その何ていいですか、そういう記録に残るものが全くないということなので、やはりその詳しい、知っている方がどのようなことをチェックされて、どうしたのかっていうことを記録に残しておかないと、これはだれがやったのか責任の所在も分かりませんし、私はこういうことは最も大事なことだと思っております。

もう一つ、せんだって陸上競技場のほうへ3人の議員さんと一緒に見てきましたけれども、その中で、いわゆるウレタンのトラックのコースを恐らく清掃する機械だと思うんですけども、これが全く使用されずに片隅のほうに置かれております。恐らくこれは陸上競技の公認の備品とは関係ないものだと思いますけれども、当時、恐らくあれ高価な機械で、買われた機械だと思います。このウレタンのトラックをぐるっと洗車でまわるような、そういうのがございます。私は、ああいうものがやはりきちっと使われてこそ、何ていいですか、設備を守るといいですか、そういうことがやはり最も大事なことだと思っておりますので、つけ加えてそういう管理面でのきちっとした対応をお願いしたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で1番 八十嶋孝司議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

<閉 議>

○南田孝是議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。  
本日は、これにて散会いたします。

午前11時09分

## 平成24年3月14日(水)

### ○出席議員(18名)

議長	南田孝是	副議長	道下政博
1番	八十嶋孝司	2番	西村稔
3番	黒田英世	4番	荒井克
5番	中村一子	6番	森山時夫
7番	角井外喜雄	8番	酒井義光
9番	塩谷道子	10番	多賀吉一
11番	向正則	14番	谷口正一
15番	山崎太市	16番	洲崎正昭
17番	河上孝夫	18番	谷下紀義

### ○欠席議員(0名)

### ○説明のため出席した者

町長	矢田富郎	総務部長	焼田新一
総務課長	長和義	企画財政課長	岡本昌広
監理課長	大田新太郎	税務課長	河上孝光
町民福祉部長	板坂要	町民児童課長	瀧川嘉孝
保険年金課長	岡田一博	健康福祉課長	小倉一郎
環境安全課長	竹本信幸	産業建設部長	川村善一
産業経済課長	榊田和男	都市建設課長	岩本正男
上下水道部長	村田善紀	料金課長	太田和夫
上下水道課長	石庫要	会計管理者	北野力
会計課長	橋屋俊一	監査委員事務局長	宮川真一
消防長	國本学	消防次長	西田伸幸
教育長	早川尚之	教育部長	大坂茂
学校教育課長	八田信二	生涯教育課長	田縁義信
河北中央病院事務長	東本栄三	河北中央病院事務課長	酒井菊次

### ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹田学	議会事務局長補佐	高山真由美
総務課長補佐	田中健一	行政係長	田中圭
管財用地係長	田辺利行		

### ○議事日程（第3号）

平成24年3月14日（水）午後1時30分開議

日程第1 議案第5号 平成24年度津幡町一般会計予算から

議案第49号 請負契約の締結について（津幡町立太白台小学校大規模改造・耐震改  
修工事（建築））まで

請願第1号から請願第9号まで

請願第25号（継続）

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第2 同意第1号 河合谷財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

（質疑・討論・採決）

日程第3 議会議案第2号 TPP交渉への参加判断に関する意見書および

議会議案第3号 河北潟の環境再生を求める意見書

（質疑・討論・採決）

### ○議事日程（第3号の2）

追加日程第1 議会議案第4号 基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求め  
る意見書および

議会議案第5号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書

（質疑・討論・採決）

### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

<開 議>

○南田孝是議長 本日の出席議員数は、18人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

○南田孝是議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

<会議時間の延長>

○南田孝是議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

<議案等上程>

○南田孝是議長 日程第 1 議案第 5 号から議案第49号まで、請願第 1 号から請願第 9 号までおよび12月議会定例会で継続審査となっております請願第25号を一括して議題といたします。

<委員長報告>

○南田孝是議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき各常任委員長の報告を求めます。

酒井義光総務常任委員長。

[酒井義光総務常任委員長 登壇]

○酒井義光総務常任委員長 総務常任委員会に付託されました案件について、総務部長、会計管理者、消防長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第 5 号 平成24年度津幡町一般会計予算

第 1 表 歳入歳出予算中

歳入 全部

歳出

第 1 款 議会費 第 1 項 議会費

第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費

第 2 項 徴税費

第 4 項 選挙費から

第 6 項 監査委員費まで

第 8 項 防災費

第 9 款 消防費 第 1 項 消防費

第12款 公債費 第 1 項 公債費

第13款 予備費 第 1 項 予備費

第 2 表 債務負担行為

第 3 表 地方債

以上、一般会計予算については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第14号 平成24年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算、  
議案第15号 平成24年度津幡町河合谷財産区特別会計予算、  
以上、2件の特別会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第18号 平成23年度津幡町一般会計補正予算（第7号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 全部

歳出

第1款 議会費 第1項 議会費

第2款 総務費 第1項 総務管理費

第2項 徴税費

第4項 選挙費から

第6項 監査委員費まで

第8項 防災費

第9款 消防費 第1項 消防費

第12款 公債費 第1項 公債費

第2表 繰越明許費

第3表 債務負担行為補正

第4表 地方債補正

以上、一般会計予算補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第25号 平成23年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）、

議案第26号 平成23年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第1号）、

以上、2件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第28号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第29号 津幡町部設置条例等の一部を改正する条例について、

以上、2件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第30号 津幡町税条例の一部を改正する条例については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第31号 津幡町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第48号 朝日畑辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第1号 政党助成金の廃止を求める意見書の提出を求める請願、

請願第2号 消費税増税反対に関する請願、

請願第4号 「津幡町が県の地方税滞納整理機構に参加しない」ことの議会決議を求める請願

書、

以上、3件の請願については、いずれも賛成少数により不採択といたしました。

次に、請願第6号 基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書の提出を求める請願については、賛成多数により採択といたしました。

次に、請願第8号 津幡町議会常任委員会の傍聴時に資料貸与を求める請願書については、賛成少数により不採択といたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 多賀吉一文教福祉常任委員長。

〔多賀吉一文教福祉常任委員長 登壇〕

○多賀吉一文教福祉常任委員長 文教福祉常任委員会に付託されました案件について、教育長、町民福祉部長、教育部長、河北中央病院事務長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第5号 平成24年度津幡町一般会計予算

第1表 歳入歳出予算中

歳出

第2款 総務費	第3項 戸籍住民登録費
	第7項 防犯と交通安全対策費
第3款 民生費	第1項 社会福祉費から
	第3項 災害救助費まで
第4款 衛生費	第1項 保健衛生費
	第2項 清掃費
第10款 教育費	第1項 教育総務費から
	第6項 保健体育費まで

以上、一般会計予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第6号 平成24年度津幡町国民健康保険特別会計予算、

議案第7号 平成24年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算、

議案第8号 平成24年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算、

議案第9号 平成24年度津幡町介護保険特別会計予算、

以上、4件の特別会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第16号 平成24年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第18号 平成23年度津幡町一般会計補正予算（第7号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第2款 総務費	第3項 戸籍住民登録費
	第7項 防犯と交通安全対策費



次に、請願第7号 ころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

次に、請願第9号 交差点における左折運転者の死角をなくし歩行者の安全と交差点事故を激減させる為の請願書については、全会一致をもって不採択といたしました。

次に、さきの12月議会定例会において継続審査となっております請願について報告いたします。請願第25号 「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書については、全会一致をもって不採択といたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 角井外喜雄産業建設常任委員長。

〔角井外喜雄産業建設常任委員長 登壇〕

○角井外喜雄産業建設常任委員長 産業建設常任委員会に付託されました案件について、産業建設部長、上下水道部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第5号 平成24年度津幡町一般会計予算

第1表 歳入歳出予算中

歳出

第5款 労働費	第1項 労働諸費
第6款 農林水産業費	第1項 農業費
	第2項 林業費
第7款 商工費	第1項 商工費
	第2項 交通政策費
第8款 土木費	第1項 土木管理費から
	第5項 住宅費まで
第11款 災害復旧費	第1項 農林水産施設災害復旧費
	第2項 公共土木施設災害復旧費

については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第10号 平成24年度津幡町簡易水道事業特別会計予算、  
議案第11号 平成24年度津幡町公共下水道事業特別会計予算、  
議案第12号 平成24年度津幡町農業集落排水事業特別会計予算、  
議案第13号 平成24年度津幡町バス事業特別会計予算、

以上、4件の特別会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第17号 平成24年度津幡町水道事業会計予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第18号 平成23年度津幡町一般会計補正予算（第7号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第5款 労働費	第1項 労働諸費
第6款 農林水産業費	第1項 農業費
	第2項 林業費
第7款 商工費	第1項 商工費
	第2項 交通政策費
第8款 土木費	第2項 道路橋梁費から
	第5項 住宅費まで
第11款 災害復旧費	第1項 公共土木施設災害復旧費
	第2項 農林水産施設災害復旧費

については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第23号 平成23年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、  
議案第24号 平成23年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、

以上、2件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第44号 津幡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第46号 指定管理者の指定について（津幡町総合交流型宿泊研修施設倶利伽羅塾）、  
議案第47号 指定管理者の指定について（津幡町中高年齢労働者福祉センターサンライフ津幡）、

以上、2件の指定管理者の指定については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第5号 TPP交渉参加に向けた協議の中止を求める請願については、全会一致をもって不採択といたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 これをもって委員長報告を終わります。

#### <委員長報告に対する質疑>

○南田孝是議長 各常任委員長に対する質疑に入ります。

ただいまの報告に対する質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <討 論>

○南田孝是議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、1人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより順次発言を許します。

9番 塩谷道子議員。

〔9番 塩谷道子議員 登壇〕

○9番 塩谷道子議員 議案第5号、議案第30号、議案第33号、請願第6号については反対討論を、請願第1号、第2号、第3号、第5号、継続審議となっていた第25号については賛成討論を行います。

初めに、議案第5号 平成24年度町一般会計予算について述べます。

平成24年度予算には、町民の生活にとって有益な幾つもの予算がつけられています。住宅リフォーム助成制度の新設、子どもの医療費助成を小学校卒業まで拡充すること、ロタウイルスの追加を含め各種予防接種への助成、不育症への助成の新設、妊婦歯科健康診査への助成の追加、児童デイサービスへの助成、小学校への計3名の司書の配置など、町民への福祉サービスが追加されたことは大いに評価できます。しかし一方で、無駄遣いや施策の不十分さを感じるものもあるので、以下に述べるような理由で反対します。

2款1項14目自衛官募集事務にかかわる事務費で国からの委託事務ではありますが、一般会計から1万円の歳出となります。金額はわずかですが、今の自衛隊のあり方を認めることはできないので反対します。今の自衛隊はアメリカ軍と一体になって世界に出ていくことをよしとしており、これは日本の防衛の範囲を超えています。アメリカとの軍事同盟は仮想敵国をつくることで維持されていますが、平和を願うならば軍事同盟ではなく、友好条約を各国と結ぶことこそ必要です。沖縄の基地も無条件で返還を求めることにこそ道理があります。

8款2項3目町道菩提寺1号線道路改良工事について、その期間が17年間に設定されていること自体問題であると思います。予算の編成方針として、事業効果や緊急性を検討した中で予算配分を実施とありますが、その地域の高齢化を考えれば、町道菩提寺1号線道路改良工事こそ緊急性があるのではないのでしょうか。緊急性の面から考えて疑問があるのは、同じく8款2項3目町道庄能瀬線道路改良事業です。町道加茂1号線の工事が完了し、加茂集落の緊急避難道路としての機能や農作業の道路としての機能は完了しました。森林公園の入り口も加茂口として整備されました。MISIAの森を大切に育てたいということを町長も述べておられましたが、森林公園のすぐ近くを大型道路が通り、交通量がふえることは動植物の環境にとってはマイナスです。町道庄能瀬線の2つの目的は達成されているわけですから、これでよしとすべきではないのでしょうか。緊急性からいって町道菩提寺1号線道路改良工事を優先すべきと思います。

次に、津幡町税条例の一部を改正する条例のうち、個人の町民税の税率の特例等について反対意見を述べます。

この条例改正は、10年間、個人の町民税均等割に500円を加算するというものです。このほか県民税も500円を加算があります。さらに、県の森林環境税5,000円についても、ことしからさらに5年間延長されます。介護保険料も後期高齢者医療保険料も上がろうとしています。さらに、町民の、個人の町民税も値上げされる。これでは税の負担が大き過ぎると思います。近代的な課税の考え方は、累進課税で負担能力に応じて税を支払い、それで所得格差を縮めるというものです。ところが今は、大企業へは減税、証券優遇税制など富裕層への減税、これでは税制が逆立ちしていると思います。今後、消費税増税の問題も出てきます。庶民への課税をふやすならさらに景気に及ぼす影響も大きいと言わざるを得ません。

よって、この議案には反対です。

次に、津幡町介護保険条例の一部を改正する条例についての反対理由を述べます。

第5期の介護保険料は基準額で5,550円、第4期と比べると950円の増、約20パーセントの値上

げとなります。第1期と比べると191.4パーセントの値上げです。このままでは3年ごとに保険料が上がり、もはや負担の限界です。財政安定化基金の全額取り崩し、一般会計からの繰り入れなどを検討すべきで、値上げには反対です。

次に、政党助成金の廃止を求める請願に賛成の理由を述べます。

政党助成金は、国民1人当たり250円で年間320億円、実施からの総額は5,358億円が日本共産党を除く各政党に配分されています。これらのほとんどの政党は、企業団体献金をも受け取っています。企業団体献金をなくす代償として制度助成金がつくられたのですが、企業団体献金をなくす動きは全くありません。支持しない政党にまで献金を強要されている状態は、思想信条の自由を定めた憲法にも違反しています。また、努力もしないで政党の財源の主要な部分が賄われる状態というのは、政治の劣化を招きます。また、政党助成金の残高63億7,000万円が国庫に返納されていないという問題もあります。国会議員みずからが身を切るというのであれば、国会議員450人分の費用に当たる政党助成金こそ削るべきです。これを震災からの復興に頑張っている被災者に充てるべきだと思います。

よって、政党助成金の廃止を求める請願に賛成です。

次に、消費税増税に反対する請願について賛成理由を述べます。

野田政権は、税と社会保障の一体改革と称して消費税増税をねらっています。しかし、これには3つの大きな問題があります。

第1には、無駄遣いをそのままにしてなぜ大增税するのかという問題です。国の財政が大変と言いながら、大企業には年間1兆2,000億円もの減税、高額所得者、富裕層には5,000億円の減税、また一度は廃止を決めた八ッ場ダム計画を復活させました。1機99億円もする戦闘機を40機以上買うことも含めて軍事費が5兆円、東北への被災者への思いやり予算に切りかえるべきなのに相変わらず米軍への思いやり予算1,870億円、原発事故で被害が拡散し収束の見通しもないのに原発推進予算が4,200億円、このような無駄遣いをそのままにして消費税を増税することには納得できません。

第2は、増税を押しつけながら社会保障は切り捨てばかりという問題です。年金支給額は減らされ、介護保険料、後期高齢者医療保険料は値上がりです。医療費の窓口負担の引き上げや年金支給年齢の引き上げまで検討されているというではありませんか。これでは一体改革ではなく一体改悪です。

第3は、今、大增税すれば日本経済が立ち行かなくなるのではないかという問題です。1997年に消費税を3パーセントから5パーセントに引き上げて、上向きかけていた景気を落ち込ませました。このときの負担増は総額9兆円でしたが、今回は10パーセントへの引き上げで総額20兆円もの負担増となります。日本経済がどうなるかは想像がつきます。

よって、消費税増税に反対する請願については賛成します。

次に、公的年金の改悪に反対する意見書の提出を求める請願に賛成の意見を述べます。

公的年金の引き下げ理由は、物価指数が下がったためだとされていましたが、自動車や電気製品などが主なもので、公共料金の引き上げなどは考慮されていません。しかも年金からの引き落としが多くなりましたから、年金生活者にはこういう出費がとてこたえます。私の周りの方からは「どうやって生きていけというのか」という怒りや嘆きの声がたくさん寄せられています。まずこのことをお伝えします。その上で、この請願に述べられている理由、5点ありましたが、

その中でも特に3番目の高齢者の生活実態を無視した暴挙というのは本当に高齢者の年金生活者の方の気持ちをあらわしていると思いました。5点にわたる理由も納得できますので、この請願には賛成します。

次に、TPP交渉参加に向けた協議の中止を求める請願についての賛成討論を行います。

TPPへの参加については、農林水産業を初め、地域経済、医療、保険、雇用、食品安全性など国民生活全般に重大な影響を及ぼすおそれがあるから交渉への正式参加を行わないようにという点では、議員の多くの皆さんと意見を共有できると思います。しかし、関係各国との協議を中止するという点では賛成できないということだと理解しています。

関係各国との協議において何が一番懸念されるかということ、野田首相が「TPP関係各国が日本に求めている要求や情報を国民に明らかにし、国民的議論を踏まえてTPP交渉に参加するかどうかの結論を出す」と述べていますが、甚だ疑問です。ニュージーランド外務貿易省は、TPP交渉そのものが秘密主義であることを公式に表明しています。関係者は4年間交渉内容について明らかにすることはできない。明らかにできる唯一のことは、交渉内容を明らかにできないことだと述べています。したがって、国民に十分な情報が開示されないまま、結論だけ押しつけられる懸念は十分にあります。韓国とアメリカとの間で結ばれたFTAで韓国民がとっても怒っていることは、アメリカの企業が韓国で十分な利益を上げられない場合、韓国を訴えることができるという条項が入っていることです。TPP交渉の本質は、アメリカが貿易の面でどうやって利益を生み出すか、今まで日本に迫ってきたさまざまな規制撤廃の総仕上げをねらっているということです。したがって、日本にもこういう条項が押しつけられる危険性があります。

国民に十分な情報が開示されないままに協議を続けることは、日本が不利益をこうむる危険性が大変大きいので、関係各国との協議を中止することを求める請願には賛成します。

次に、基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書の提出を求める請願について反対討論をします。

この請願は、自公政権の地方分権改革を継承して進めている地方分権改革にかかわるもので、地方分権改革そのものに問題があります。

第1に、福祉などの最低基準を定めた義務づけ、枠づけを見直すことにより、国の社会保障などへの最低基準の保障責任を弱め、社会福祉の機関としての自治体の役割をさらに弱めることとなります。

第2には、道州制を視野に入れた自治体のさらなる広域化をすることによって、大企業や多国籍企業が活動しやすい条件をつくらうとしていることで、地方自治の縮小につながります。

したがって、こういう改革を進めようとする方向に沿った請願には反対します。

最後に、「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書の提出を求める請願に賛成の討論をします。

この制度が持ち込まれたもとの理由は、大都会などで問題となっている保育所不足を解消するというものでした。保育所不足を解消するなら、現行保育制度のもとで保育所をふやせば済むことです。このシステムは、お金をかけないで保育所不足を解消することはできないかということで、介護保険制度の手法を取り入れたものです。介護保険制度、障害者自立支援法、そして子ども・子育て新システムへと続く流れです。したがって、この制度を理解するためには、介護保険制度を思い浮かべればいわけです。

- 1、入所を希望する子どもに何時間の保育が必要かを査定する。
- 2、その時間に応じた保育を保障する。時間外については実費負担とする。
- 3、どの保育園に入るかは、親と保育園の直接交渉とする。自治体は紹介するだけ。
- 4、自治体は、その子に認められた分の保育料を支払う。

こういう仕組みですから、保育園では保育の時間がばらばら、今まで積み上げてきた保育の内容をそのまま実践できるか苦しい立場になると思われまます。親は査定された時間のみの保育となり、保育時間、保育料でやはり苦しむことになると思われまます。また、企業なども参入できるようになり、費用は株式の配当などにも使えるようになったと聞いています。また、保育環境の悪化も挙げられます。私は、横浜でマンションを借りての保育なども実際に見てきましたが、保育園児1人当たりの床面積が狭められたこともあり、子どもたちの育つ環境は悪化しています。どうして保育園を建ててやれないのか、伸び伸びと育てられないのか、腹立たしい思いでいっぱいになりました。保育園を子どもの発達保障ととらえないで、子守と考えているのではないかと勘ぐりたくなります。

また、認定こども園では3歳未満児の受け入れは義務化されていませんから、一番必要とされている未満児の保育所不足は解消されまません。3歳未満児の保育園、認定保育園、幼稚園という、より複雑な仕組みとなります。現行保育制度は国と自治体の公的責任、最低基準の遵守（ブザー鳴る）……。

○南田孝是議長 発言の途中ですが、塩谷議員に申し上げます。

発言時間の制限を超えていますので、以上で9番 塩谷道子議員の討論を終わります。

○9番 塩谷道子議員 はい。途中になりましたが、賛成の討論でした。

以上で終わります。

○南田孝是議長 次に、4番 荒井 克議員。

〔4番 荒井 克議員 登壇〕

○4番 荒井 克議員 4番、荒井 克です。

私は、平成24年第2回津幡町議会定例会3月会議において執行部から提出されました議案第5号から議案第17号の平成24年度津幡町当初予算について、また議案第18号から議案第27号までの平成23年度一般会計、特別会計、事業会計の各補正予算について賛成の立場で、また請願第2号消費税増税反対に関する請願に反対の討論をさせていただきます。

まず、平成24年度の一般会計当初予算は、前年度当初予算と比較しますと1.3パーセント減の総額120億5,500万円を計上しています。

津幡小学校のグラウンドおよび周辺整備事業の完了に伴い、教育費で大きく減額となる一方、重点事業として社会資本整備総合交付金を受けて実施するあがた公園、中央公園、住吉公園の都市公園整備事業を初め、運動公園陸上競技場三種公認更新整備費や俱利伽羅公園整備事業費、さらに道路災害復旧事業費や土木・農林関係の計画決定事業および継続事業を中心に緊急度の高いものが計上されております。

また、前年度に引き続く子ども医療費助成の対象年齢の拡大、ロタウイルスワクチンの予防接種助成の追加など社会福祉関係経費の充実や町内事業者による個人住宅リフォームへの助成制度の新規創設などは、町内の景気回復と町民の皆さまに対し、より一層の安心、安全な生活をもたらすものであり、津幡町の行政基盤を固めるために重要な事業であります。

また、大河ドラマ誘致関連経費や科学のまちづくり経費、農業公園基本調査経費などについても今後の観光振興につながるもので、津幡町のさらなる活性化に必要不可欠なものだと思います。

歳入については、厳しい経済状況の中、評価替えによる固定資産税や都市計画税の減額を見込みながら、年少扶養控除の廃止や特定扶養控除の改正等による個人町民税の回復が予想されることから、町税全体で前年度当初予算比2.9パーセント増の35億5,599万円を見込んでおります。

一方、地方交付税は国の地方財政計画で811億円の増となる中、当町の普通交付税算入地方債残高の減少や町民税の増収等の要素を盛り込み、前年度当初予算比3.5パーセント減の36億3,000万円とするなど、決して過大に見積もることなく、見込み得る歳入を適正に計上してあります。

また、町債発行は公園整備事業、道路整備事業、中山間地域総合整備事業、臨時財政特例債など、総額で10億6,720万円とし、平成24年度の償還元金18億4,452万円以内となっていることから、町債残高を減らし、財政運営に対する健全性確保への姿勢がうかがえます。

特別会計、事業会計においても、町民の視点に立った事務事業でそれぞれの目的に応じながら、経費の抑制、効率化を図り、経営健全化に向けた努力が見られ、必要度に応じた予算となっています。

また、各補正予算についても、国の第4次補正に伴う事業のほかは年度末を迎えての各種事業実績に基づく増減が中心であり、必要な予算処置を行ったものと言えます。

今後、各予算の実際の執行に際しては、さらなる経費削減を図りながら、町長の目指す笑顔があふれるまちづくりを目指して、一層の創意と工夫が満ちた事業となることを期待し、24年度当初予算、23年度補正予算の賛成討論といたします。

次に、請願第2号 消費税増税反対に関する請願に反対の意見を述べさせていただきます。

同じ請願は昨年9月に出されていて、請願趣旨もほとんど同じ内容であり、総務常任委員会で不採択となっています。不採択の理由の一つには、政党助成金や在日米軍の経費など必要のない軍事費を削減せよと述べていることもあります。私は、そのときも反対討論に立ち、消費税増税はやむを得ないと申し上げました。今回も非常に複雑な心境で発言しているわけですが、もちろん国民だれもが税がいいかげんに扱われている事実を目の当たりにしているのだから、それらを先に何とかしてほしい、だからそのまま賛成することはできないということだと思います。しかし、この消費税の問題や原発の問題、瓦れきの問題、そう簡単に反対とばかり言うてはられないのではないのでしょうか。今、私たちに何ができるか、それぞれの課題に向かってもっと議論を重ねていかねばならないと思います。

今回も同じことを言いますが、消費税は税収が安定しており、景気に余り左右されにくく、広く、薄く全国民が負担を負う仕組みであります。また、徴税コストが低く、増税額に比べ経済への負担が相対的に小さいということで、これからの子どもたちの世代のためにも頑張らなくてはならないのではないのでしょうか。

以上、請願第2号消費税増税反対に関する請願に対しての反対討論とさせていただきます。

以上で討論を終わります。

○南田孝是議長 次に、1番 八十嶋孝司議員。

〔1番 八十嶋孝司議員 登壇〕

○1番 八十嶋孝司議員 私は、継続審査となっていた「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

新システムは2010年1月、現政権下で策定された「子ども・子育てビジョン」を起点としています。その特徴と意義は3つあります。第1に、すべての子どもの育ちを社会のみんなで支える。子育て支援の理念の画期的変化。第2に、働き方を改革し、子育てと仕事の調和を図る。第3に、何よりも子どもの健やかな成長を保障すること。以上が起点となっています。この起点にたった要因として、子育てや働き方に関する従来の考え方や制度が、時代の変化とともに生活スタイル、価値観にあわないこと、また急速な少子化、生産年齢の減少など、社会保障の維持からの危機感があること、さらには働くことを希望する女性の増加があること等の主な要因があります。特に近年の経済不況から働きたい女性の職場環境は厳しく、仕事か家庭かの選択を迫られてもいます。都市部では、安心して子どもを預ける環境整備がおこなわれています。しかし、保育所をふやせば問題が解決するわけでもありません。むしろ就学前の子どもが過ごす場が、親が働いているか否かによって幼稚園と保育所に分かれている現状こそが、子どもの健やかな育ちを守り、同時に親が安心して働き続ける上で大きな問題を生んでいます。

新システムの大きなテーマは、幼保一体化であることは言うまでもありません。幼稚園と保育所の違いを問題点としてとらえた場合、幼稚園は文部科学省の所管。学校教育法に位置し、4時間保育が中心。専業主婦家庭の子どもしか利用できず、結果的に入園希望者の減、特に地方では減少が激しい。一方、保育所は厚生労働省の所管。かつては働かざるを得ない家庭の子どもの保育を行う児童福祉上の施設としてスタート。近年は女性の社会進出の増加に伴い、保育所整備が追いつかない。さらに保育所は幼児期の教育を十二分に行っているが、学校教育法に位置された義務教育の基礎を養う意味での教育保障は幼稚園にしか適用されていないといった問題があります。新システムは、こうした問題の解決を目指しています。

幼保一体化策として、1番、保育所と幼稚園を一体化するため、総合こども園を創設し、保育園は0歳から2歳児だけを保育する。乳児保育所を除き、総合こども園に移行、幼稚園も総合こども園に移行し、財政的にも支援。その結果、就学前の子どもが親の生活スタイルにかかわらず、保育と学校教育法上に位置づけられた教育を受けられる。

2番、市町村のかかわりとして、市町村権限と責任を明確にし、利用者の施設利用を保障するとし、すべての子どもを対象として市町村が事業計画を策定し、地域住民のニーズを調査、地域の実情に応じて必要な施設を計画的に整備する。そのため、財政上の理由で開設を抑えることはできない。また、保育の必要性については市町村が客観的基準に基づいて認定し、それを受け保護者は施設を選択し契約する。また、待機児童、障害、虐待、経済的事実などがある子どもの行き場がなくならぬよう、市町村が調整に努めるとされています。

3番目、保育の質の向上と恒久財源の確保の観点から、新システムではすべての子どもに良質な発達環境を整備することを目指し、施設の環境整備に加え、保育者の配置、待遇改善、研修システムの充実など、保育にかかわる人たちの就労環境の整備として、税と社会保障の一体化の中で財源を確保する予定である。

4番、政府の推進体制、財源を一元化し、これまでの幼稚園は文部科学省、保育園は厚生労働省に所管が分かれ、財源も制度ごとにばらばらであったが、こども園給付を創設し財政措置を一元化、所管も一元化し、二重行政の解消を目指している。

5番、多様な保育事業の拡大から、指定制度の導入を図り、保育の量的拡大を図るとともに、多様な中からあらかじめ質が確保されている施設や事業であることを行政が確認し、指定された

施設または事業者の中から、利用者がニーズに応じた施設を選択できる。当然のことながら、事業者側の運営面、透明性から5年ごとの更新を義務づけてもいます。

以上が、新システムが取り組む大まかな問題に絡む解消策です。

就学前の子どもが過ごす場が親の生活状況によって、幼稚園、保育所に分かれて60数年と聞きます。旧政権、現政権も方法や考えに違いがあっても、長年取り組み、目指す方向は同じであると思います。また、幼稚園と保育所が持つ文化の違いもあり、さまざまな意見もあります。しかしながら、今日の子どもや親の生活の実態から子どもや社会の未来を守るためにも、時代に即したこの新システムは待ったなしと考えます。

以上の点から、「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書の提出を求める請願第25号に反対するものです。

以上です。

○南田孝是議長 次に、5番 中村一子議員。

〔5番 中村一子議員 登壇〕

○5番 中村一子議員 5番、中村一子です。

私は、請願第8号 津幡町議会常任委員会の傍聴時に資料の貸与を求める請願に賛成の立場で討論いたします。

議会では、総務常任委員会、それから文教福祉常任委員会、産業建設常任委員会と、この3つの委員会に分かれて議案のほとんどがここで審議されています。この本会議場で、先ほど傍聴されている傍聴人の皆さまもお聞きになられたと思いますが、その審査結果について委員長報告がございました。しかし、実際の審議の経緯や内容については、実際に委員会を傍聴しなければ分からないことがほとんどです。現在、各常任委員会には、1人の傍聴が許されています。この1人という数字は傍聴人としては余りにも少ない、最低人数ですが、それでも試行として1人の傍聴が認められました。議会の審議というものは、その採決結果がどうなったかということももちろん大切ですけれども、審議された経緯を知り、どのようにして議会がその結論に至ったのか、それを知ることと同じくらい大切だと思います。

委員会では、町、例えばこういうのが委員会資料っていうんですけども、

〔中村議員委員会資料を掲示〕

町職員が作成しました委員会の資料に基づいて審議されています。例えば健康福祉課の課長が説明する場合は「この3ページを開いてください」とか、そういう形で説明されます。それに対して議員は質問をしたり、意見を述べたりし、またそれに対して担当課が答弁に立ちます。この委員会資料というのは、予算の内訳、目的、事業の進行具合など重要な情報が分かりやすく書かれていて、この資料があるおかげで私たち議員もしっかりと質問することができます。

現在、傍聴人には、この委員会資料が貸与されていません。28ページ開いてくださいと言われても、その資料は手元にないのです。なので、何について審議しているのか傍聴人にはさっぱり分からない、あるいは大変分かりづらい。それが現状です。実際に委員会を傍聴された4人から意見を聞きました。4人とも、4人の方ともそのように答えていらっしゃいました。だからこそ、傍聴時に委員会資料を貸与してくださいという請願を提出することになったのです。審議内容がもし分からなければ、住民は議会への関心をなくし、意欲をなくしてしまいます。住民が議会への関心をなくすことが議会の目指すものではないと思います。

この請願に対する反対意見に、請願書ではなく要望書という形をとるべきだ、だからこの請願には反対だという意見があったそうです。請願という形でよいと私は思っているのですが、たとえ譲ってですね、手続きがふさわしくないという意見を認めたとしてもですね、これは問題の本質ではありません。問題の本質から逃げた議論であると言わざるを得ません。要望書であろうが、それが請願書であろうが、その問題、その内容の本質について議論すべきであり、対応するべきだと思います。

きのうの全員協議会の場で、請願第8号に関する総務常任委員会の委員長報告で「請願文にかほく市、小矢部市の両議会の常任委員会では複数名の傍聴者に対して議員と同じ資料が用意され貸与されていると書かれているんだけど、これは事実とは違うんじゃないか」という、そういう内容の報告がありました。私としてはですね、かほく市については実際に以前傍聴したことがあります。そのときには机の上に委員会資料が置かれ、私もそのページをめくりながら傍聴した覚えがあります。先日は、かほく市と小矢部市の市議会の議会事務局に対しまして、その確認をいたしました。その点について議会事務局は、そうしておりますということをおっしゃってはいましたが、本当にこれは厳密に言いますと、もしかしたら委員長報告にありましたように、津幡町の場合の委員会資料というものと、それからかほく市や小矢部市のものとは若干の違いはあるかもしれません。でもですね、ここで議論すべきことは、小矢部市がどうだ、かほく市がどうだということではありません。傍聴時に……、

〔「何を言ってるんや」と呼ぶ者あり〕

〔議席から笑い声あり〕

傍聴時に委員会の資料を傍聴人に貸与するかどうかという、そういう請願なのです。

〔「傍聴人に説明しているのではない」と呼ぶ者あり〕

ですから、この趣旨を失うことなく、皆さまに考えていただきたいと思っております。議員の中にはですね、傍聴人は何を聞きたくて来るのかなという、そういった意見も聞いておりますが、どんな理由であれ、いつでも傍聴人をきちんと迎え入れて、審議内容について理解を深めてもらえるような環境づくりに努めることも議会の重要な役割ではないかと思えます。

〔「いつから変わったんや」と呼ぶ者あり〕

委員会資料はだれでも、石川県の議会はですね、県議会は委員会資料はだれでも議会図書室で見られることも、それからその場で借りてコピーすることも可能であり、すべての委員会での資料は公開されています。住民には見せられない資料などないと思えます。傍聴時に傍聴人に委員会資料を貸与することは当然だと思います。

今後の課題としては、議員であろうがなかろうが、だれでも見たいときに委員会資料が見られるよう図書館等での閲覧を可能にすることも大切ではないかと思えます。

津幡町議会は、県内で初めて通年議会を取り入れ注目されています。新聞紙上でも議長は開かれた議会をと述べられ、議員みんなが議会改革への意欲を示されています。開かれた議会へ向け、請願第8号を採択されるよう賛成の討論といたします。

もう一つ、これは通告にありませんでしたが、平成24年度の予算案について意見を言います。

私が所属する文教福祉常任委員会で審議される多くの項目の一つに、放課後児童健全育成事業という事業があります。いわゆる学童保育クラブへの補助金などの予算を審議します。委員会資料、これを見ますとですね、

〔中村議員委員会資料を掲示〕

これは総務ですけども、私の文教福祉常任委員会の資料を見ますと、平成24年度の放課後児童健全育成事業費の総額は4,969万円で、前年度と比べると児童数が減ったことにより約474万円の減となっています。全体の総事業費は470万円余り減少していますが、その内訳を見ると国・県からの支出金が約2,275万円で、前年度と比べると約434万円ふえています。それに対し、町からの支出金は約2,694万円とあり、町負担金は前年度比約907万円の減少となっていて町負担は随分減っているんだなということがこの資料を見るとすぐ分かります。

総事業費この4,969万円のうち各学童保育への委託料の総額は約4,620万円です。各学童クラブへの委託料は町の要綱に従って毎年算出されていますので、国・県の補助金がふえたから、あるいは減ったからといって変わるわけではありません。各学童児童クラブへの補助金額のおのおのはいかがでしょうかと、児童数の減により前年度と比べると115万円もの補助金が一気に減額されるクラブが出てきました。年間歳入歳出1,000万円前後で学童保育を運営している保護者たちの間では、以前からこの115万円が一気に上がる、下がるということでは、学童保育運営に不安だという意見がありました。保護者からは町担当課に対し、その手だてについて相談されていたという経緯もありました。確かにこの予算案は従来どおり町要綱基準にのっとっての予算であり、反対する理由には当たらないと思います。しかしながら……、

〔「何を基準と言っている」と呼ぶ者あり〕

今後、学童保育の運営に支障を来すようなことがあったら、これは見過ごすわけにはいきません。

〔「わけが分からん、いいのか悪いのか分からん」と呼ぶ者あり〕

〔「権利ばかりではだめだ」と呼ぶ者あり〕

予算に反対する……、

〔「だからどうなんだ」と呼ぶ者あり〕

ということには当たりませんが、大いに不安が残るという意味で、町に対しては今後も学童保育を運営する保護者と向き合い、問題解決に向けてしっかりと取り組んでいただくことを望みます。

これで、中村の討論を終わります。

○南田孝是議長 次に、3番 黒田英世議員。

〔3番 黒田英世議員 登壇〕

○3番 黒田英世議員 3番、黒田です。

政党助成金の廃止を求める意見書の提出を求める請願について反対の立場で討論を行います。

政党助成金をご存じのとおり、平成6年2月に小選挙区比例代表並立制や政治資金規正法など政治改革4法の一つとして制定された政党助成法によって、各政党に対し政党の政治活動を助成する目的で国庫から交付される資金のことです。

この法律ができた背景は、リクルート事件や佐川急便事件など、政治と金、政治と企業の癒着などが大きな社会問題として取り上げられ、これらを断ち切る目的をもってできた法律であります。したがって、政党助成金を国庫から交付するかわりに、企業からの献金を一切禁止することが目的でありました。しかしながら、いまだに企業献金はさまざまに形を変えて献金がなされており、完全なざる法になっていることは間違いのない事実であります。そして、先ほど塩谷議員が申されたとおり、ことし交付される政党助成金は共産党を除く11の政党に対して総額320億円と巨額であり、国民1人当たり250円にもなり国民に大きな負担を強いていることも確かであり

ます。また、本来は国庫に返納されるべき政党助成金が返納されず、ため込まれているのも事実であります。

だからといって、政党助成金を廃止するという論法は本末転倒ではないでしょうか。この法律が制定された原点に返って、政治と金、政治と企業の癒着、これらを断ち切るための方策を考えるのが本筋であると考えます。したがって、このことに向けて私たちが声を上げ、国民運動として不断に現在の政治のあり方や政治家や企業倫理をただしていくべきだと思います。

関連する話題として、踏み込み過ぎかもしれません。げすの勘ぐりと言われるかも知れません。昨年3月の原発事故以来、政府は東電や他の電力会社に対して、なぜあのように弱腰で再稼働を急ぎ、発送電の分離についても態度を明確にしないのでしょうか。政治と金、政治と企業の癒着の構造を解決し、本当の意味での清新で民主的な日本をつくり上げていくのが本筋であると考えます。

したがって、この請願には反対であることを表明し、私の討論を終わります。

○南田孝是議長 次に、10番 多賀吉一議員。

〔10番 多賀吉一議員 登壇〕

○10番 多賀吉一議員 10番、多賀吉一です。

私は、請願第3号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願に反対の立場で討論いたします。

厚生労働省が発表した平成21年度の年金に関する調査によりますと、公的年金の総支給額が初めて50兆円を突破し、50兆3,000億円になりました。また、年金を受給する人は20年度比3.1パーセント増の3,703万人、年金保険料を払う人は反対に0.9パーセント減って6,874万人になっています。現在、現役が1.8人で年金受給者1人を支えていることになります。10年前は2.5人で1人を支えていました。今後、団塊の世代が年金を受け取る65歳になり支給がふえる一方で、少子化や経済状況の悪化で保険料の支払い総額は減ると見られ、制度維持が難しい状況が予測されています。

しかし、現在支給されている公的年金額は、平成11年から平成13年までの間、物価が下落したにもかかわらず、年金額を特例的に据え置きました。この影響で、法律が本来想定している水準よりも高い水準、特例水準になっています。これは率にして2.5パーセント、払い過ぎ年金額の累計は7兆円にも上ります。その結果、年金財政はさらに悪化し、当初100年安心と言われていた制度は、とても100年もたない状況に陥っています。もちろん特例水準だけの理由ではありません。しかし、特例水準を維持してきたことにより年金財政がより厳しくなってきたのは事実であります。

年金制度を支える現役世代の負担はますます大きくなります。若い世代は、自身の将来への不安を切実に感じています。年金制度を含む社会保障制度は相互扶助で成り立っている制度です。世代間に不公平があってはなりません。

今回提出された請願は、特例水準の解消は絶対に容認できない、高齢者の生活実態を無視した暴挙であるという趣旨の請願であります。しかし、制度が存続してこそその年金支給であります。若い世代が納得してこそその社会保障制度です。歴代の政府が国民の批判を回避するためにとつたとも言われている特例水準をいつまで続けるのでしょうか。私は、速やかに本来の水準に戻し、世代間に不公平感を感じさせない持続可能な年金制度を構築すべきだと思います。

以上で、私の反対討論を終わります。

○南田孝是議長 次に、12番 道下政博議員。

〔12番 道下政博議員 登壇〕

○12番 道下政博議員 私のほうからは、請願第1号 政党助成金の廃止を求める意見書の提出を求める請願に反対の立場での討論を行います。2点目には、請願第5号 TPP交渉参加に向けた協議の中止を求める請願に反対の立場で討論を行います。3点目には、請願第6号 基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書の提出を求める請願に賛成の立場での討論を行います。

最初に、請願第1号 政党助成金の廃止を求める意見書の提出を求める請願に反対の立場で討論を行います。

請願事項の2、政党助成金の政党解党後に残った助成金の残金は直ちに国に返還するのは当たり前だと考え、これについては同感であります。

今から18年前、選挙制度改革により小選挙区制度を導入する際に政党助成金制度が実施されたものであります。政党助成金制度そのものには特に問題はないと考えるものでございます。

2001年の公明新聞の記事にこういう内容がありました。編集メモのところで「政党助成金 拒否する共産党の自己矛盾」という記事があります。ご紹介をさせていただきます。「最近の読者の質問に「選挙の時期になると共産党は大量のチラシを配布しているが、なぜそんなに資金があるのか」というのがあった。「そういえば、そうだ」と思われる方も多いただろう。また「共産党が政党助成金を受け取らないのは同党がいうほど立派なことなのか」との疑問もある。資金という点からいうと、1999年の政治資金収支報告書（自治省発表）では、同年の共産党の収入は302億3,900万円に上り、自民党の250億2,000万円をはるかに超えて、収入面第1党の金持ち政党だ。共産党の説明では、党費、機関紙誌等の事業収入、個人からの募金など「党员と国民から寄せられる浄財によって成り立っている」という。そして「政党助成金を受け取らないのは我が党だけ」と声を大にして宣伝する。あたかも、政党助成を受けることが金に汚いことであるかのように。共産党の言い分はこうだ。政党助成制度には「憲法の保障された国民の権利を踏みにじり、国民の税金を政党が横取りするという根本的な害悪」これは1998年4月20日に不破哲三委員長（当時）があるのだと言われました。国民が納めた税金が自分の支持していない政党に回されることから、憲法の保障する思想・良心の自由を踏みにじるとの理屈だ。しかし「税金からの政党助成金を受け取らないから共産党はクリーンだ」とする同党の理屈には矛盾がありはしないか。それは、国民が納めた税金が支持していない政党にまで振り向けられるからいけないというのなら、各種の選挙に係る費用の公費負担分も共産党は受け取ってはならないということになるからだ。公職選挙法の規定により、選挙カーに関する費用やポスター作成、選挙はがきなどの費用は、衆院議員選挙、参院議員選挙とも公費負担、首長選挙を含む地方議会選挙は地方自治体が負担する。これは、公選法上でも公正な選挙を行うためであることが明記されており、選挙が公正に行われ、有権者に選挙情報を正しく伝えるために支出される民主主義の必要なコストとして、国や地方自治体が負担しているわけである。共産党は、同党の支持拡大戦術の一つなのだろうが、前回の衆院選では300小選挙区すべてに候補を擁立した。結果として小選挙区で同党は1議席も獲得できなかったが、選挙費用の公費負担は原則としてすべて受領しているはずだ。」、少し飛ばしまして「結局、共産党も政党助成金以外の公費（文書通信費、宿舎、公用車などを含む）はい

ずれも議員活動への助成ではあるが、原則すべて受け取り、政党助成金のみを党のイメージアップに利用しているにすぎないとも言える。「政党助成金を受け取っていないのは我が党だけ」と胸を張って見せても、そのパフォーマンスぶりを知っているだけに国民の大きな拍手、喝采などならないのではないかとの記事でございました。この新聞を読み返してみても、なるほどというふうに実感をいたしました。

現段階では、小沢裁判の反省から考えると、政治の信頼を取り戻すために特に必要なことは、政治家と企業、団体の癒着を断ち切るため、政党、政党支部などへの企業団体献金を全面禁止すること、さらに政治資金規正法を改正し、秘書などの会計責任者が虚偽記載などを行い、政治家が選任または監督責任を問われ罰金になれば政治家の公民権を停止するなどの罰則強化が必要と考えるものであります。

以上の理由から請願第1号に反対をいたします。

続きまして、請願第5号 TPP交渉参加に向けた協議の中止を求める請願に反対の立場で討論を行います。

政府は一昨年前の11月9日に包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定し、TPP交渉に関して情報収集しながら関係国との協議を開始することとし、その後のAPEC首脳会議においてアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）実現に向けた道筋の一つとしてTPPを挙げ、TPP交渉に向けた協議に入りました。

しかし、日本ではTPP参加によるメリット、デメリットについての議論が不十分で、国内の世論は二分されたままです。貿易自由化のメリットとしては、工業製品の輸出拡大や資源調達の安定化などによる国内経済の活性化が期待される一方、農業や食品産業への甚大な打撃などがデメリットとして懸念されています。特に関税が課せられている米を含む農産物などは940品目に及びます。農林水産省も関税撤廃で日本の農業生産額が年間4兆1,000億円も減ると試算しています。

このような状況を踏まえ、公明党は政府に対して国民への丁寧な説明とともに、1番目、衆参両院で特別委員会の設置を。2番目、悪影響が懸念される分野への処方せんの提示を。3番目には、アジアを取り込む外交戦略の確立などを実行するよう主張しております。

今回提出されました請願では「交渉参加に向けた協議を中止せよ」とありますが、現段階での協議の中止はTPP参加国の中での信用問題ともなりかねないことから、協議は継続させながら、設置された特別委員会がその経過と対応について国民への説明と十分な理解を得る作業を行うことが重要と考えますので、この請願の趣旨には反対をいたします。

この後、請願所管の産業建設常任委員会から新たな意見書が提出される予定でありますので、それについては賛成をしたいと思います。

続きまして、3番目の請願第6号 基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書の提出を求める請願に賛成の立場で討論を行います。

本文を朗読してと思っておりましたが長くなりますので、一部だけを紹介させていただきます。

地域主権改革は、地域住民がみずから考え、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づく改革を目指すものであり、明治以来の中央集権体質からの脱却、国と地方が対等の立場で対話できる関係への根本的な転換を進めていくものでなければなりません。

よって、政府におかれては、基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求めるた

め、下記4項目を速やかに実現されるよう強く要望させていただきたいと思っています。4項目については、議員の皆さんのお手元に届いております内容でございます。

ぜひともこの請願に対して賛成をしていただければとお願いをして、私、道下からの討論を終わりたいと思います。

○南田孝是議長 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「議長、8番 酒井」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 8番 酒井義光議員。

〔8番 酒井義光議員 登壇〕

○8番 酒井義光議員 8番、酒井です。

津幡町議会常任委員会の傍聴時に資料貸与を求める請願第8号について反対の立場で討論いたします。

まず、昨日の議会全員協議会で報告しました傍聴の際の資料提供ですが、全員協議会終了後に小矢部市に再確認をしましたところ、小矢部市では税条例など議案書では分かりにくいものだけに限り要約した資料を提出しており、それ以外は議案書のみで常任委員会で審議しているとのことでありましたので、まず報告をさせていただきます。

現在、当町の議会本会議では、傍聴者の皆さまに議案書が提供されておりますが、これは議会制度検討委員会で議会本会議で傍聴席に議案書の備えつけについての審議がなされ、その後、議員協議会に報告があり、全議員で協議した結果、平成21年3月議会定例会から提供するようになったものであります。また、常任委員会におきましても、議会改革検討特別委員会で委員会傍聴規則の提案があり、同様に議員協議会で協議した結果、この規則の制定後、常任委員会を傍聴される方に議案書を提供しているものであります。これまでも議会改革につきましては全議員で協議をし、実施できるものから随時実施してきており、本会議での一問一答方式の導入、執行部への反問権の付与、通年議会の試行など、津幡町議会はいち早く議会改革に取り組んできています。

また、議員協議会の協議の終了時には、議長から各議員に意見を述べる場を設けていただいておりますし、昨年11月の議員協議会では、道下議会改革検討特別委員会委員長から特別委員会で検討していく事項の報告があった際に、議会改革について各議員から提案や意見がある場合は申し出てもらえば委員会で検討していきたいとおっしゃられております。

私は、津幡町議会は、議員が自分の意見を自由に言える議会であると思っています。請願として提出されましたものは所管の常任委員会などで審議することとなっておりますが、この請願第8号につきましては、請願として提出される前に紹介議員となられた方から議員が協議する場に提言があつてしかるべきものではないかと思ひ、この津幡町議会常任委員会の傍聴時に資料貸与を求める請願書に反対いたします。

議員各位の良識ある判断を期待し、総務常任委員会の結論にご賛同賜りたいと思いますので、よろしくおんいをいたします。

これで私の討論を終わります。

○南田孝是議長 ほかにありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

この際、暫時休憩いたしまして、午後3時25分から会議を再開いたしたいと思ひます。

〔休憩〕 午後 3 時08分

〔再開〕 午後 3 時25分

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議案第5号 平成24年度津幡町一般会計予算を採決いたします。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16人 不起立者1人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成24年度津幡町国民健康保険特別会計予算から議案第17号 平成24年度津幡町水道事業会計予算までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号から議案第17号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成23年度津幡町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17人 不起立者0人〕

○南田孝是議長 起立全員であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成23年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第29号 津幡町部設置条例等の一部を改正する条例についてまでを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第29号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 津幡町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16人 不起立者1人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 津幡町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例についておよび議案第32号 津幡町子ども医療費給付に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議案第31号および議案第32号は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 津幡町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16人 不起立者1人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 津幡町環境美化条例についてから議案第37号 津幡町公民館設置条例及び津幡町公民館使用条例の一部を改正する条例についてまでを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議案第34号から議案第37号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 津幡町体育施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17人 不起立者0人〕

○南田孝是議長 起立全員であります。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 津幡町コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例についてから議案第49号 請負契約の締結について（津幡町立太白台小学校大規模改造・耐震改修工事（建築））までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第49号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号 政党助成金の廃止を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者1人 不起立者16人〕

○南田孝是議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第2号 消費税増税反対に関する請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者2人 不起立者15人〕

○南田孝是議長 起立少数であります。

よって、請願第2号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第3号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者1人 不起立者16人〕

○南田孝是議長 起立少数であります。

よって、請願第3号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第4号 「津幡町が県の地方税滞納整理機構に参加しないこと」の議会決議を求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者1人 不起立者16人〕

○南田孝是議長 起立少数であります。

よって、請願第4号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第5号 TPP交渉参加に向けた協議の中止を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第5号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者1人 不起立者16人〕

○南田孝是議長 起立少数であります。

よって、請願第5号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第6号 基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第6号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者2人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、請願第6号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第7号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第7号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17人 不起立者0人〕

○南田孝是議長 起立全員であります。

よって、請願第7号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第8号 津幡町議会常任委員会の傍聴時に資料貸与を求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第8号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者2人 不起立者15人〕

○南田孝是議長 起立少数であります。

よって、請願第8号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第9号 交差点における左折運転者の死角をなくし歩行者の安全と交差点事故を激減させる為の請願書を採決いたします。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第9号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者1人 不起立者16人〕

○南田孝是議長 起立少数であります。

よって、請願第9号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、12月議会定例会で継続審査となっております請願第25号 「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書を採決いたします。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第25号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者1人 不起立者16人〕

○南田孝是議長 起立少数であります。

よって、請願第25号は、不採択とすることに決定いたしました。

#### <同意上程>

○南田孝是議長 日程第2 本日、町長から提出のあった同意第1号 河合谷財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、この案件が終結するまで谷下紀義議員の退場を求めます。

〔18番 谷下紀義議員 退場〕

○南田孝是議長 これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 議員各位におかれましては、3月6日の会議再開以来、連日にわたりまして慎重なご審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは今会議に提出させていただきました議案すべてにご決議を賜りましたことにつきまして、重ねてお礼申し上げます。

それでは、本日追加提案をいたしました人事案件につきまして、ご説明申し上げます。

**同意第1号** 河合谷財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて。

本案は、3月18日に任期満了となることに伴い、津幡町字上大田ル57番地 高山國男氏、津幡町字下河合チ24番地1 西村清治氏、津幡町字上河合ハ72番地 大澤松夫氏、津幡町字瓜生ヌ31番甲地 藤澤欽一氏、津幡町字牛首ト72番地 村上 亮氏、津幡町字牛首タ85番地 谷下紀義氏の6名を選任いたしたく、津幡町河合谷財産区管理会条例第3条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、本日ご提案を申し上げます人事案件につきまして、ご説明申し上げたところでございますが、何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

### <質疑・討論の省略>

○南田孝是議長 お諮りいたします。

同意第1号につきましては、人事に関する案件につき、質疑および討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、同意第1号については質疑および討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

### <採 決>

○南田孝是議長 これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第1号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、同意することに決しました。

谷下紀義議員の入場を許します。

〔18番 谷下紀義議員 入場〕

### <議会議案上程>

○南田孝是議長 日程第3 議会議案第2号および議会議案第3号を一括して議題といたします。

角井外喜雄産業建設常任委員長提出の議会議案第2号 TPP交渉への参加判断に関する意見書についての趣旨説明を求めます。

角井外喜雄産業建設常任委員長。

〔角井外喜雄産業建設常任委員長 登壇〕

○角井外喜雄産業建設常任委員長 TPP交渉への参加判断に関する意見書を地方自治法第109条第7項および津幡町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。

提出者、角井外喜雄。皆さんの前に配付してある趣旨説明を要約いたしまして、私の趣旨説明といたします。

今、9か国が24部会で各国の思惑の中で事前協議が行われております。果たしてその協議内容が日本にとって国益なのかそうでないのか、いまだ分かりません。事前協議は大変重要であります。アジア太平洋地域との経済交流は日本の経済成長にとって大変重要であります。しかし、今、その不明確な中で、政府におかれては、下記のとおり対応されるよう強く要望するものであります。

- 1 TPPに対する国民的議論が熟すよう、協議で得られた必要な情報は速やかに明らかにし、TPPの利点、不利となる点および国益上の危機を分かりやすく国民に説明すること。
- 2 TPPへの参加は、農林水産業を含む地域経済および医療、保険、雇用、食品安全性など国

民生活全般に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、交渉への正式参加を行わないこと。  
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。  
皆さまのご判断をお願いいたします。

#### <質 疑>

- 南田孝是議長 これより議案に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <討 論>

- 南田孝是議長 これより討論に入ります。  
討論はありませんか。  
ありませんので、討論を終結いたします。

#### <採 決>

- 南田孝是議長 これより議案採決に入ります。  
議会議案第2号を採決いたします。  
この採決は、起立によって行います。  
お諮りいたします。  
原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者17人 不起立者0人]

- 南田孝是議長 起立全員であります。  
よって、議会議案第2号は、原案のとおり可決されました。  
次に、谷口正一議員ほか4名提出の議会議案第3号 河北潟の環境再生を求める意見書について趣旨説明を求めます。  
14番 谷口正一議員。

[14番 谷口正一議員 登壇]

- 14番 谷口正一議員 きれいな河北潟を目指して、議会議案第3号 河北潟の環境再生を求める意見書を地方自治法第112条ならびに津幡町議会会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出するものであります。

提出者は私、谷口、賛成者は山崎議員、洲崎議員、河上議員、谷下議員であります。

本文の朗読を省略させていただきます。趣旨だけ朗読させていただきます。

- 1 循環型社会形成推進交付金による個人設置型浄化槽に対する補助を継続すること。
- 2 農業施設に影響を及ぼしているヘドロを早急に除去すること。
- 3 水質浄化施設や浸水対策のためのポンプを設置するとともにしゅんせつを実施し、あわせて水辺の植物群を再現し自然浄化機能を高めるなど、実効性ある水質浄化対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

議員各位のご賛同をよろしく申し上げます。

### <質 疑>

- 南田孝是議長 これより議案に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
ありませんので、質疑を終結いたします。

### <討 論>

- 南田孝是議長 これより討論に入ります。  
討論はありませんか。  
ありませんので、討論を終結いたします。

### <採 決>

- 南田孝是議長 これより議案採決に入ります。  
議会議案第3号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 南田孝是議長 異議なしと認めます。  
よって、議会議案第3号は、原案のとおり可決されました。  
ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕 午後3時55分

〔再開〕 午後3時56分

- 南田孝是議長 会議を再開いたします。  
お諮りいたします。

請願第6号および請願第7号の採択に伴い、議会議案第4号および議会議案第5号を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第4号および議会議案第5号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

### <議会議案上程>

- 南田孝是議長 追加日程第1 河上孝夫議員ほか2名提出の議会議案第4号 基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書、向 正則議員ほか2名提出の議会議案第5号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書を一括して議題といたします。

### <趣旨説明・質疑・討論の省略>

- 南田孝是議長 お諮りいたします。

以上の議会議案2件につきましては、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決

いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、以上の議会議案2件については、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

#### <採 決>

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第4号 基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書を採決いたします。

本案は起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者2人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、議会議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第5号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書を採決いたします。

本案は起立によって採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17人 不起立者0人〕

○南田孝是議長 起立全員であります。

よって、議会議案第5号は、原案のとおり可決されました。

以上、今議会で可決されました議会議案第2号から議会議案第5号までの提出先および処理方法につきましては、議長にご一任願います。

#### <閉議・散会>

○南田孝是議長 以上をもって、本3月会議に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、平成24年第2回津幡町議会定例会3月会議を散会いたします。

午後3時59分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 南田 孝是

署名議員 谷下 紀義

署名議員 八十嶋孝司

## 参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表 .....	1
1. 議会議案 .....	3
1. 委員会審査結果表 .....	8
1. 請 願 .....	14

平成24年第2回津幡町議会定例会3月会議一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質問事項	答弁者
1	3番 黒田 英世	1 志賀原発に対する当町の対応は	町 長
		2 土地開発公社の経営健全化と監査のあり方について	副 町 長
		3 土地開発公社の経営健全化と監査のあり方について	監査委員事務局長
		4 観光地としての基盤整備を	町 長
2	2番 西村 稔	1 除雪対策について	産業建設部長
		2 町政教室のあり方について	町 長
		3 福祉関係経費の増大について	町 長
3	17番 河上 孝夫	1 津幡丘陵公園の活用について	町 長
		2 県道瓜生能瀬線の瓜生地内で発生した土砂崩れ災害に対して町の対策は	総 務 部 長
		3 大河ドラマ誘致イベントにCD、DVDの活用を	産業建設部長
4	6番 森山 時夫	1 町の防災総合訓練の内容について	町 長
		2 災害時相互支援候補地について	町 長
		3 農業公園の構想について	町 長
		4 魅力ある施設で来町者増を図れ	町 長
5	12番 道下 政博	1 幼保一元化によるメリット、デメリットと導入の必要性を問う	教 育 委 員 長
		2 幼保一元化の取り組み予定は	町 長
		3 新規就農支援事業「青年就農給付金」の活用策を問う	産業経済課長
		4 なんでも日本一、なんでも世界一のさらなる推進を	町 長
6	5番 中村 一子	1 中学1年生から対象の子宮頸がんワクチン接種について	健康福祉課長
		2 中学1年生から対象の子宮頸がんワクチン接種について	教 育 長
		3 子宮頸がん検診に新検査「液状細胞診」の採用を求める	町 長
		4 新規運行計画される町営バス（仮称）能瀬・清水線の住宅街運行を	町 長
		5 あがた公園計画の財源内訳等について	町 長
		6 放射能汚染から学校や保育園等の給食の安全をどう守るのか	町 教 育 長
		7 津幡町も原子力防災対策対象地域に加えよと県に強く申し入れよ	町 長

番号	質問議員氏名	質 問 事 項		答 弁 者
7	8 番 酒井 義光	1	町内に海拔表示を	町 長
		2	地区の見どころ紹介を	生涯教育課長
8	11 番 向 正則	1	平成22年度財政健全化判断比率・公債費比率をどう評価するのか	町 長
		2	町の将来的ビジョンを問う	町 長
		3	並行在来線について	産業建設部長
		4	倶利伽羅地区振興会の要望書について	上下水道部長
9	9 番 塩谷 道子	1	町長の「原発から自然エネルギーへの転換」表明を求める	町 長
		2	介護保険第5期事業計画に関して介護保険料の問題を問う	町民福祉部長
		3	介護保険第5期事業計画に関して介護サービスについて問う	保険年金課長
		4	児童デイサービスの制度をより利用しやすくするために	町 長
10	1 番 八十嶋孝司	1	第四次津幡町総合計画の進展について	町 長
		2	障害者スポーツ指導員の養成にかかる助成について	町民福祉部長
		3	運動公園陸上競技場第三種公認更新費用について	教 育 部 長

平成24年3月14日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会産業建設常任委員長 角 井 外喜雄

TPP交渉への参加判断に関する意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

TPP交渉への参加判断に関する意見書

野田総理は、11月のアジア太平洋経済協力会議（APEC）首脳会議において、環太平洋連携協定（TPP）交渉参加に向けて、各国と協議に入ると述べ、事実上の交渉参加を表明した。その後、TPP交渉参加に当たって、国会審議における閣僚間の答弁の食い違いや日米両国政府の発表に矛盾が生じるなど、TPPをめぐる混乱に拍車がかかっている。

TPP交渉参加に当たっては、交渉で協議されている事項が何なのか、我が国の利点、不利となる点および国益上の危機が何か、いかなる対策を検討しているのかが国民に示されないばかりか、政府内の各省の試算がバラバラであることや政府が正確な情報を出さないため、国民的議論が全く熟していない段階である。特にTPPは「聖域なき関税ゼロ」が前提であるとされているにも関わらず、これに我が国がどのように対応するのかが不明確な中で参加表明に踏み切ったことは、拙速のそしりを免れない。

また、当町を含め8割の都道府県・市町村議会で交渉参加反対の意見書が採択されたこと、全国で1,166万人を超える交渉参加反対の署名が提出されたこと、356人にのぼる国会議員が交渉参加への反対を求める請願書に署名されたこと等にもかかわらず、政府が協議に踏み切ったことは極めて遺憾である。

よって、政府におかれては、下記のとおり対応されるよう強く要望する。

記

- 1 TPPに対する国民的議論が熟すよう、協議で得られた必要な情報は速やかに明らかにし、TPPの利点、不利となる点および国益上の危機を分かりやすく国民に説明すること。
- 2 TPPへの参加は、農林水産業を含む地域経済および医療、保険、雇用、食品安全性など国民生活全般に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、交渉への正式参加を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者	津幡町議会議員	谷 口 正 一
賛成者	津幡町議会議員	山 崎 太 市
同	津幡町議会議員	洲 崎 正 昭
同	津幡町議会議員	河 上 孝 夫
同	津幡町議会議員	谷 下 紀 義

河北潟の環境再生を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

河北潟の環境再生を求める意見書

河北潟は、地域住民に豊かな自然の恵みをもたらしてくれた湖沼であり、その豊かな自然環境の再生と将来における貴重な地域資源としての利活用は、地域住民の切なる願いである。

そのため、金沢市、かほく市、津幡町、内灘町の河北潟周辺2市2町では、河北潟の豊かな自然を保全し、周辺的生活環境を改善するため地域住民と一体となり普及啓発活動に取り組んできている。

近年、公共下水道の普及など生活排水対策によって流入する水質に改善傾向が見られるものの、周辺地域および干拓地内からの排水の流入により、抜本的な水質改善に至っていないのが現状であり、COD（化学的酸素要求量）、全窒素・全リン濃度は環境基準に達していない。

よって、政府におかれては、河北潟の環境保全・再生のため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 循環型社会形成推進交付金による個人設置型浄化槽に対する補助を継続すること。
- 2 農業施設に影響を及ぼしているヘドロを早急に除去すること。
- 3 水質浄化施設や浸水対策のためのポンプを設置するとともにしゅんせつを実施し、あわせて水辺の植物群を再現し自然浄化機能を高めるなど、実効性ある水質浄化対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月14日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会議員 河 上 孝 夫  
賛成者 津幡町議会議員 黒 田 英 世  
同 津幡町議会議員 荒 井 克

基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会  
会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書

国が地方自治体の仕事をさまざまな基準で細かく縛る「義務付け・枠付け」の見直しや都道府県  
から市町村への権限移譲を進めるための地域主権一括法の第1次・第2次一括法が、昨年の通常国  
会で成立した。291項目にわたる第3次見直しも昨年末に閣議決定され、本年の通常国会に提出され  
る見通しとなっている。

一方、自主財源の乏しい地方自治体は、人件費の抑制、事務事業の抜本的な見直しによる歳出削  
減など、徹底した行財政改革を進めてきているが、財源の多くを国によって定められた行政水準の  
確保に費やさざるを得ないなどで、さらに厳しい財政運営を強いられている。地方自治体は、農林  
水産業の振興や地域経済の活性化、少子・高齢社会、高度情報化への対応、防災対策や各種社会資  
本整備など重要な課題を有し、これらの財政需要に対応し得る地方財政基盤の充実・強化が急務と  
なっている。

地域主権改革は、地域住民がみずから考え、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想  
に基づく改革を目指すものであり、明治以来の中央集権体質からの脱却、国と地方が対等の立場で  
対話できる関係への根本的な転換を進めていくものでなければならない。

よって、政府におかれては、基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を図るため、  
下記事項を速やかに実施されるよう強く要望する。

記

- 1 政府においては、権限移譲に伴い必要となる財源措置を確実にを行うこと。また、移譲時に必要  
となる電算システム整備など臨時的経費についても確実に財源措置を行うこと。
- 2 都道府県から基礎自治体への権限移譲においては、事務引き継ぎ、研修、職員派遣、都道府県・  
市町村間の推進体制の構築など、基礎自治体への権限移譲が円滑に進められるよう、政府は、移  
譲の時期、具体的な財源措置など必要な事項について地方側に十分な情報提供を行うこと。
- 3 厳しい行財政環境や超高齢化の進行の中で、移譲される権限の内容によっては、人員体制等も  
含め、各市町村単独での権限移譲に課題を抱える地域もあるものと予想されることから、広域連

合の設立手続きの簡素化なども含め、市町村が共同で柔軟に権限を行使できる仕組みを整備し、地域の実情に応じた効率的な権限移譲が行われるようにすること。

- 4 地方の自主性・裁量性を拡大し、地方の特性に応じて事務が行えるよう、一層の「義務付け・枠付け」の見直しを行うとともに、今後の見直しに当たっては、「国と地方の協議の場」等において地方との十分な協議を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月14日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会議員 向 正 則  
賛成者 津幡町議会議員 八十嶋 孝 司  
同 津幡町議会議員 多 賀 吉 一

こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

---

こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書

心身の健康は、一人一人の国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものである。しかし、現在の我が国は、年間自殺者が3万人にも上り、320万人を超える方々、つまり国民の40人に1人以上が精神疾患のために医療機関を受診しているという数字に代表されるように、「国民のこころの健康危機」と言える状況にある。ひきこもり・虐待・路上生活など多くの社会問題の背景にも、こころの健康の問題があると言える。

しかし、日本における精神保健・医療・福祉のサービスの現状は、こうしたこころの健康についての国民ニーズにこたえられるものではない。

こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展の活力ある社会を実現するためには、こころの健康を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な施策を実行することが必要である。

よって、政府におかれては、その重要性にふさわしく、すべての国民を対象とした、こころの健康についての総合的で長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」を早期に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年第2回津幡町議会定例会3月会議

常任委員会議案審査結果表

総務常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第5号	平成24年度津幡町一般会計予算 第1表 歳入歳出予算中 歳入 全部 歳出 第1款 議会費      第1項 議会費 第2款 総務費      第1項 総務管理費 第2項 徴税費 第4項 選挙費 第5項 統計調査費 第6項 監査委員費 第8項 防災費 第9款 消防費      第1項 消防費 第12款 公債費      第1項 公債費 第13款 予備費      第1項 予備費 第2表 債務負担行為 第3表 地方債	原案可決
議案第14号	平成24年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算	〃
議案第15号	平成24年度津幡町河合谷財産区特別会計予算	〃
議案第18号	平成23年度津幡町一般会計補正予算（第7号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳入 全部 歳出 第1款 議会費      第1項 議会費 第2款 総務費      第1項 総務管理費 第2項 徴税費 第4項 選挙費 第5項 統計調査費 第6項 監査委員費 第8項 防災費 第9款 消防費      第1項 消防費 第12款 公債費      第1項 公債費 第2表 繰越明許費 第3表 債務負担行為補正 第4表 地方債補正	〃

議案番号	件名	議決の結果
議案第25号	平成23年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第26号	平成23年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第28号	非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第29号	津幡町部設置条例等の一部を改正する条例について	〃
議案第30号	津幡町税条例の一部を改正する条例について	〃
議案第31号	津幡町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例について	〃
議案第48号	朝日畑辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	〃
請願第1号	政党助成金の廃止を求める意見書の提出を求める請願	不採択
請願第2号	消費税増税反対に関する請願	〃
請願第4号	「津幡町が県の地方税滞納整理機構に参加しない」ことの議会決議を求める請願書	〃
請願第6号	基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書の提出を求める請願	採 択
請願第8号	津幡町議会常任委員会の傍聴時に資料貸与を求める請願書	不採択

平成24年第2回津幡町議会定例会3月会議  
 常任委員会議案審査結果表  
 文教福祉常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第5号	平成24年度津幡町一般会計予算 第1表 歳入歳出予算中 歳 出 第2款 総務費 第3項 戸籍住民登録費 第7項 防犯と交通安全対策費 第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第2項 児童福祉費 第3項 災害救助費 第4款 衛生費 第1項 保健衛生費 第2項 清掃費 第10款 教育費 第1項 教育総務費 第2項 小学校費 第3項 中学校費 第4項 幼稚園費 第5項 社会教育費 第6項 保健体育費	原案可決
議案第6号	平成24年度津幡町国民健康保険特別会計予算	〃
議案第7号	平成24年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算	〃
議案第8号	平成24年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算	〃
議案第9号	平成24年度津幡町介護保険特別会計予算	〃
議案第16号	平成24年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算	〃
議案第18号	平成23年度津幡町一般会計補正予算（第7号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第2款 総務費 第3項 戸籍住民登録費 第7項 防犯と交通安全対策費 第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第2項 児童福祉費 第4款 衛生費 第1項 保健衛生費 第2項 清掃費 第10款 教育費 第1項 教育総務費 第2項 小学校費 第3項 中学校費 第4項 幼稚園費 第5項 社会教育費 第6項 保健体育費	〃

議案番号	件名	議決の結果
議案第19号	平成23年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第20号	平成23年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第21号	平成23年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第22号	平成23年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第27号	平成23年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第1号）	〃
議案第32号	津幡町子ども医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第33号	津幡町介護保険条例の一部を改正する条例について	〃
議案第34号	津幡町環境美化条例について	〃
議案第35号	津幡町暴力団排除条例について	〃
議案第36号	津幡町立学校施設使用条例の一部を改正する条例について	〃
議案第37号	津幡町公民館設置条例及び津幡町公民館使用条例の一部を改正する条例について	〃
議案第38号	津幡町体育施設条例の一部を改正する条例について	〃
議案第39号	津幡町コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例について	〃
議案第40号	津幡町立図書館設置条例の一部を改正する条例について	〃
議案第41号	津幡町文化会館条例の一部を改正する条例について	〃
議案第42号	津幡町生涯学習センター条例の一部を改正する条例について	〃
議案第43号	津幡町地域交流センター条例の一部を改正する条例について	〃
議案第45号	指定管理者の指定について（津幡町高齢者福祉施設ウェルピア倉見）	〃
議案第49号	請負契約の締結について（津幡町立太白台小学校大規模改造・耐震改修工事（建築））	〃
請願第3号	公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願	不採択
請願第7号	こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書の提出を求める請願	採 択
請願第9号	交差点における左折運転者の死角をなくし歩行者の安全と交差点事故を激減させる為の請願書	不採択
( 継 続 )		
請願第25号	「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書	不採択

平成24年第2回津幡町議会定例会3月会議  
 常任委員会議案審査結果表  
 産業建設常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第5号	平成24年度津幡町一般会計予算 第1表 歳入歳出予算中 歳 出 第5款 労働費          第1項 労働諸費 第6款 農林水産業費  第1項 農業費 第2項 林業費 第7款 商工費          第1項 商工費 第2項 交通政策費 第8款 土木費          第1項 土木管理費 第2項 道路橋梁費 第3項 河川費 第4項 都市計画費 第5項 住宅費 第11款 災害復旧費    第1項 農林水産施設災害復旧費 第2項 公共土木施設災害復旧費	原案可決
議案第10号	平成24年度津幡町簡易水道事業特別会計予算	〃
議案第11号	平成24年度津幡町公共下水道事業特別会計予算	〃
議案第12号	平成24年度津幡町農業集落排水事業特別会計予算	〃
議案第13号	平成24年度津幡町バス事業特別会計予算	〃
議案第17号	平成24年度津幡町水道事業会計予算	〃
議案第18号	平成23年度津幡町一般会計補正予算（第7号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第5款 労働費          第1項 労働諸費 第6款 農林水産業費  第1項 農業費 第2項 林業費 第7款 商工費          第1項 商工費 第2項 交通政策費 第8款 土木費          第2項 道路橋梁費 第3項 河川費 第4項 都市計画費 第5項 住宅費 第11款 災害復旧費    第1項 公共土木施設災害復旧費 第2項 農林水産施設災害復旧費	〃

議案番号	件名	議決の結果
議案第23号	平成23年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第24号	平成23年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第44号	津幡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について	〃
議案第46号	指定管理者の指定について（津幡町総合交流型宿泊研修施設倶利伽羅塾）	〃
議案第47号	指定管理者の指定について（津幡町中高年齢労働者福祉センターサンライフ津幡）	〃
請願第5号	T P P 交渉参加に向けた協議の中止を求める請願	不採択

受理番号	請願第1号	受理年月日	平成24年2月22日	付託委員会	総務常任委員会
件名	政党助成金の廃止を求める意見書の提出を求める請願				
請願者住所氏名	河北郡津幡町字越中坂133-1 西村善男	紹介議員	塩谷道子		
<p><b>【請願主旨】</b></p> <p>政党助成金は、金権政治に対する国民の批判を背景に、企業・団体献金を自粛する流れの中で、1994年の「政治改革」関連法で小選挙区とセットで導入された。実施されてから今年で18年目となる。</p> <p>政党助成金は、国民一人当たり250円で年間約320億円、実施以来約5358億円が各政党に配分されてきた。ところが、現在、政党助成金を受け取っている政党のほとんどが企業や団体からの献金を受け取っている。企業・団体献金を受け取りながら政党助成金を受け取り続けることは、国民を欺くものである。</p> <p>政治の特権にメスを入れると言うなら、国会議員一人当たり年間4,600万円もの政党助成金にこそメスを入れるべきである。</p> <p>また、政党の財源の主要な部分が公費によって賄われるような現状は、政治家が国民目線を忘れ、国民の政治離れをつくりだしている一因となっている。</p> <p>本来、国庫に返納しなければならない政党助成金の残高63億7千万円が貯めこまれているが、政党助成法に基づき、直ちに残金は国庫に返納すべきである。</p> <p>国民の税金は、本来、教育や医療など国民のために使うべきであり、震災からの復興に向けて被災者と国民が心をつなげて頑張っている時に、国民に負担を求める前に、政党助成金を直ちに被災者支援に充てるべきである。</p> <p>18年の節目を迎えている政党助成金制度について、きちんと検証するとともに廃止の方向を打ち出してこそ、国民の政治への信頼を取り戻すことができる。</p> <p>以上の主旨から下記の事項について意見書を政府関係機関に提出するよう請願する。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 政党助成金は直ちに廃止すること。</li> <li>2. 政党助成金の残金は直ちに返納すること。</li> </ol> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願する。</p>					

受理番号	請願第2号	受理年月日	平成24年2月22日	付託委員会	総務常任委員会
件名	消費税増税反対に関する請願				
請願者住所氏名	石川県金沢市新保本4-66-4 消費税廃止石川県各界連絡会 加藤忠男	紹介議員	塩谷道子		
<p><b>【請願趣旨】</b></p> <p>政府民主党は、消費税増税法案の土台となる「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定しました。消費税を2014年4月に8%、2015年10月に10%へ引き上げることを柱にしています。</p> <p>そもそも消費税は、所得の低い人ほど負担が重い税金です。そのためヨーロッパなどでも食料品や生活必需品は、非課税か、低い税率になっています。ヨーロッパの消費税も、税収全体に占める消費税の割合は日本とほぼ同じです。しかし日本の消費税は、水やコメにも、高級な宝飾品にも同じ税率がかかります。これが10%になれば、重い負担が低所得者世帯の生活を直撃します。また消費税増税は、生活再建をする東日本大震災の被災者にとって最も過酷な税金です。しかも震災の影響で日本経済の低迷が続く中、消費税増税は暮らしと経済への破壊的な影響を与えます。消費税増税による景気悪化が税収を落ち込ませ、更なる財政危機を招いた1997年の5%増税の失政に学ぶべきです。</p> <p>今、必要なことは、一部の大企業・大資産家を優遇する税制を是正するなど、税金の集め方を憲法の応能負担の原則にもとづき改革すること、政党助成金や在日米軍の経費など必要のない軍事費を削減すること、大企業だけが大もうけをする大型開発の浪費を是正するなど税金の使い道を改善することです。</p> <p>私たちは、消費税の増税をきっぱりやめることを求めます。</p> <p>以上から、下記の内容について請願致します。</p> <p><b>【請願内容】</b></p> <p>上記請願趣旨の内容を意見書として採択し（又は、議会として決議し）政府に送付していただくこと。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					

受理番号	請願第3号	受理年月日	平成24年2月22日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件名	公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願				
請願者 住所氏名	金沢市上荒屋1-312 全日本年金者組合石川県本部 執行委員長 中川弘雄		紹介議員	塩谷道子	
<p>日夜を分かたぬ市民生活向上のためのご尽力に敬意を表します。</p> <p>さて、政府は税と社会保障の一体改革の中で、私たちの生活にかかわる多くのことを改悪しようとしています。</p> <p>特に年金の「特例水準解消」で2.5%削減は次の理由で絶対に容認できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 10年も前の措置をあたかも借金でもあるかのように見たてるのは不当であり消滅時効に相当する措置をとるべきです。</li> <li>2. 特例措置分は04年の法改正において、物価が上昇する状況の中で解消することとしており、この約束にも反します。</li> <li>3. 高齢者の生活実態をまったく無視した暴挙です。年金の2.5%削減を行なえば、消費はさらに冷え込みます。</li> <li>4. 年金のほとんどが地域で消費されることを考えれば、地域経済を縮小することになります。</li> <li>5. 全国的にはデフレ脱却は一層困難になります。</li> </ol> <p>かかる影響を勘案いただき、貴議会において、地方自治法第99条に基づく下記事項の意見書を国に提出していただくよう請願します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公的年金の「特例水準解消」2.5%削減は行なわないこと。</li> </ol> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					

受理番号	請願第4号	受理年月日	平成24年2月23日	付託委員会	総務常任委員会
件名	「津幡町が県の地方税滞納整理機構に参加しない」ことの議会決議を求める請願書				
請願者住所氏名	石川県金沢市新保本4-66-4 石川県商工団体連合会 会長 加藤 忠 男	紹介議員	塩谷 道子		
<p>石川県は4月から、かほく市・白山市・野々市市と共同で地方税滞納整理機構を設立しようとしています。さらにこの実績を踏まえ、県内全自治体からの参加を広げる計画です。</p> <p>日本国憲法25条は生存権を規定し、30条で租税法律主義を規定しています。憲法のもとで「法律にもとづく行政」は、人権尊重を内容とすべきです。地方自治法第1条の2は「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と定めています。地域住民が生活する自治体から離れ、税金などの滞納整理に特化した組織をつくり運営することは、こうした自治体の役割を弱体化させ、滞納者の人権を侵害する危険性をはらんでいます。</p> <p>「構造改革」と深刻な不況で、県民の中に貧困と格差が広がっています。一方、低所得者や高齢者世帯への増税や住民税のフラット化などの税制「改正」が行われてきました。さらに東日本大震災の影響が様々なところで現れています。その結果「税金を払いたくても払えない」納税者が増えています。全国では、こうした納税者の状況を無視し、生活困窮者に対しても差押えを行い、自殺に追い込んだ悲劇もうまれています。県内でも差押え禁止である「給与」の差し押さえ処分を行った事例が発生しています。「地方税滞納整理機構」などの設立はこれに拍車をかけるものです。</p> <p>税金などの滞納者の多くは、病気や失業、経営困難や多重債務など「税金を払いたくても払えない」様々な原因を抱えています。滞納整理の基本は、滞納者の現状をその自治体で十分把握し、納税資力判定による適切な徴収、あるいは納税緩和措置の適用、さらには納税資力の回復のための総合的支援などを進めることによって行われるべきです。これは滞納者が生活する身近な自治体でこそ可能です。</p> <p>以上の主旨をふまえ、次のとおり請願するものです。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <p>1. 津幡町議会として石川県「地方税滞納整理機構」に参加しないことを決議してください。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					

受理番号	請願第5号	受理年月日	平成24年2月23日	付託委員会	産業建設常任委員会
件名	T P P交渉参加に向けた協議の中止を求める請願				
請願者 住所氏名	石川県能美市辰口町204-1 農民運動石川県連合会 宮岸美則	紹介議員	塩谷道子		
<p><b>【請願趣旨】</b></p> <p>政府は、野田首相の「T P Pへの参加に向けて関係各国との協議に入る」との方針に基づいてT P P関係各国との協議を行っています。</p> <p>これまでの9カ国によるT P P交渉では、関税ゼロを大原則にすることや貿易にとどまらない、さまざまなルールの「共通化」や規制緩和も論議されているといわれています。日本が「参加」することになれば、これまでアメリカをはじめ、各国が日本に求めてきた規制緩和が新たに協議されることとなります。</p> <p>この間のアメリカとの事前協議では、牛肉の輸入条件緩和、郵政民営化の徹底、自動車分野の協議を求めています。さらに、医療への自由競争の持ち込み、食の安全基準・表示の緩和、公共事業への外国企業の参入や労働規制の緩和、共済制度の廃止など、従来から日本に解決すべき事項として要求してきたことを協議対象にするよう強力に求めてくることは明らかです。</p> <p>このような心配があるからこそ、44道府県や全市町村の8割余におよぶ議会、さまざまな分野の団体が参加に反対、あるいは慎重な対応を求めてきたのです。また、国民の8～9割が政府の説明は不十分だと指摘しています。</p> <p>野田首相は、T P P関係各国が日本に求めている要求や情報を国民に明らかにし、国民的議論を踏まえてT P P交渉に参加するか否かの結論を出すということを繰り返し強調してきました。しかし、ニュージーランド外務貿易省は、T P P交渉そのものが秘密主義であることを公式に表明していることは重大です。このままでは、国民的に十分な情報が開示されないまま、結論が押し付けられる疑念があります。</p> <p>つまり、T P P参加については、その内容の面でも手続きの面でも重大な問題点を含んでおり、このまま関係各国との協議を進めることは許されません。</p> <p>以上の主旨から下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出することを請願します。</p> <p><b>【請願項目】</b></p> <p>1. T P Pへの事実上の参加表明を撤回し、関係各国との協議を中止すること。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					

受理番号	請願第6号	受理年月日	平成24年2月23日	付託委員会	総務常任委員会
件名	基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書の提出を求める請願				
請願者住所氏名	河北郡津幡町字潟幡262-1 公明党津幡支部津幡南地区員 水上一弘	紹介議員	道下政博		
<p>国が地方自治体の仕事を様々な基準で細かく縛る「義務付け・枠付け」の見直しや、都道府県から市町村への権限移譲を進めるための地域主権「一括法」の第1次・第2次一括法が、昨年の通常国会で成立しました。291目にわたる第3次見直しも昨年末に閣議決定され、本年の通常国会に提出される見通しとなっています。</p> <p>一方、自主財源の乏しい地方自治体は、人件費の抑制、事務事業の抜本的な見直しによる歳出削減など、徹底した行財政改革を進めてきていますが、財源の多くを国によって定められた行政水準の確保に費やさざるを得ないなどで、さらに厳しい財政運営を強いられています。地方自治体は、農林水産業の振興や地域経済の活性化、少子・高齢社会、高度情報化への対応、防災対策や各種社会資本整備など重要な課題を有し、これらの財政需要に対応し得る地方財政基盤の充実・強化が急務となっています。</p> <p>地域主権改革は、地域住民が自ら考え、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づく改革をめざすものであり、明治以来の中央集権体質からの脱却、国と地方が対等の立場で対話できる関係への根本的な転換を進めていくものでなければなりません。</p> <p>よって政府におかれては、基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を図るため、下記事項を速やかに実施されるよう強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 政府においては、権限移譲に伴い必要となる財源措置を確実に行うこと。また、移譲時に必要となる電算システム整備など臨時的経費についても確実に財源措置を行うこと。</li> <li>2 都道府県から基礎自治体への権限移譲においては、事務引継ぎ、研修、職員派遣、都道府県・市町村間の推進体制の構築など、基礎自治体への権限移譲が円滑に進められるよう、政府は、移譲の時期、具体的な財源措置など必要な事項について地方側に十分な情報提供を行うこと。</li> <li>3 厳しい行財政環境や超高齢化の進行の中で、移譲される権限の内容によっては、人員体制等も含め、各市町村単独での権限移譲に課題を抱える地域もあるものと予想されることから、広域連合の設立手続きの簡素化なども含め、市町村が共同で柔軟に権限を行使できる仕組みを整備し、地域の実情に応じた効率的な権限移譲が行われるようにすること。</li> <li>4 地方の自主性・裁量性を拡大し、地方の特性に応じて事務が行えるよう、一層の「義務付け・枠付け」の見直しを行うとともに、今後の見直しに当たっては、「国と地方の協議の場」等において地方との十分な協議を行うこと。</li> </ol> <p>以上、地方自治法第124条の規定により請願します。</p>					

受理番号	請願第7号	受理年月日	平成24年2月23日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件名	こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書の提出を求める請願				
請願者 住所氏名	河北郡津幡町字潟幡262-1 公明党津幡支部津幡南地区員 水上一弘	紹介議員	道下政博		
<p>心身の健康は、一人ひとりの国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものです。しかし現在の我が国は、年間自殺者が3万人にも上り、320万人を超える方々、つまり国民の40人に1人以上が精神疾患のために医療機関を受診しているという数字に代表されるように、「国民のこころの健康危機」といえる状況にあります。ひきこもり・虐待・路上生活など多くの社会問題の背景にも、こころの健康の問題があるといえます。</p> <p>しかし日本における精神保健・医療・福祉のサービスの現状は、こうしたこころの健康についての国民ニーズに応えられるものではありません。</p> <p>世界保健機構（WHO）は、病気が命を奪い生活を障害する程度を表す総合指標（障害調整生命年〈DALY〉: disability adjusted life years）を開発し、政策における優先度を表す指標として提唱していますが、この世界標準の指標により、先進国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であることが明らかになりました。</p> <p>精神疾患は、それに続くがんと循環器疾患と合わせて三大疾患の一つといえます（WHOの「命と生活障害の総合指標」による）。</p> <p>欧米ではこの指標に基づいて国民の健康についての施策が進められていますが、日本ではそうした重要度に相応しい施策がとられてきていません。</p> <p>こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展の活力ある社会を実現するためには、こころの健康を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な施策を実行することが必要です。</p> <p>よって、その重要性にふさわしく、すべての国民を対象とした、こころの健康についての総合的で長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を強く求めます。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定により請願します。</p>					

受理番号	請願第8号	受理年月日	平成24年2月23日	付託委員会	総務常任委員会
件名	津幡町議会常任委員会の傍聴時に資料貸与を求める請願書				
請願者 住所氏名	河北郡津幡町字能瀬口150 中村政利		紹介議員	黒田英世子 中村一子	
<p><b>【要旨】</b> 津幡町議会常任委員会傍聴時に委員会資料を傍聴人に貸与されたい。</p> <p><b>【理由】</b> 津幡町議会常任委員会では、2011年度6月議会から委員長の許可により一名のみの傍聴が認められるようになったが、傍聴人に用意されているのは、委員会の審議に直接関係のない議案書と椅子だけである。</p> <p>行政各部課からの説明は議員に渡されている委員会資料を参照しながら進められるのに、傍聴人の手元には資料がないので、審議の内容がほとんどわからない。6月、9月の常任委員会においては各委員会に傍聴人があったが、12月議会の常任委員会においては傍聴人はゼロとなった。このままでは傍聴は有名無実化し、町民の知る権利は著しく制限されていると言わざるを得ない。</p> <p>隣接するかほく市、小矢部市の両議会の常任委員会では複数名の傍聴者に対応して議員と同じ資料が用意され、貸与されている。議会の可視化、開かれた議会づくりを進めるためにも、当町においても議会各常任委員会の傍聴に際し、傍聴人に委員会資料を貸与されたい。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願する。</p>					

受理番号	請願第9号	受理年月日	平成24年2月23日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件名	交差点における左折運転者の死角をなくし歩行者の安全と交差点事故を激減させる為の請願書				
請願者住所氏名	河北郡津幡町字渦端ト65-1 多田哲夫	紹介議員	西村稔		
<p><b>【請願要綱】</b></p> <p>交差点内での歩行者との交通事故は、車が左折する時に交差点における歩道の場所は歩行者が最短距離を横断できるように配慮してあるが、左折する車が真直ぐになっていない為運転者の死角になり、注意する範囲を越え運転者に対しての安全運転の領域を越える酷な法律であり、運転者の人権を侵害している事と歩行者の安全を無視するものであります。早急に車が真直ぐになり、左右の安全を確認できる位置まで約6m前方に移設表示するよう道路管理者、警察庁、公安委員会、知事、市町村、その他の関係機関に請願し、早急な対策を行い事故を激減するよう願うものです。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路交通法による横断歩道設置基準の見直しや、左折者の運転手が左右の安全を確認できる位置まで交差点より概ね6m前方にずらし設置する基準に改正すること。</li> <li>2. 歩行者の安全と運転者の人権を守り、交通事故を激減させること。</li> </ol> <p>以上の請願を地方自治法第124条の規定により提出します。</p>					